

裁	判	所			
デ	ー	タ	ブ	ッ	ク

2 0 2 6

裁判所データブック2026 目次

第1部 組織関係

1 裁判所の組織

§ 1 裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数	1
§ 2 下級裁判所及び検察審査会の名称	2
§ 3 裁判所機構図	11
§ 4 裁判所審級図	
(1) 地裁民事・行政事件	13
(2) 簡裁民事事件	14
(3) 人事訴訟事件	15
(4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件（決定・命令手続）	16
(5) 刑事事件	17
(6) 刑事事件（決定・命令手続）	
① 一般抗告（即時抗告、通常抗告）	18
② 準抗告	19
(7) 家事事件	20
(8) 少年事件	21

2 裁判所の職員

§ 1 裁判所職員（執行官を除く。）の定員	22
§ 2 執行官の数	23
§ 3 調停官の数	23
§ 4 民事調停委員及び家事調停委員の数	23
§ 5 司法委員及び参与員の数	24
§ 6 鑑定委員の数	24
§ 7 専門委員の数	24
§ 8 労働審判員の数	24
§ 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数	24

3 裁判官の報酬等

4 裁判所の予算

5 その他の参考事項（裁判官以外の司法関係者の資料を含む。）

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移	27
§ 2 弁護士の数と人口との関係	29
§ 3 司法修習生の数（採用者数）	30
§ 4 終了者の進路別人数	31

第2部 事件の統計

第1 事件数

1 全裁判所の新受全事件数……………33

2 民事事件

§ 1 民事・行政訴訟事件

(1) 第一審民事通常訴訟事件

① 地方裁判所……………34

② 簡易裁判所……………35

(2) 第一審行政訴訟事件

① 高等裁判所……………37

② 地方裁判所……………38

(3) 控訴事件

① 高等裁判所（ア）民事訴訟事件……………39

（イ）行政訴訟事件……………39

② 地方裁判所……………40

(4) 上告事件（特別上告を含まない。平成10年以降は上告受理を含む。）

① 最高裁判所（ア）民事訴訟事件……………41

（イ）行政訴訟事件……………41

② 高等裁判所……………42

§ 2 民事調停事件

(1) 全事件……………43

(2) 特定調停事件（内数）……………44

§ 3 民事執行事件

(1) 不動産執行事件……………45

(2) 不動産等引渡事件……………45

(3) 動産執行事件……………46

(4) 債権執行事件……………47

(5) 財産開示事件……………47

(6) 第三者からの情報取得事件……………47

§ 4 民事保全事件

(1) 仮差押え事件……………48

(2) 仮処分事件……………48

§ 5 倒産事件

(1) 破産事件

① 全事件……………49

② 個人（内数）……………49

(2) 民事再生事件

① 通常再生事件	50
② 個人再生事件	50
(3) 会社更生事件	51
(4) 特別清算事件	51
§ 6 少額訴訟事件（簡易裁判所）	52
§ 7 配偶者暴力等に関する保護命令事件	53
§ 8 労働審判事件－地方裁判所	53
3 刑事事件	
§ 1 刑事訴訟事件	
(1) 第一審事件	
① 高等裁判所	54
② 地方裁判所	54
③ 簡易裁判所（ア）通常事件	55
（イ）略式事件	55
(2) 控訴事件	56
(3) 上告事件（非常上告を含む。）	56
§ 2 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	
(1) 地方裁判所	57
(2) 簡易裁判所	57
§ 3 刑事通常第一審における弁護人が選任された人員	
(1) 地方裁判所	58
(2) 簡易裁判所	58
§ 4 刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移 （地方裁判所・簡易裁判所総数）	
(1) 有罪人員の推移	59
(2) 言語別有罪人員の推移	60
§ 5 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件（地方裁判所）	
(1) 裁判員裁判対象事件の新受人員	61
(2) 裁判員の合議体により裁判がされた終局人員	61
4 家事事件及び人事訴訟事件	
§ 1 家事審判事件	62
§ 2 家事調停事件	63
§ 3 人事訴訟事件	64
§ 4 成年後見関係事件	64
§ 5 子の返還申立事件	65
5 少年事件	
§ 1 少年保護事件人員の歴年比較	66
§ 2 少年保護事件の終局事由別人員数	66

§ 3	一般保護事件の既済人員－付添人の種類別－全家庭裁判所	67
6	医療観察事件	
§ 1	医療観察処遇事件－地方裁判所	68
§ 2	医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員数－地方裁判所	68
§ 3	医療観察処遇事件の終局総人員－終局区分別－地方裁判所	69
第2	審理期間	
1	訴訟事件	
§ 1	民事事件	
(1)	地方裁判所第一審	
①－1	通常訴訟（全体、対席判決）	70
①－2	民事第一審通常訴訟における審理期間が2年を超えて係属する事件数	70
②	医事関係民事第一審通常訴訟	71
③	労働関係民事第一審通常訴訟	71
④	知的財産権関係民事通常訴訟	72
⑤	行政訴訟	72
(2)	簡易裁判所	73
§ 2	刑事事件	
(1)	地方裁判所通常第一審	
①	平均審理期間の推移	74
②	通常第一審事件（合議）の平均審理期間	74
③	刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が2年を超えて 係属する実人員数	75
④	審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔（地方裁判所）	76
⑤	裁判員の合議体により裁判がされた事件の審理期間及び平均開廷回数 （地方裁判所）	76
(2)	簡易裁判所通常第一審	
①	平均審理期間の推移	77
②	審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔（簡易裁判所）	78
2	調停事件	
§ 1	民事調停事件	79
§ 2	家事調停事件	79
3	民事執行事件	
	不動産執行事件	80
第3	検察審査会の事件の処理状況	81
付録	証人等日当等	(1)
	全国裁判所所在地図	(2)
	全国の裁判所の所在地及び電話番号一覧	(11)

第 1 部 組 織 関 係

1 裁判所の組織

憲法 76 条 1 項では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定められています。この規定を受け、裁判所法が、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の 4 種類の裁判所を設け（裁判所法 2 条 1 項）、それぞれの裁判所が扱う事件を定めています。

そして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、具体的な下級裁判所の名称、所在地及び管轄区域が定められています。

また、検察審査会法 1 条では、「政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に検察審査会を置く。」と定められています。この規定を受け、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令により、検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部並びに検察審査会の名称及び管轄区域が定められています。

§ 1 裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数

最高裁判所		1	
高等裁判所	本 庁	8	
	支 部	6	(注 1)
地方裁判所	本 庁	5 0	
	支 部	2 0 3	(注 2)
家庭裁判所	本 庁	5 0	
	支 部	2 0 3	(注 3)
	出 張 所	7 7	
簡易裁判所	地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所	2 5 3	4 3 8
	その他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）	1 8 5	
検察審査会	地方裁判所本庁所在地	6 7 (注 4)	1 6 5
	地方裁判所支部所在地	9 8	

(注)

- 1 6 支部のほか、東京高等裁判所には、特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれている。
- 2 合議事件を取り扱う支部 6 3 庁
- 3 (1) 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う支部 1 0 2 庁
(2) 合議事件を取り扱う支部 6 3 庁
- 4 東京には 6 庁、大阪には 4 庁、横浜には 3 庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡には各 2 庁

§ 2 下級裁判所及び検察審査会の名称

凡 例

- (1) 簡易裁判所の欄中「×」は、事務移転庁であることを示す。
- (2) 合議事件欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
ただし、裁判員裁判対象事件は、地方裁判所の本庁、東京地方裁判所立川支部、横浜地方裁判所小田原支部、静岡地方裁判所沼津支部、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部、大阪地方裁判所堺支部、神戸地方裁判所姫路支部、名古屋地方裁判所岡崎支部、福岡地方裁判所小倉支部及び福島地方裁判所郡山支部のみで取り扱い、その他の支部では取り扱わない。
- (3) 少年事件欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
- (4) 各高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部、家庭裁判所の出張所並びに検察審査会は、簡易裁判所欄記載の簡易裁判所の管轄区域をその管轄区域としている。

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会				
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所								
東京	知的財産高等裁判所（注１）											
	東京		八丈島	とうきょう 東京	東京	東京	東京第一 東京第二 東京第三 東京第四 東京第五 東京第六					
			伊豆大島	はちじょうじま 八丈島								
			伊豆大島 新島	いずおおしま にいじま								
		立川		たちかわ 立川	はちおうじ 八王子	むさしの 武蔵野	おうめ 青梅	まちだ 町田	立川	立川	立川	
	横浜		相模原	よこはま 横浜	かながわ 神奈川	ほどがや 保土ヶ谷	かまくら 鎌倉	ふじさわ 藤沢	横浜	横浜	横浜第一 横浜第二 横浜第三	
			川崎	さがみはら 相模原					横浜	相模原		
			川崎	かわさき 川崎					川崎	川崎		
			横須賀	よこすか 横須賀					横須賀	横須賀	横須賀	
			小田原	おだわら 小田原	ひらつか 平塚	あつぎ 厚木	小田原	小田原	小田原			
	さいたま		久喜	さいたま 川口	かわぐち 川口	おおみや 大宮	さいたま	さいたま	さいたま第一 さいたま第二			
			越谷	くき 久喜								
			川越	しがや 越谷								
			飯能	かわごえ 川越	ところざわ 所沢					川越	川越	川越
			熊谷	はんのう 飯能								
			秩父	くまがや 熊谷	ほんじょう 本庄					熊谷	熊谷	熊谷
	千葉		市川	ちちぶ 秩父								
			佐倉	ちば 千葉					千葉	千葉	千葉第一 千葉第二	
		いちのみや 一宮		いちかわ 市川								
			松戸	さくら 佐倉					千葉	千葉		
			木更津	ちばいちのみや 千葉一宮								
			館山	まつど 松戸					松戸	松戸	松戸	
			八日市場	きさらづ 木更津					木更津	木更津	木更津	
			佐原	たてやま 館山								
	水戸		日立	ようかいちば 八日市場	ちようし 銚子	とうがね 東金	八日市場	八日市場	八日市場			
			土浦	みと 水戸	かさま 笠間	ひたちおおた 常陸太田	水戸	水戸	水戸			
			龍ヶ崎	ひたち 日立								
				つちうら 土浦	いしか 石岡					土浦	土浦	土浦
				りゅうがき 龍ヶ崎	とりで 取手							

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検 察 審 査 会		
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所						
東京		水戸	麻生		あそう 麻生	土浦	土浦	土浦		
			下妻		しもつま 下妻	下妻	下妻	下妻		
		宇都宮			うつのみや 宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮		
			真岡		もおか 真岡				大田原	大田原
			大田原		おおたわら 大田原	栃木	栃木	栃木		
			栃木		とちぎ おやま 栃木 小山				足利	足利
			足利		あしかが 足利	前橋	前橋	前橋		
				まえばし いせさき 前橋 伊勢崎	中之条				中之条	
			中之条	なかのじょう 中之条						沼田
		沼田		ぬまた 沼田	太田				太田	
		太田		おおた たてばやし 太田 館林						桐生
		桐生		きりゅう 桐生	高崎				高崎	
		高崎		たかさき ふじおか ぐんまとおか 高崎 藤岡 群馬富岡		静岡	静岡	静岡		
				しずおか しみず 静岡 清水	島田				島田	
			島田	しまだ 島田						沼津
			沼津	ぬまづ みしま 沼津 三島	熱海				熱海	
			熱海	あたみ 熱海						富士
			富士	ふ じ 富士	下田				下田	
			下田	しもだ 下田						浜松
			浜松	はままつ 浜松	掛川				掛川	
			掛川	かけがわ 掛川		甲府	甲府	甲府		
				こうふ かじかざわ 甲府 鯉沢	都留				都留	都留
			都留	つる 富士吉田 都留 富士吉田		長野	長野	長野		
				ながの 長野	飯山				飯山	
			飯山	いいやま 飯山						上田
			上田	うえだ 上田	佐久				佐久	
			佐久	さく 佐久						松本
				まつもと 松本	木曾福島				木曾福島	
			松本	き そ ふくしま 木曾福島						大町
				おおまち 大町	諏訪				諏訪	
			諏訪	すわ おかや 諏訪 岡谷						飯田
			飯田	いいだ 飯田	伊那				伊那	
			伊那	いな 伊那		新潟	新潟	新潟		
				にいがた にいつ 新潟 新潟	三条				三条	三条
			三条	さんじょう 三条						
			新発田	しばた 新発田	村上				村上	村上
				むらかみ 村上						
			佐渡	さど 佐渡	長岡				長岡	長岡
			長岡	ながおか 長岡						
				とおかまち 十日町						

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
東京		新潟	長岡	柏崎	かしわざき 柏崎	長岡	長岡	長岡
				南魚沼	みなみうおぬま 南魚沼			
			高田	高田	たかだ 高田	高田	高田	高田
				糸魚川	いといがわ 糸魚川			
計	1	11	46	16	107	31	39	44
大阪		大阪			おおさか おおさかいけだ とよなか すいた いばらき 大阪 大阪池田 豊中 吹田 茨木	大阪	大阪	大阪第一 大阪第二 大阪第三 大阪第四
					ひがしおおさか ひらかた 東大阪 枚方			
			堺		さかい とんだほやし はびきの 堺 富田林 羽曳野		堺	堺
					きしわだ さの 岸和田 佐野			
		京都			きょうと ふしみ うきょう むこうまち きづ うじ 京都 伏見 右京 向日町 木津 宇治	京都	京都	京都第一 京都第二
					そのべ かめおか 園部 亀岡			
					まいづる 舞鶴			
					みやづ きょうたんご 宮津 京丹後		舞鶴	宮津
					ふくちやま 福知山			
		神戸			こうべ 神戸	神戸	神戸	神戸第一 神戸第二
					あかし 明石			
					いづみ 伊丹			伊丹
					かいばら ささやま 柏原 篠山			
					すもと 洲本		洲本	神戸第一 神戸第二
					あまがさき にしのみや 尼崎 西宮			
					ひめじ かこがわ 姫路 加古川		姫路	姫路
					やしる 社			
					たつの 龍野			
					とよおか 豊岡	豊岡	豊岡	豊岡
				浜坂	はまさか 浜坂			
		奈良			なら 奈良	奈良	奈良	奈良
					かつらぎ うだ 葛城 宇陀			
					ごじょう 五條	葛城	五條	葛城
		吉野			よしの 吉野			
		大津			おおつ こうか 大津 甲賀	大津	大津	大津
					たかしま 高島			
					ひこね ひがしおうみ 彦根 東近江			
					ながはま 長浜			
		和歌山			わかやま ゆあさ 和歌山 湯浅	和歌山	和歌山	和歌山
					みょうじ はしもと 妙寺 橋本			
					ごぼう 御坊			
					たなべ くしもと 田辺 串本	田辺	田辺	田辺
					しんぐう 新宮			
計		6	22	4	57	13	16	22

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
名古屋	名古屋	名古屋			なごや かすがい せと つしま 名古屋 春日井 瀬戸 津島	名古屋	名古屋	名古屋第一 名古屋第二
			半田		はんだ 半田			半田
			一宮		いちのみや いぬやま 一宮 犬山	一宮	一宮	一宮
			岡崎		おかざき あんじょう とよた 岡崎 安城 豊田	岡崎	岡崎	岡崎
			豊橋		とよはし しんしろ 豊橋 新城	豊橋	豊橋	豊橋
		津			つ すずか 津 鈴鹿	津	津	津
			松阪		まつさか 松阪			伊賀
			伊賀		いが 伊賀			伊勢
			伊勢		い せ 伊勢			伊勢
			熊野		くまの 熊野		熊野	津
			尾鷲		おわせ 尾鷲			四日市
			四日市		よっかいち 四日市 桑名	四日市	四日市	四日市
		岐阜			ぎ ふ 岐阜	岐阜	岐阜	岐阜
				郡上	ぐじょう 郡上			
			多治見		た じ み 多治見			多治見
			御嵩		み た け 御嵩			
			大垣		お お が き 大垣		大垣	大垣
		福井			ふ くい おおの 福井 大野	福井	福井	
			武生		た け ふ 武生			福井
			敦賀		つ る が 敦賀			
				小浜	お ぼ ま 小浜			
					ふ くい おおの 福井 大野			
	金沢	金沢	小松		かなざわ 金沢	金沢	金沢	金沢
			七尾		な ま つ 小松			
			輪島		な な お 七尾			七尾
				珠洲	わ じ ま 輪島			
		富山			す ず 珠洲	富山	富山	富山
			魚津		と や ま 富山			
					う お づ 魚津			
			高岡		た か お か 高岡			高岡
				砺波	と な み 砺波	高岡	高岡	
					と な み 砺波			
計	1	6	20	6	42	11	16	18
広島	広島	広島			ひろしま ひがしひろしま か べ おおたけ 広島 東広島 可部 大竹	広島	広島	広島第一 広島第二
			三次		み よ し し ょ う ば ら 三 次 庄 原		三次	三次
			呉		くれ た け は ら 呉 竹原	呉	呉	呉
			福山		ふ く や ま ふ ち ゅ う 福山 府中	福山	福山	福山
			尾道		お の み ち 尾道		尾道	尾道
		山口			や ま ぐ ち ほ う ふ 山口 防府	山口	山口	山口

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会		
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所						
広島	山口	山口	宇部	船木	うべ 宇部	山口	山口	山口		
			周南		ふなき 船木			周南		
			萩		しゅうなん 周南			萩		
			岩国		はぎ ながと 萩 長門					
			岩国	柳井	いわくに 岩国			岩国	岩国	岩国
		下関			やない 柳井					
					しものせき 下関	下関	下関	下関		
	岡山	岡山			おかやま たかはし 岡山 高梁	岡山	岡山	岡山		
				玉野	たまの 玉野					
				児島	こじま 児島					
					くらしき 倉敷			倉敷		
			倉敷		たまし 玉島					
				笠岡	かさおか 笠岡			岡山		
			新見		にいみ 新見			岡山		
		津山		つやま かつやま 津山 勝山		津山	津山			
	松江	鳥取			とっとり 鳥取	鳥取	鳥取	鳥取		
			倉吉		くらよし 倉吉					
			米子		よなご 米子			米子	米子	米子
		松江			まつえ 松江	松江	松江			
				雲南	うんなん 雲南					
			出雲		いずも 出雲			松江		
			浜田		はまだ 浜田					
				川本	かわもと 川本					
			益田		ますだ 益田					
			西郷		さいごう 西郷			西郷		
	計		2	5	18	8	41	10	13	18
	福岡	福岡	福岡		甘木	ふくおか むなかた 福岡 宗像	福岡	福岡	福岡第一 福岡第二	
						あまぎ 甘木				
				飯塚		いいづか 飯塚	飯塚	飯塚	飯塚	
直方					のちがた 直方					
田川					たがわ 田川	久留米	久留米	久留米		
久留米					くるめ 久留米 うきは					
八女					やめ 八女					
柳川					やながわ 柳川			柳川		
大牟田					おおむた 大牟田	小倉	小倉			
小倉					こくら おりお 小倉 折尾			小倉		
行橋					ゆくはし 行橋					
佐賀				佐賀	武雄		さが とす 佐賀 鳥栖	佐賀	佐賀	佐賀
			鹿島		たけお 武雄					
					かしま 鹿島					

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
福岡		佐賀	武雄		い ま り 伊万里	佐賀	唐津	佐賀
			唐津		か ら つ 唐津			
		長崎			ながさき 長崎	長崎	長崎	長崎
			大村		おおむら 大村			
				諫早	いさはや 諫早			
			島原		しまばら 島原			
			五島		ごとう 五島		五島	五島
				新上五島	しんかみごとう 新上五島			
			厳原		いづはら 厳原		厳原	厳原
				上県	かみあがた 上県			
		佐世保		さ せ ぼ 佐世保	佐世保	佐世保	佐世保	
		平戸		ひらど 平戸				
		壱岐		い き 壱岐		壱岐	厳原	
	宮崎	大分	杵築		おおいだ べつぷ うすき 大分 別府 臼杵	大分	大分	大分
			佐伯		さいまい 佐伯			
			竹田		たけた 竹田	中津	中津	中津
			中津		なかつ 中津			
				豊後高田	ぶんごたかだ 豊後高田			
			日田		ひ た 日田			大分
	熊本			くまもと う き 熊本 宇城	熊本	熊本	熊本	
			御船	みふね 御船				
		阿蘇		あ そ 阿蘇				
			高森	たかもり 高森				
		玉名		たまな あらお 玉名 荒尾		八代	八代	
		山鹿		やまが 山鹿				
		八代		やつしろ 八代				
		人吉		みなまた 水俣				
				ひとよし 人吉	天草	天草	熊本	
		天草		あまは 天草				
	宮崎	鹿児島			うしぶか 牛深	鹿児島	鹿児島	鹿児島
					かごしま いじゅういん 鹿児島 伊集院			
				種子島	たねがしま 種子島			
				屋久島	やくしま 屋久島			
			知覧		ちらん か せ だ 知覧 加世田			
				指宿	いぶすき 指宿			
			加治木		か じ き 加治木			
				大口	おおぐち 大口			
			川内		せんだい いずみ こしきま 川内 出水 甑島			
			鹿屋		かのや おおすみ 鹿屋 大隅			鹿屋

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
福岡	宮崎	宮崎	名瀬	徳之島	名瀬 とくのしま 徳之島	名瀬	名瀬	名瀬
			日南		みやざき さいと 宮崎 西都 にちなん 日南	宮崎	宮崎	宮崎
			都城		みやぎのじょう 都城 小林		都城	都城
			延岡		のべおか 延岡	延岡	延岡	延岡
			日向		ひゅうが 日向			
			高千穂		たかちほ 高千穂			
	那覇	那覇	名護		な は 那覇 な ぐ 名護	那覇	那覇	那覇
			沖縄		おきなわ 沖縄	沖縄	沖縄	沖縄
			平良		ひらら 平良	平良	平良	平良
			石垣		いしがき 石垣	石垣	石垣	石垣
計	2	8	41	17	82	18	26	24
仙台	仙台	仙台	仙台		せんたい 仙台	仙台	仙台	仙台
			大河原		おおがわら 大河原			
			古川		ふるかわ つぎだて 古川 築館	仙台	古川	古川
			登米		とめ 登米			
			石巻		いしのまき 石巻		石巻	仙台
			気仙沼		けせんぬま 気仙沼			
	福島	福島	相馬		ふくしま 福島 そうま 相馬	福島	福島	福島
			郡山		ごおりやま 郡山	郡山	郡山	郡山
			白河		しらかわ 白河		白河	
			棚倉		たなぐら 棚倉			
			会津若松		あいづわかまつ 会津若松	会津若松	会津若松	会津若松
			田島		たじま 田島			
			いわき		いわき ふくしまとおか 福島富岡×（注２）	いわき	いわき	いわき
	山形	山形	新庄		やまがた 山形 しんじょう 新庄	山形	山形	山形
			米沢	赤湯	よねざわ 米沢 あかゆ 赤湯		米沢	米沢
			長井		ながい 長井			
			鶴岡		つるおか 鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡
			酒田		さかた 酒田		酒田	
	秋田	盛岡	花巻		もりおか 盛岡 はなまき 花巻	盛岡	盛岡	盛岡
			二戸	久慈	にのへ 二戸 くじ 久慈			二戸
			遠野		とのお 遠野 かまいし 金石			盛岡

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
仙台	盛岡	盛岡	宮古		みやこ 宮古	盛岡	宮古	盛岡
			一関		いちのせき 一関			
				大船渡	おおふなと 大船渡		一関	一関
	秋田	秋田			みずさわ 水沢	秋田		
			本荘		あまた おが 秋田 男鹿		秋田	秋田
			能代		ほんじょう 本荘			能代
			大館		のしろ 能代		大館	大館
				鹿角	おおだて 大館		大館	大館
			大曲		かつの 鹿角		大曲	大曲
				角館	おおまがり 大曲		大曲	大曲
	秋田	青森	横手		かくのだて 角館	青森	横手	
					よこて 湯沢 横手 湯沢			
				むつ	あおもり 青森		青森	青森
				野辺地	むつ むつ		青森	青森
			弘前		のへじ 野辺地			
			五所川原		ひろさき 弘前		弘前	弘前
					ごしよがわら あじがさわ 五所川原 鱒ヶ沢		弘前	弘前
			八戸		はちのへ 八戸	八戸	八戸	八戸
			十和田		とわだ 十和田		八戸	八戸
計	1	6	29	10	51 (× 1)	14	23	20
札幌	札幌	札幌			まつほろ 札幌	札幌	札幌	札幌
			浦河		うらかわ 浦河			
				静内	しづない 静内		苫小牧	
			苫小牧		とまこまい 苫小牧			
			室蘭		むろらん だて 室蘭 伊達		室蘭	室蘭
			岩見沢		いわみざわ 岩見沢		岩見沢	岩見沢
				夕張	ゆうばり 夕張		岩見沢	岩見沢
			滝川		たきかわ 滝川			
			小樽		おたる 小樽		小樽	小樽
			岩内		いわない 岩内		小樽	小樽
	函館	函館			はこだて 函館	函館		
				松前	まつまえ 松前		函館	函館
				八雲	やくも 八雲		函館	函館
				寿都	すつつ 寿都		函館	函館
	旭川	旭川	江差		えさし 江差	旭川		
					あさひかわ 旭川		旭川	旭川
				深川	ふかがわ 深川		旭川	旭川
				富良野	ふらの 富良野		旭川	旭川
			留萌		るもい 留萌		旭川	旭川
			稚内		わっかない 稚内			

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
札幌	旭川	稚内	天塩	天塩	てしお 天塩	旭川	旭川	旭川
			紋別	紋別	もんべつ 紋別			
			名寄	名寄	なよろ 名寄			
			中頓別	中頓別	なかとんべつ 中頓別			
	釧路	根室			くしろ 釧路	釧路	釧路	釧路
					ねむろ 根室			
			標津	標津	しべつ 標津			
			帯広	帯広	おびひろ 帯広			
			本別	本別	ほんべつ 本別			
			北見	北見	きたみ 北見			
			遠軽	遠軽	えんがる 遠軽	北見	北見	北見
			網走	網走	あほり 網走			
計		4	16	12	33	9	10	9
高松	高松			たかまつ 高松	高松	高松	高松	高松
			土庄	どしょう 土庄				
			丸亀	まるがめ 丸亀		丸亀	丸亀	丸亀
			観音寺	かんおんじ 観音寺				
	徳島	阿南		とくしま なんと よしのがわ 徳島 鳴門 吉野川	徳島	徳島	徳島	徳島
				あなん 阿南				
			牟岐	むぎ 牟岐				
			美馬	みま 美馬		美馬	美馬	美馬
			池田	いけだ 池田				
	高知	安芸		こうち 高知	高知	高知	高知	高知
				あき 安芸				
			須崎	すさき 須崎				
			中村	なかむら 中村		中村	中村	中村
	松山			まつやま 松山	松山	松山	松山	松山
			大洲	おおす かわたはま 大洲 八幡浜				
			今治	いまばり 今治				
			西条	さいじょう にいはま しこくちゅうおう 西条 新居浜 四国中央		西条	西条	西条
			宇和島	うわじま 宇和島				
			愛南	あいなん 愛南	宇和島	宇和島	宇和島	宇和島
計		4	11	4	25	7	9	10

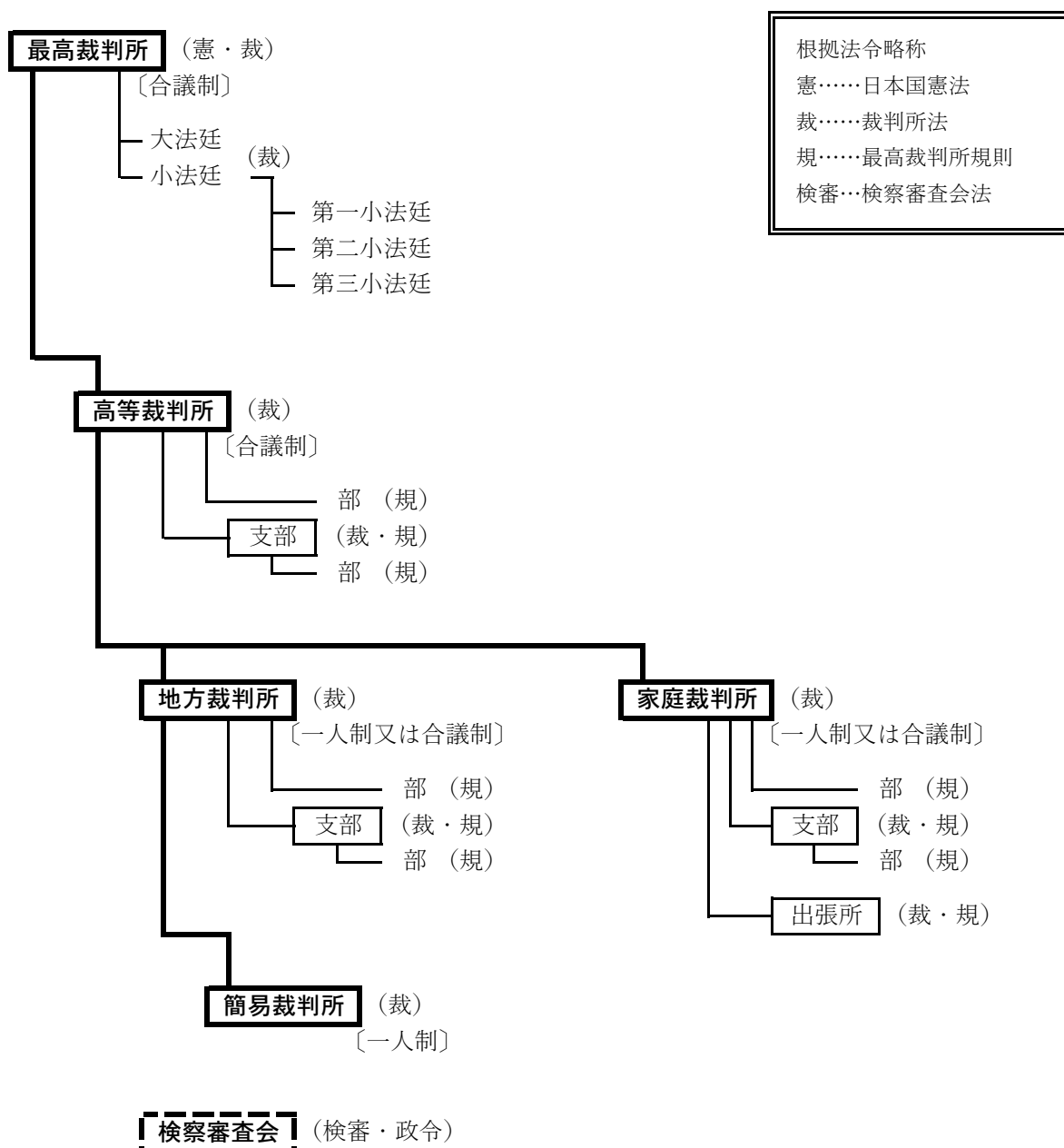
(注)

- 知的財産高等裁判所は、平成17年4月1日に知的財産高等裁判所設置法に基づき東京高等裁判所に特別の支部として設置された裁判所であり、同裁判所では東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う（同法2条）。
- 福島富岡簡易裁判所の事務のうち、刑事事件に関する事務をいわき簡易裁判所が、民事事件に関する事務を含むその他の事務を郡山簡易裁判所が、それぞれ取り扱う。

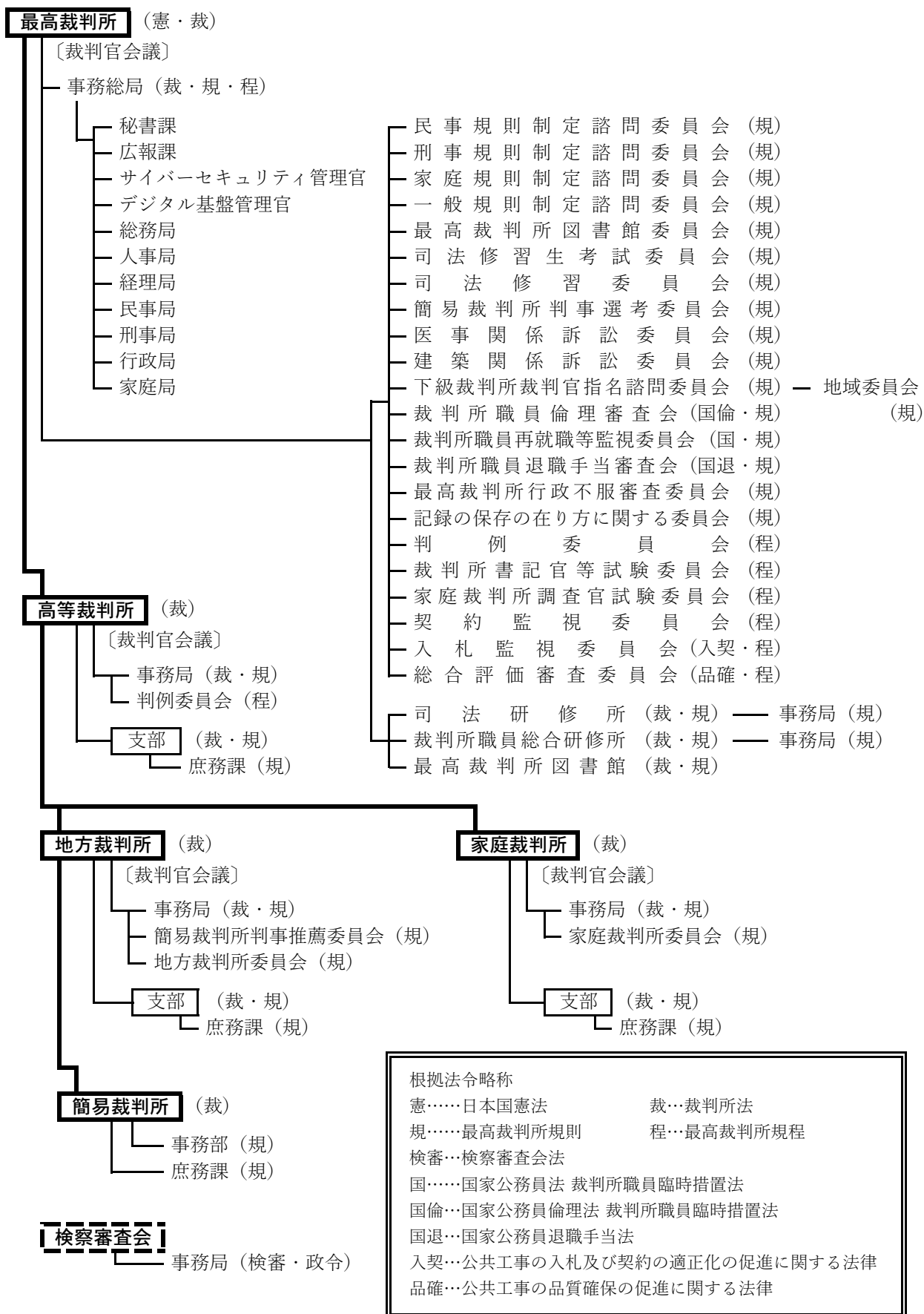
§ 3 裁判所機構図

裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

裁判部門



（注） 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。



（注） 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」、「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている（知的財産高等裁判所設置法）。

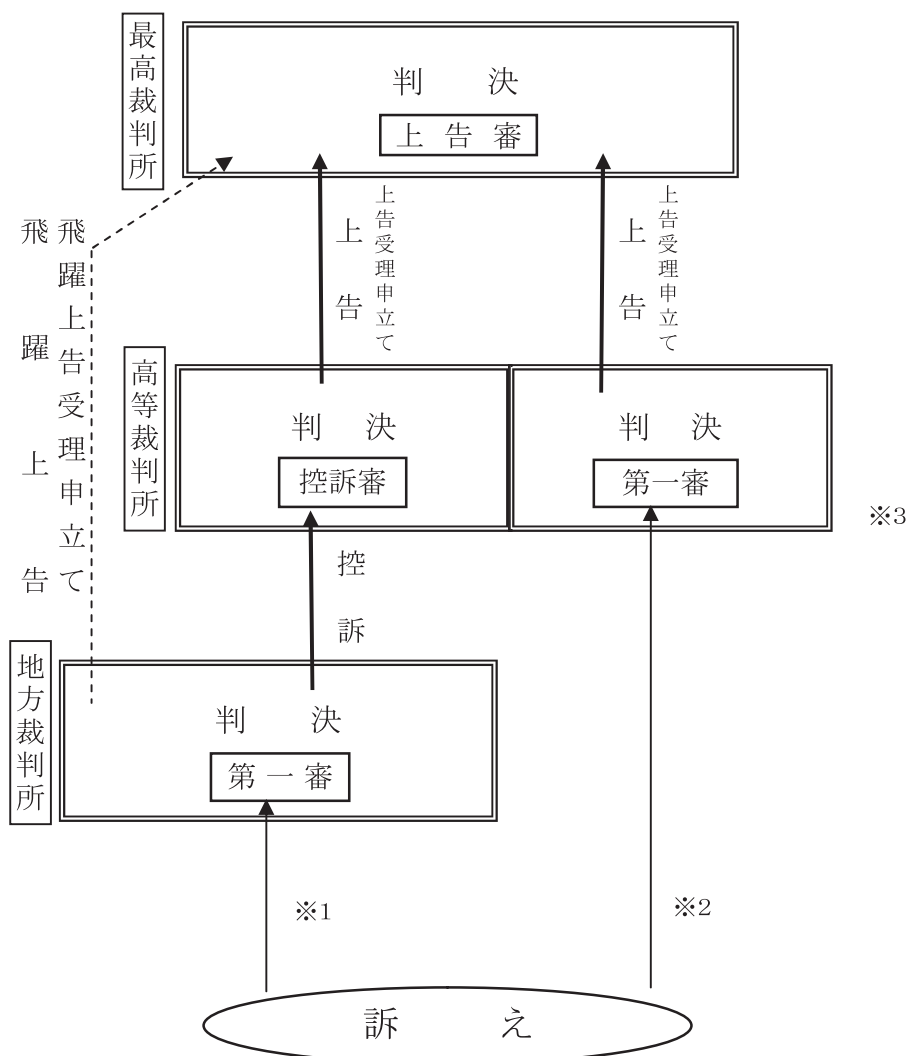
§ 4 裁判所審級図

裁判所における訴訟手続には、第一審、第二審、第三審の三つの審級が設けられています。原則として、第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、第二審の裁判所（控訴審）の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所（上告審）に不服申立て（上告）をすることができます。上告審では、原則として、新たに事実を認定し直すことはなく、法律上の問題（憲法違反又は法令違反の有無）を審理します。

このように、異なる審級の裁判所に事件を審理させ、第三審までの不服申立てを認める制度を三審制度といいます。訴訟手続以外の家事事件や少年事件における審判手続においても、抗告、特別抗告等といった三審構造がとられています。

地裁民事・行政事件、簡裁民事事件、人事訴訟事件、刑事事件、家事事件、少年事件の各事件別の審級については、(1)～(8)のとおりとなっています。

(1) 地裁民事・行政事件



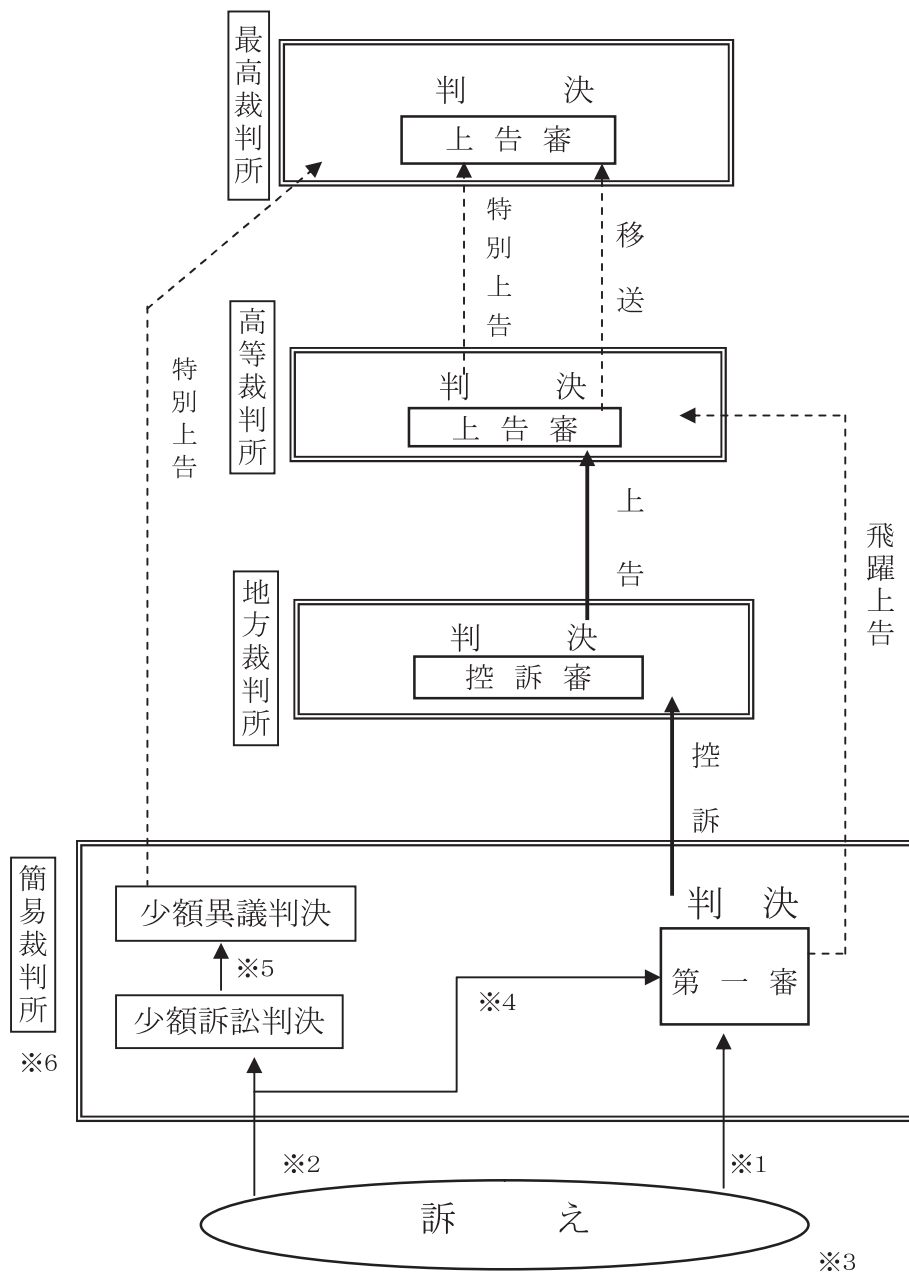
※1 一般行政事件・訴額140万円超過の請求に係る民事事件（ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）

なお、本来の訴えのほかに、地方裁判所に申し立てられる労働審判事件については、労働審判に対して異議の申立てがあったときは、地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。

※2 特殊行政事件（選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、特許法178条1項、海難審判法44条1項等の法律により特別に定められた事件について専属的第一審裁判権を有する。）

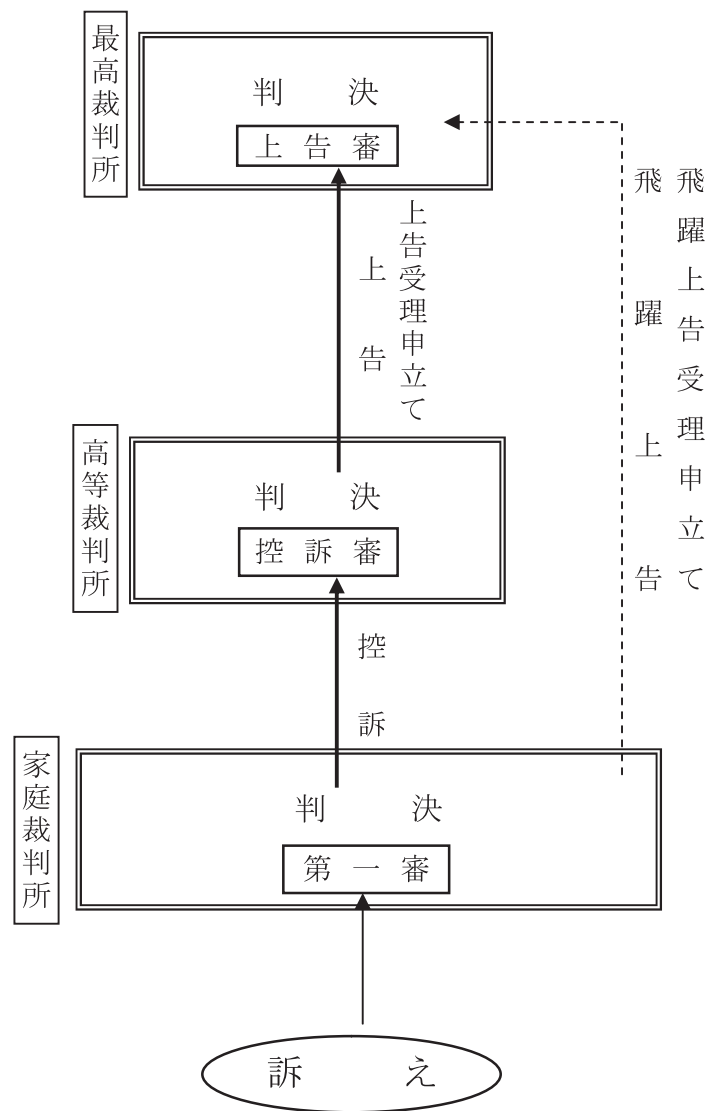
※3 知的財産高等裁判所設置法2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

(2) 簡裁民事事件



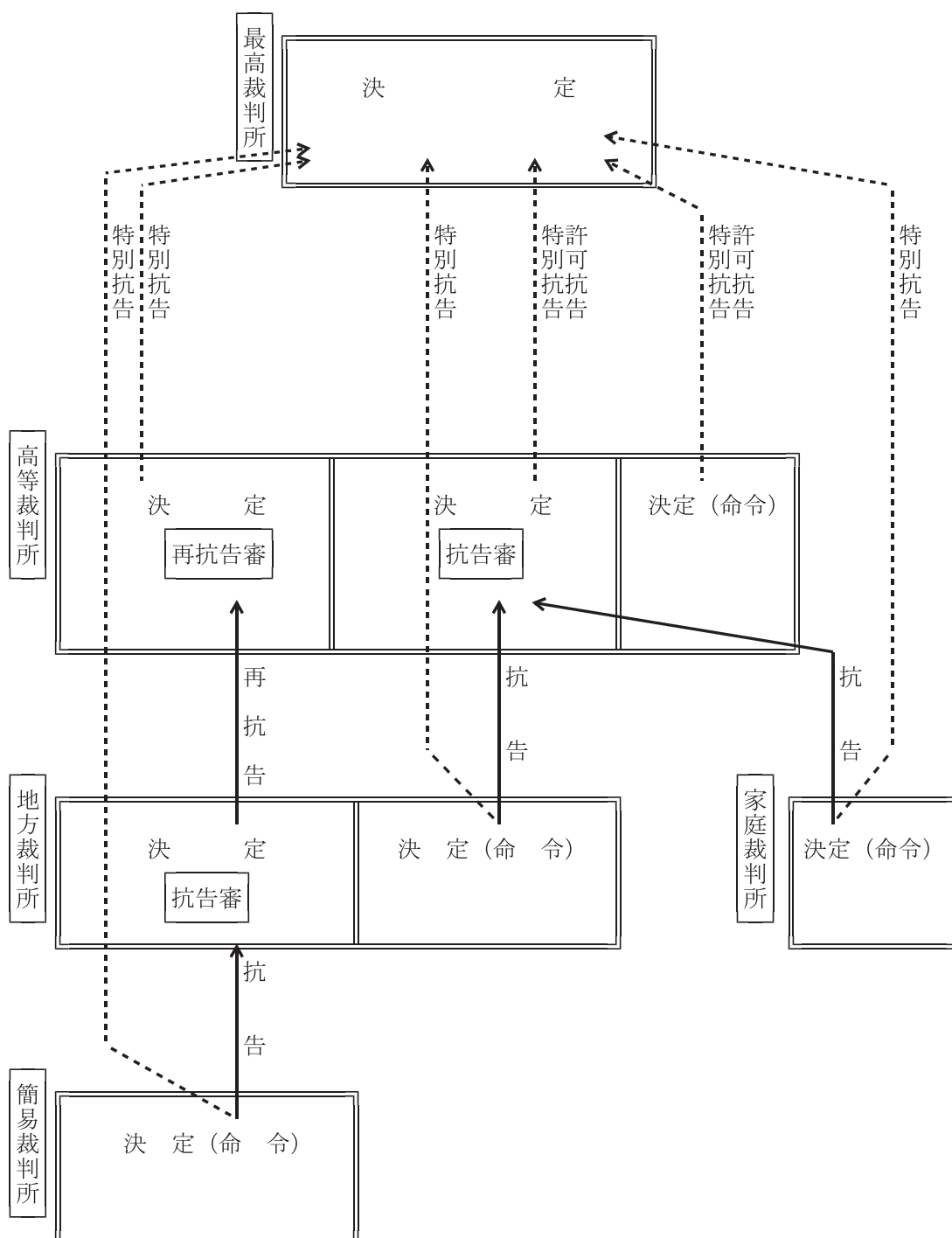
- ※1 訴額140万円以下の請求に係る民事事件（ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）
- ※2 訴額60万円以下の金銭支払請求で、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述のあるもの。
- ※3 本来の訴えのほかに、簡易裁判所に申し立てられる支払督促については、異議の申し立てがあったときは、その目的の価額（訴額）に従い、簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。
- ※4 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行したもの。
- ※5 少額訴訟判決に対して異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- ※6 民事調停の申し立てについては、その目的の価額にかかわらず、簡易裁判所の管轄となる（地方裁判所で処理することについて合意のあるものや鉱害調停等を除く。）。

(3) 人事訴訟事件



(4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件（決定・命令手続）

（凡 例） 太線は抗告、再抗告を、点線は特別抗告、許可抗告を示す。



(5) 刑事事件

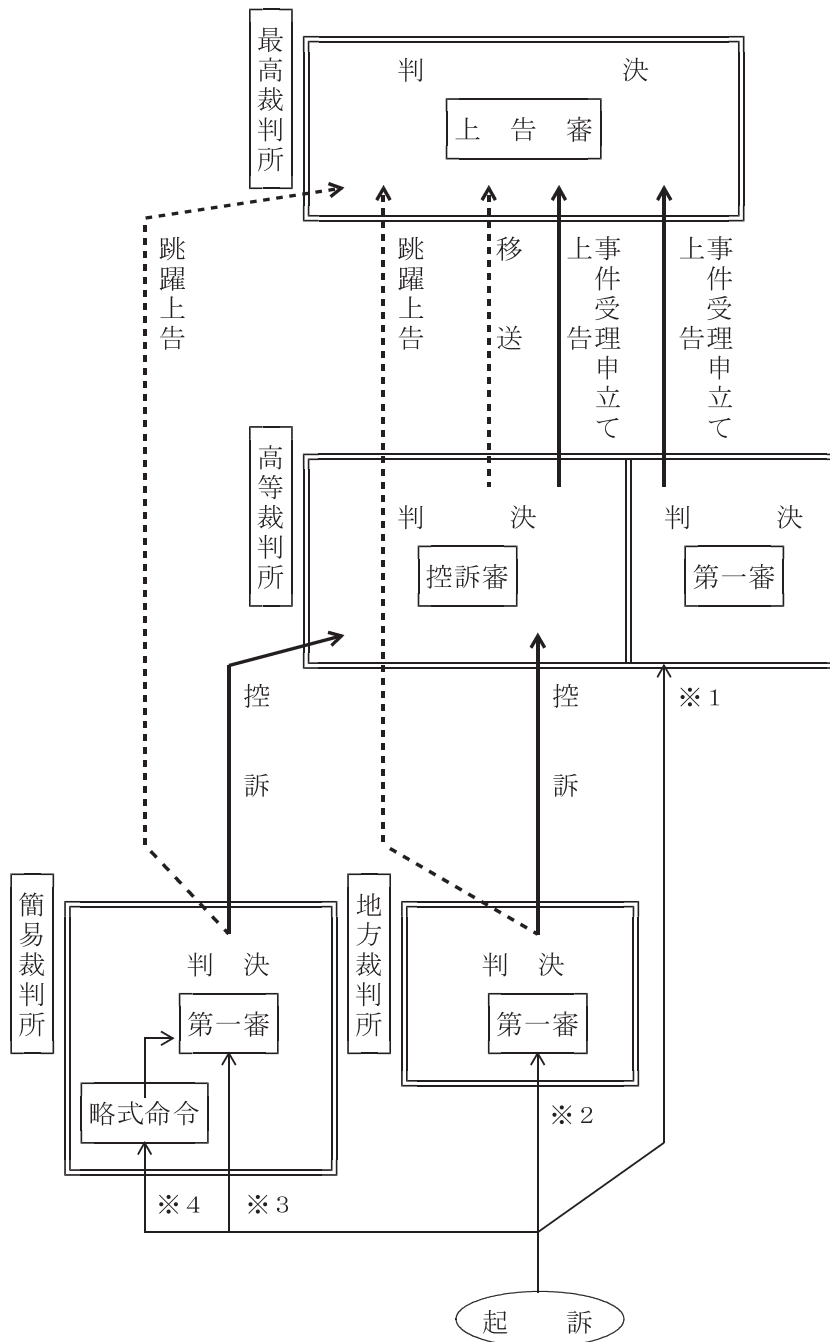
(凡 例) 太線は控訴、上告、事件受理申立てを、点線は跳躍上告、移送を示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注) ※1 内乱罪等（刑法77～79条）の罪に係る訴訟

※2 原則的な第一審裁判所

※3 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博、横領、盗品譲受け等の罪に係る訴訟

※4 簡易裁判所の管轄する刑事事件のうち、100万円以下の罰金又は料金を科すことが相当なもので、被疑者に異議がなく、検察官の請求があるもの。

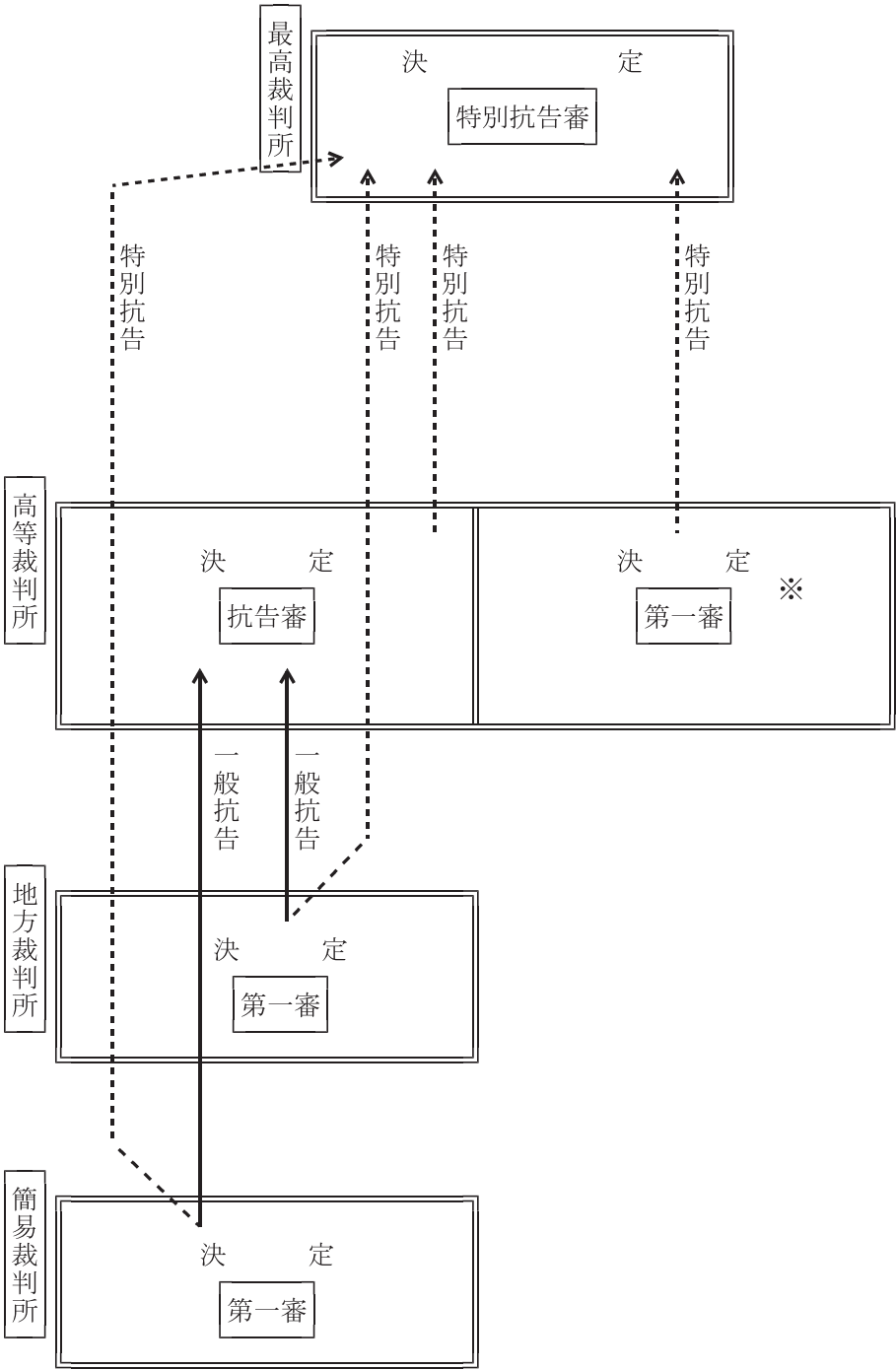


(6) 刑事事件（決定・命令手続）

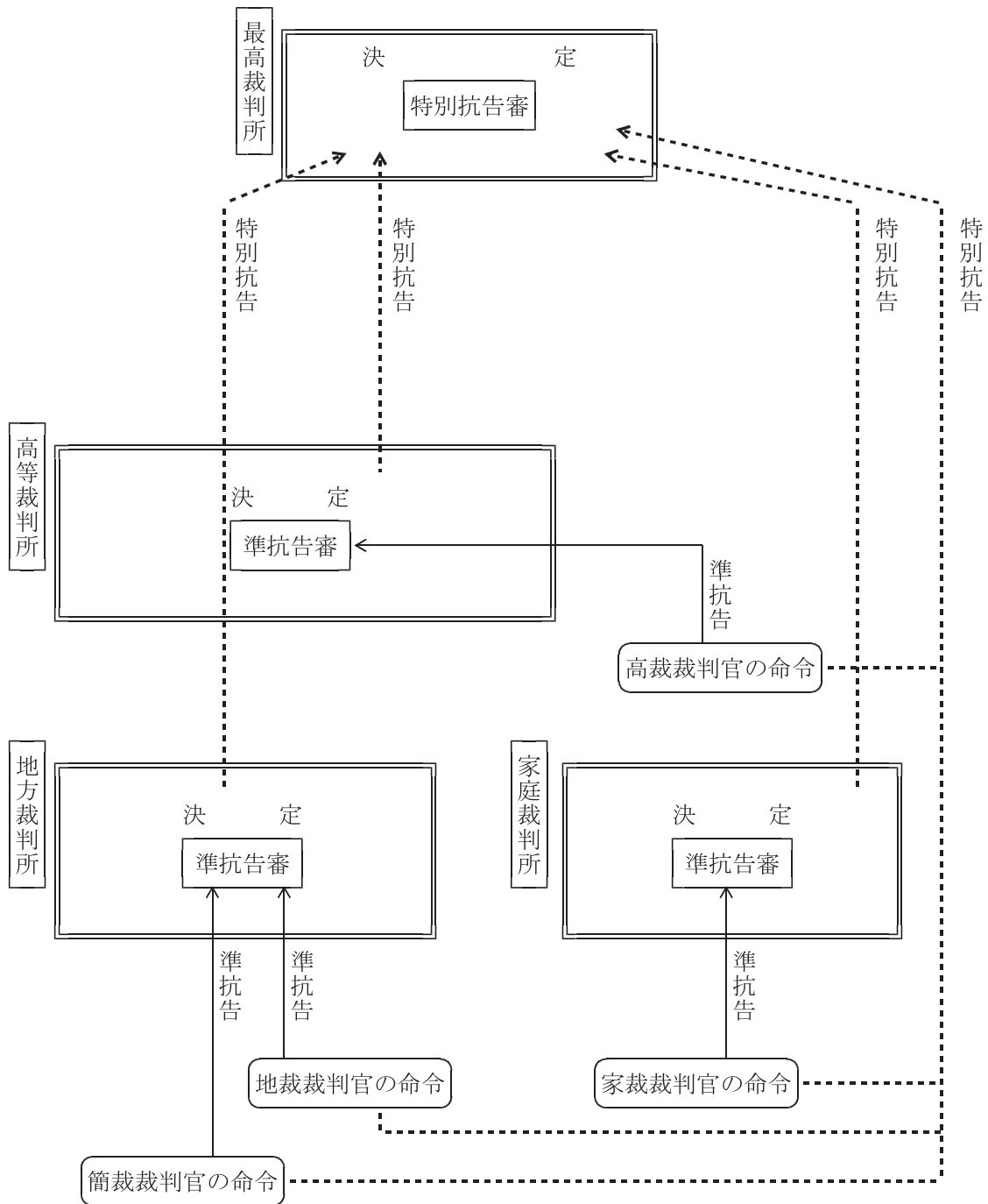
（凡 例） 太線は一般抗告（即時抗告、通常抗告）を、点線は特別抗告を示す。また、細線は準抗告を示す。

① 一般抗告（即時抗告、通常抗告）

（注）※ 高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。通常抗告又は即時抗告の許される決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。



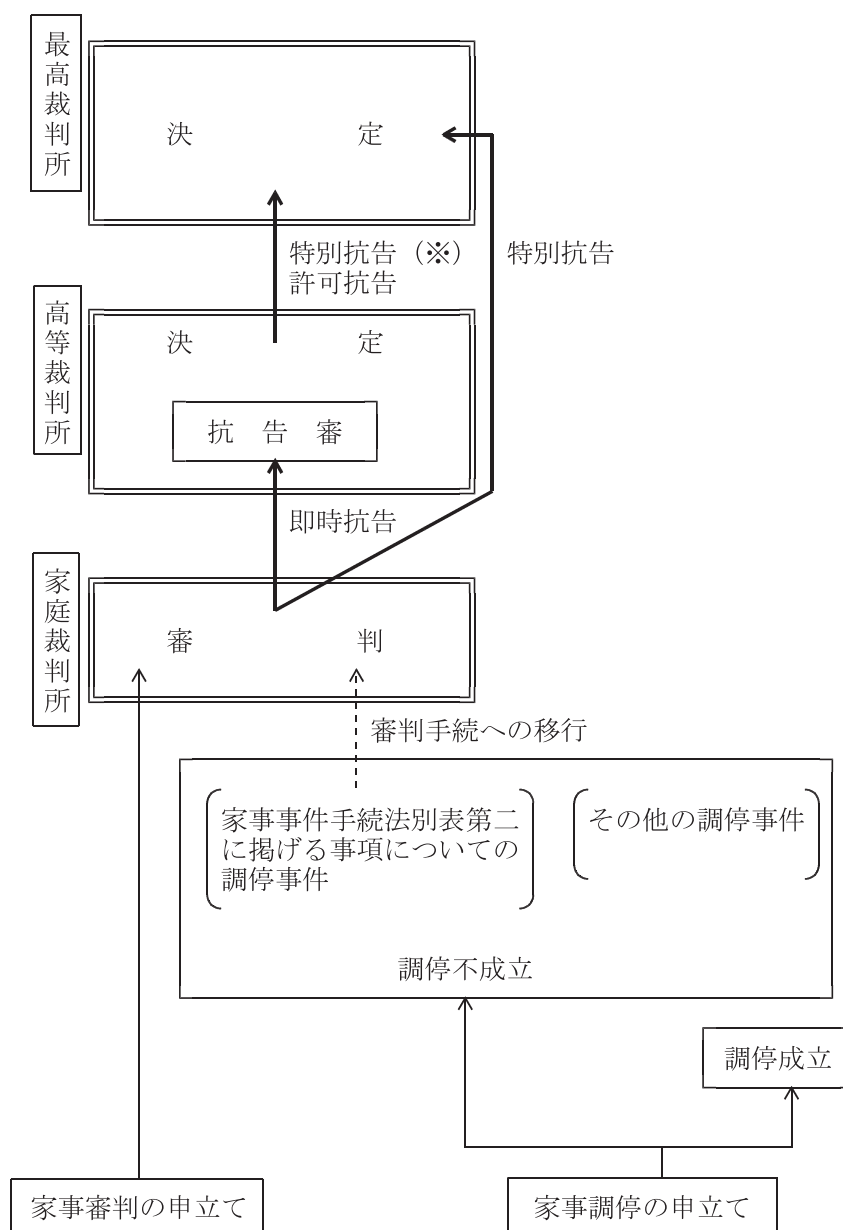
② 準抗告



(7) 家事事件

(凡 例) 太線は即時抗告、特別抗告、許可抗告を、点線は審判手続への移行を示す。また、細線は審級とは関係のない手続の流れを示す。

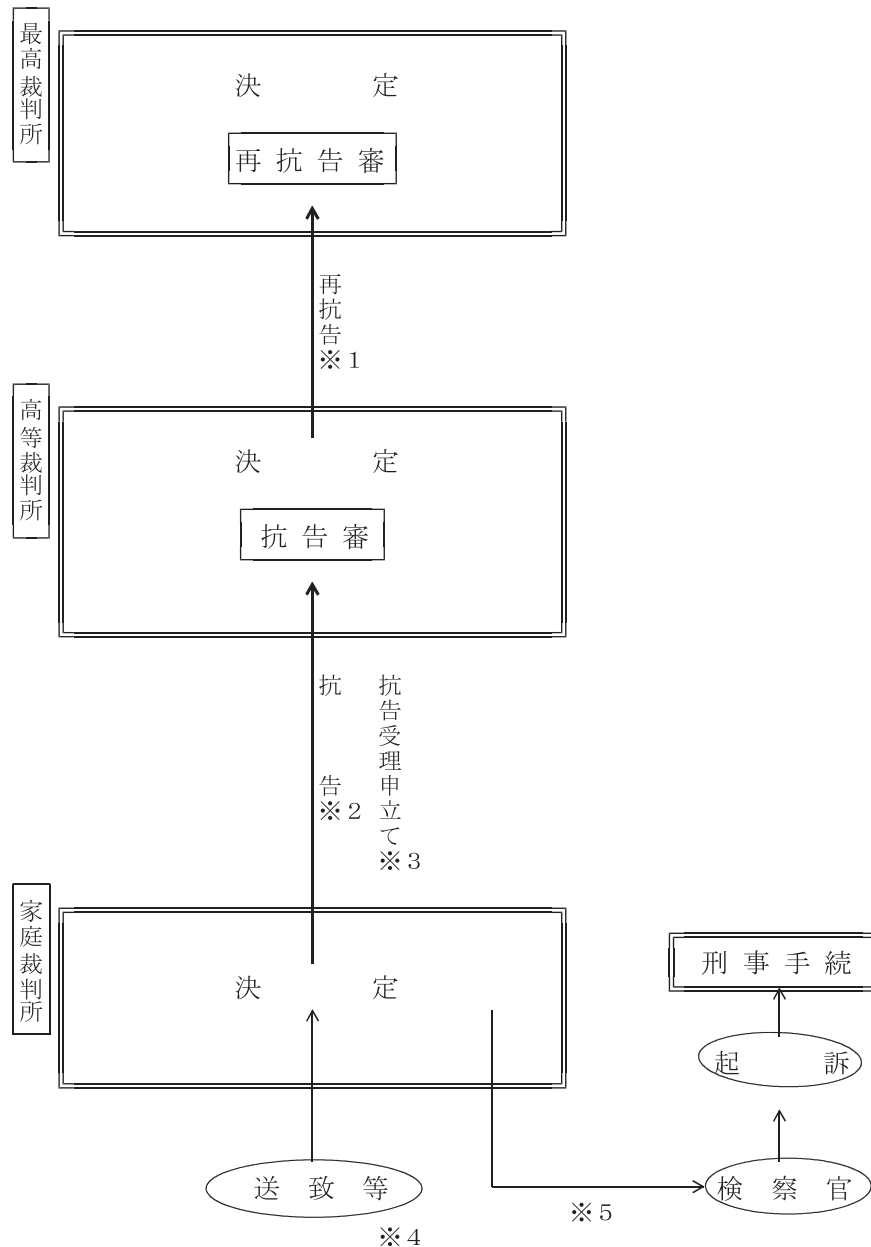
(注) ※ 再抗告は許されない。



(8) 少年事件

(凡 例) 太線は、抗告、再抗告又は抗告受理申立てを示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

- (注) ※ 1 検察官関与決定のあった場合においても、検察官からの申立てはできない。
 ※ 2 保護処分決定に対する少年側からの抗告
 ※ 3 検察官関与決定のあった場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分決定に対し、一定の事由を理由とするときに限り、検察官から抗告受理申立てができる。
 ※ 4 検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長からの送致、家庭裁判所調査官からの報告、一般人、警察官又は保護観察所長からの通告
 ※ 5 年齢超過又は刑事処分相当の場合



2 裁判所の職員

裁判所には、裁判官をはじめ裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの裁判所職員がいます。また、弁護士の中から任命され調停手続を主宰する調停官のほか、調停委員、司法委員、参与員など一般国民から選ばれた人々が司法手続に参加しています。

- 1 裁判官
裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。
- 2 裁判所書記官
事件記録その他の書類の作成・保管事務、その他法律において定める事務、裁判官の行う法令・判例の調査の補助事務及びその他手続の適正確保、進行促進、裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。
- 3 裁判所速記官
裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を行う。
- 4 家庭裁判所調査官
家事事件、人事訴訟事件、少年事件等において必要な調査及び調整を行う。
- 5 裁判所事務官
司法行政に関する各種の事務のほか、裁判に関する補助事務を行う。
- 6 執行官
民事裁判の執行に関する事務、競売不動産の現況調査等の事務のほか、裁判所の文書を送達する事務を行う。
- 7 調停官
各種の調停事件について、裁判官と同等の権限で、調停手続を主宰する。調停官には、民事調停官と家事調停官がある。
- 8 調停委員
各種の調停事件について、裁判官（又は調停官）とともに調停委員会を組織し、紛争解決のあっせんにあたる。調停委員には、民事調停委員と家事調停委員がある。
- 9 司法委員
簡易裁判所の民事事件について、和解手続を補助するほか、審理に立ち会って意見を述べる。
- 10 参与員
家庭裁判所の家事審判又は人事訴訟の審理に立ち会うなどして意見を述べる。
- 11 鑑定委員
借地に関する非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。
- 12 専門委員
民事事件等の争点整理、証拠調べ、和解等の手続に関与し、専門的な知見に基づく説明を行う（非訟事件については意見を述べる。）。
- 13 精神保健審判員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関し、裁判官とともに、対象者の処遇の要否及びその内容を判断する。
- 14 精神保健参与員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関与し、対象者の処遇の要否及びその内容について意見を述べる。
- 15 労働審判員
地方裁判所の労働審判事件について、裁判官とともに労働審判委員会を組織して手続を行う。
- 16 裁判員・補充裁判員
裁判員裁判対象事件について、裁判官とともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う（補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議を傍聴することができ、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選任される。）。

§ 1 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（令和8年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁 判 官	最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官	23
	判 事	2,155
	判 事 補	842
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,826
裁 判 官 の 職 員 以 外	書 記 官	9,878
	速 記 官	180
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,613
	事 務 官	9,317
	そ の 他	552
	計	21,540
合 計		25,366

（参考）女性裁判官数は、873人である（令7.12.1現在）。

（根拠法令）○裁判所法（昭和22年法律第59号）

○裁判所職員定員法（昭和26年法律第53号）

§ 2 執行官の数（令和 8. 4. 1 現在）

全国員数	241
------	-----

§ 3 調停官の数（令和 7. 12. 1 現在）

区 分	員 数
民 事 調 停 官	45
家 事 調 停 官	89
計	134

§ 4 民事調停委員及び家事調停委員の数（令和 8. 4. 1 現在）

(1) 員 数

区 分	員 数
民 事 調 停 委 員	7,770
家 事 調 停 委 員	11,742
計	19,512

（注）合計19,512人のうち2,976人は、民事調停委員及び家事調停委員に併任されている。

(2) 年齢別員数

区分 年齢別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
70歳以上	680	8.8	1,260	10.7
60歳代	4,160	53.5	6,373	54.3
50歳代	2,139	27.5	2,846	24.2
40歳代	781	10.1	1,247	10.6
40歳未満	10	0.1	16	0.1
計	7,770	-	11,742	-

（注）上記は、任命時の年齢による。なお、年齢別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合がある。

(3) 職業別員数

区分 職業別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
弁護士	1,454	18.7	1,731	14.7
医師	153	2.0	34	0.3
大学教授等	80	1.0	172	1.5
公務員	154	2.0	317	2.7
会社・団体の役員・理事	553	7.1	864	7.4
会社員・団体の職員	454	5.8	748	6.4
農林水産業	60	0.8	84	0.7
商業・製造業	47	0.6	70	0.6
宗教家	78	1.0	169	1.4
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・ 土地家屋調査士 等	3,075	39.6	2,770	23.6
その他	433	5.6	1,301	11.1
無職	1,229	15.8	3,482	29.7
計	7,770	-	11,742	-

（注）職業別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合がある。

§ 5 司法委員及び参与員の数（令和 8. 2. 1 現在）

区 分	員 数
司 法 委 員	4,229
参 与 員	3,749

§ 6 鑑定委員の数（令和 8. 2. 1 現在）

区 分	員 数
借地借家法に基づく鑑定委員	1,244
大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等 に 基 づ く 鑑 定 委 員	1,240

（注）借地借家法に基づく鑑定委員のうち1,240人は、大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等
に基づく鑑定委員を兼ねている。

§ 7 専門委員の数（令和 8. 4. 1 現在）

分 野 別	員 数
医 事 関 係	745
建 築 関 係	482
知的財産権関係	249
そ の 他	319
計	1,795

§ 8 労働審判員の数（令和 8. 4. 1 現在）

全国員数	1,499
------	-------

§ 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数（令和 7 年）

区 分	員 数
裁 判 員	4,691
補 充 裁 判 員	1,590

（注 1）令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までに終局した裁判員裁判において選任された数である。

（注 2）補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

（注 3）実人員であり、概数である。

3 裁判官の報酬等

裁判官・検察官の報酬俸給表（令和8年4月1日現在）

裁 判 官			検 察 官		報 酬 月 額 俸 給	初 任 給 調整手当
最 高 裁 判 所 長 官					2,095,000	
最 高 裁 判 所 判 事			検 事 総 長		1,528,000	
東 京 高 等 裁 判 所 長 官					1,466,000	
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官			東 京 高 検 検 事 長		1,358,000	
			次長検事・その他の検事長		1,250,000	
判 事	判 事 補	簡裁判事	検 事	副 検 事		
1			1		1,224,000	
2			2		1,078,000	
3		特	3		1,006,000	
4		1	4		852,000	
5		2	5		736,000	
6		3	6	特	664,000	
7		4	7	1	604,000	
8			8	2	546,000	
		5		3	477,100	
	1	6	9	4	459,000	
	2	7	10	5	424,100	
	3	8	11	6	404,400	
	4	9	12	7	379,900	
	5	10	13	8	352,100	19,200
	6	11	14	9	337,300	31,800
	7	12	15	10	320,600	46,000
	8	13	16	11	311,600	54,100
	9	14	17	12	294,300	70,000
	10	15	18	13	285,500	75,100
	11	16	19	14	280,100	83,900
	12	17	20	15	276,300	87,800
				16	266,000	
				17	257,800	

4 裁判所の予算

予算額（令和 8 年度）

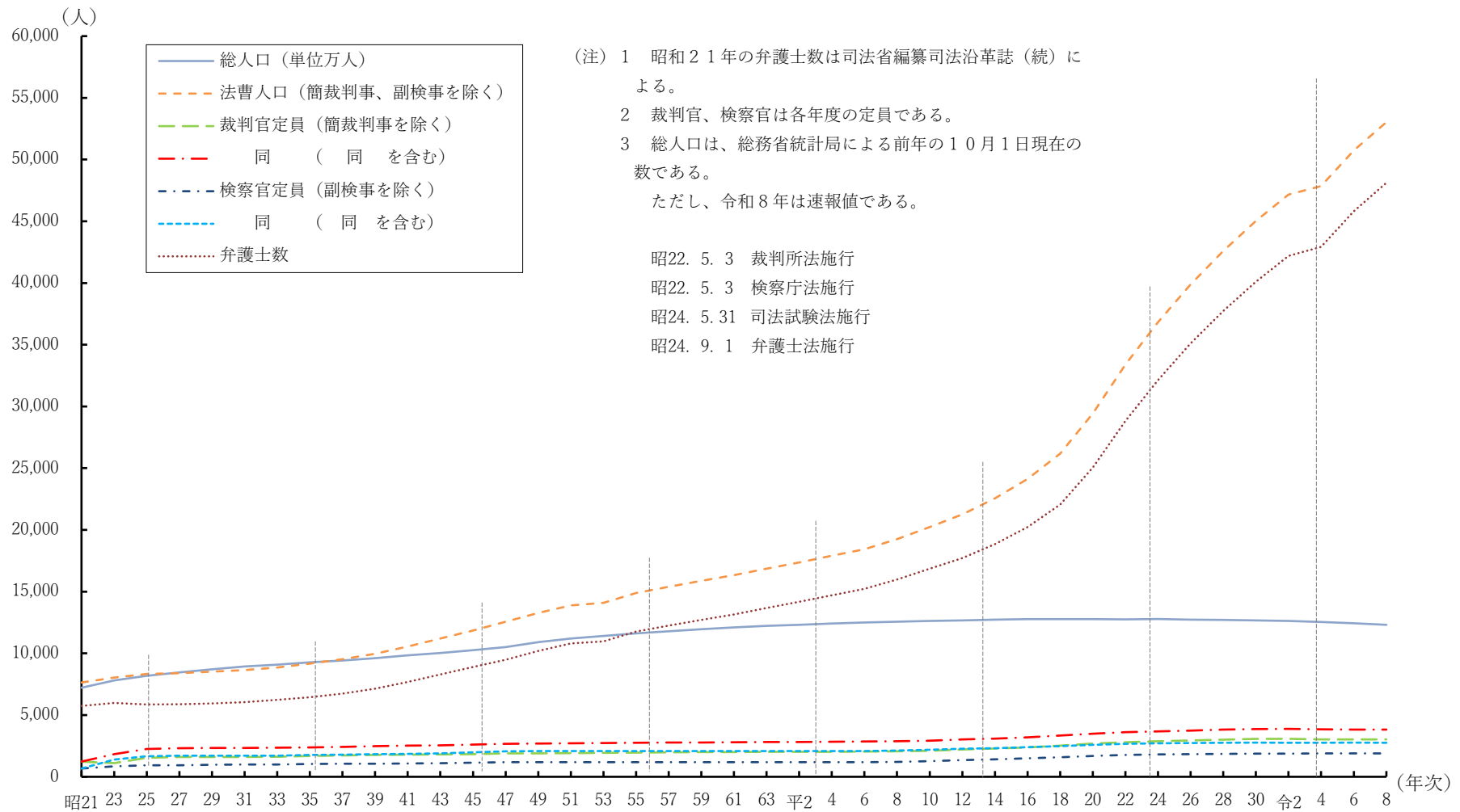
（単位：千円）

区 分	予 算 額	国の予算に対する 割合（％）
国 の 予 算 総 額	122,309,247,035	－
裁 判 所 予 算 額	349,473,805	0.286
＜予算の内容＞	予 算 額	割 合（％）
人 件 費	279,554,816	80.0
施 設 費	12,010,573	3.4
裁 判 費	32,929,554	9.4
そ の 他	24,970,862	7.1
予 備 経 費	8,000	0.0

（注）＜予算の内容＞における経費の割合はそれぞれ四捨五入しており、その計が100％とならない場合がある。

5 その他の参考事項（裁判官以外の司法関係者の資料を含む。）

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～令和8年）



	裁判官定員		検察官定員		弁護士	法曹人口 (除 簡裁判事・副検事)	総人口 (単位万人)
		(除 簡裁判事)		(除 副検事)			
昭和 21 年	1,232		668		5,737	7,637	7,215
23	1,842	1,107	1,387	857	5,992	8,046	7,810
25	2,261	1,533	1,673	930	5,862	8,322	8,177
27	2,323	1,595	1,717	930	5,872	8,397	8,454
29	2,327	1,597	1,717	980	5,942	8,519	8,698
31	2,327	1,597	1,717	1,000	6,040	8,637	8,928
33	2,347	1,617	1,717	1,000	6,235	8,852	9,093
35	2,387	1,687	1,761	1,044	6,439	9,170	9,264
37	2,430	1,730	1,796	1,059	6,740	9,529	9,429
39	2,475	1,760	1,829	1,067	7,128	9,955	9,616
41	2,518	1,787	1,844	1,082	7,687	10,556	9,828
43	2,537	1,803	1,901	1,097	8,293	11,193	10,020
45	2,605	1,838	1,983	1,132	8,888	11,858	10,254
47	2,681	1,900	2,071	1,173	9,483	12,556	10,515
49	2,693	1,905	2,081	1,173	10,197	13,275	10,910
51	2,703	1,912	2,089	1,173	10,792	13,877	11,194
53	2,726	1,935	2,092	1,173	10,979	14,087	11,417
55	2,747	1,956	2,092	1,173	11,759	14,888	11,616
57	2,767	1,976	2,092	1,173	12,251	15,400	11,790
59	2,783	1,992	2,092	1,173	12,701	15,866	11,954
61	2,800	2,009	2,092	1,173	13,159	16,341	12,105
63	2,813	2,017	2,092	1,173	13,674	16,864	12,224
平成 2 年	2,823	2,017	2,092	1,173	14,173	17,363	12,321
4	2,835	2,029	2,092	1,173	14,706	17,908	12,410
6	2,852	2,046	2,092	1,173	15,215	18,434	12,494
8	2,879	2,073	2,127	1,208	15,973	19,254	12,557
10	2,919	2,113	2,193	1,274	16,853	20,240	12,617
12	3,019	2,213	2,264	1,345	17,707	21,265	12,669
14	3,094	2,288	2,313	1,414	18,851	22,553	12,729
16	3,191	2,385	2,404	1,505	20,240	24,130	12,762
18	3,341	2,535	2,490	1,591	22,056	26,182	12,776
20	3,491	2,685	2,578	1,679	25,062	29,426	12,777
22	3,611	2,805	2,667	1,768	28,828	33,401	12,751
24	3,686	2,880	2,709	1,810	32,134	36,824	12,780
26	3,750	2,944	2,734	1,835	35,113	39,892	12,730
28	3,814	3,008	2,754	1,855	37,722	42,585	12,711
30	3,866	3,060	2,767	1,868	40,098	45,026	12,671
令和 2 年	3,881	3,075	2,758	1,879	42,200	47,154	12,617
4	3,841	3,035	2,765	1,886	42,937	47,858	12,550
6	3,826	3,020	2,767	1,888	45,825	50,733	12,435
8	3,826	3,020	2,757	1,893	48,119	53,032	12,305

(注) 1 昭和21年の弁護士数は司法省編纂司法沿革誌(続)による。
2 裁判官、検察官は各年度の定員である。
3 総人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在の数である。
ただし、令和8年は速報値である。

昭22. 5. 3 裁判所法施行
昭22. 5. 3 検察庁法施行
昭24. 5. 31 司法試験法施行
昭24. 9. 1 弁護士法施行

§ 2 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は令和8年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
 2 ()内の数は女性弁護士の数(内数)である。
 3 人口は総務省統計局による令和7年10月1日現在の数(速報値)である。
 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)	弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)
東京	9,672	14,246	584	鳥取県	76	524	6,895
第一東京	7,639			島根県	81	629	7,765
第二東京	7,077			福岡県	1,513	5,082	3,359
神奈川県	1,850			佐賀県	113	781	6,912
埼玉県	1,010	7,287	7,215	長崎県	153	1,232	8,052
千葉県	937	6,259	6,680	大分県	161	1,077	6,689
茨城県	304	2,791	9,181	熊本県	293	1,678	5,727
栃木県	236	1,865	7,903	鹿児島県	232	1,513	6,522
群馬	330	1,868	5,661	宮崎県	139	1,019	7,331
静岡県	537	3,469	6,460	沖縄	298	1,468	4,926
山梨県	123	780	6,341	仙台	496	2,227	4,490
長野県	275	1,955	7,109	福島県	193	1,712	8,870
新潟県	291	2,068	7,107	山形県	101	993	9,832
大阪	5,252	8,765	1,669	岩手	112	1,126	10,054
京都	896	2,503	2,794	秋田	77	882	11,455
兵庫県	1,064	5,324	5,004	青森県	108	1,140	10,556
奈良	200	1,269	6,345	札幌	893	4,985	4,499
滋賀	180	1,392	7,733	函館	54		
和歌山	148	864	5,838	旭川	80		
愛知県	2,222	7,449	3,352	釧路	81		
三重	201	1,695	8,433	香川県	195	908	4,656
岐阜県	217	1,891	8,714	徳島	95	675	7,105
福井	119	729	6,126	高知	90	643	7,144
金沢	190	1,088	5,726	愛媛	168	1,260	7,500
富山県	129	986	7,643	計	48,119	123,050	2,557
広島	637	2,683	4,212		(10,046)		
山口県	182	1,264	6,945	沖縄弁護士	2		
岡山	399	1,809	4,534	外国弁護士	0		
				外国法事務 弁護士	569		

§ 3 司法修習生の数（採用者数）

期別	（採用年度）	人 数
第 4 0 期	（昭和61年度）	482 （45）
第 4 1 期	（昭和62年度）	473 （58）
第 4 2 期	（昭和63年度）	492 （63）
第 4 3 期	（平成元年度）	511 （60）
第 4 4 期	（平成2年度）	509 （70）
第 4 5 期	（平成3年度）	507 （72）
第 4 6 期	（平成4年度）	596 （84）
第 4 7 期	（平成5年度）	635 （124）
第 4 8 期	（平成6年度）	703 （144）
第 4 9 期	（平成7年度）	724 （155）
第 5 0 期	（平成8年度）	728 （142）
第 5 1 期	（平成9年度）	734 （169）
第 5 2 期	（平成10年度）	746 （203）
第 5 3 期	（平成11年度）	797 （199）
第 5 4 期	（平成12年度）	982 （282）
第 5 5 期	（平成13年度）	992 （269）
第 5 6 期	（平成14年度）	1,007 （227）
第 5 7 期	（平成15年度）	1,183 （277）
第 5 8 期	（平成16年度）	1,188 （280）
第 5 9 期	（平成17年度）	1,499 （366）
第 6 0 期	（平成18年度）	2,446 （572）
第 6 1 期	（平成19年度）	2,380 （630）
第 6 2 期	（平成20年度）	2,304 （626）
第 6 3 期	（平成21年度）	2,171 （571）
第 6 4 期	（平成22年度）	2,124 （588）
第 6 5 期	（平成23年度）	2,074 （480）
第 6 6 期	（平成24年度）	2,035 （532）
第 6 7 期	（平成25年度）	1,969 （447）
第 6 8 期	（平成26年度）	1,761 （411）
第 6 9 期	（平成27年度）	1,787 （381）
第 7 0 期	（平成28年度）	1,530 （346）
第 7 1 期	（平成29年度）	1,516 （317）
第 7 2 期	（平成30年度）	1,482 （361）
第 7 3 期	（令和元年度）	1,473 （366）
第 7 4 期	（令和2年度）	1,456 （372）
第 7 5 期	（令和3年度）	1,328 （371）
第 7 6 期	（令和4年度）	1,393 （384）
第 7 7 期	（令和5年度）	1,830 （533）
第 7 8 期	（令和6年度）	1,553 （479）
第 7 9 期	（令和7年度）	1,551 （479）

（注）いずれも採用時の数値である。

括弧内は女性で内数である。

§ 4 終了者の進路別人数

期別	(終了年度)	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第4 0期	(昭和63年)	482 (45)	73 (8)	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第4 1期	(平成元年)	470 (57)	58 (10)	51 (6)	360 (40)	1 (1)
第4 2期	(平成2年)	489 (63)	81 (16)	28 (3)	376 (44)	4 (0)
第4 3期	(平成3年)	506 (58)	96 (20)	46 (4)	359 (34)	5 (0)
第4 4期	(平成4年)	508 (70)	65 (16)	50 (8)	378 (45)	15 (1)
第4 5期	(平成5年)	506 (72)	98 (20)	49 (8)	356 (44)	3 (0)
第4 6期	(平成6年)	594 (84)	104 (18)	75 (11)	406 (55)	9 (0)
第4 7期	(平成7年)	633 (123)	99 (34)	86 (16)	438 (70)	10 (3)
第4 8期	(平成8年)	699 (142)	99 (26)	71 (12)	521 (102)	8 (2)
第4 9期	(平成9年)	720 (155)	102 (26)	70 (16)	543 (113)	5 (0)
第5 0期	(平成10年)	726 (144)	93 (21)	73 (11)	553 (110)	7 (2)
第5 1期	(平成11年)	729 (167)	97 (18)	72 (16)	549 (132)	11 (1)
第5 2期	(平成12年)	742 (202)	87 (22)	69 (16)	579 (164)	7 (0)
第5 3期	(平成12年)	788 (196)	82 (26)	74 (10)	625 (158)	7 (2)
第5 4期	(平成13年)	975 (281)	112 (31)	76 (20)	774 (225)	13 (5)
第5 5期	(平成14年)	988 (269)	106 (30)	75 (22)	799 (214)	8 (3)
第5 6期	(平成15年)	1,005 (225)	101 (29)	75 (19)	822 (175)	7 (2)
第5 7期	(平成16年)	1,178 (277)	109 (35)	77 (19)	983 (222)	9 (1)
第5 8期	(平成17年)	1,187 (279)	124 (34)	96 (30)	954 (213)	13 (2)
第5 9期	(平成18年)	1,477 (360)	115 (35)	87 (26)	1,254 (291)	21 (8)
第6 0期	(平成19年)	2,376 (568)	118 (43)	113 (39)	2,043 (457)	102 (29)
第6 1期	(平成20年)	2,340 (619)	99 (36)	93 (32)	2,026 (527)	122 (24)
第6 2期	(平成21年)	2,346 (635)	106 (34)	78 (31)	1,978 (523)	184 (47)
第6 3期	(平成22年)	2,144 (563)	102 (32)	70 (22)	1,714 (443)	258 (66)
第6 4期	(平成23年)	2,152 (597)	102 (34)	71 (24)	1,515 (418)	464 (121)
第6 5期	(平成24年)	2,080 (479)	92 (28)	72 (22)	1,370 (316)	546 (113)
第6 6期	(平成25年)	2,034 (528)	96 (38)	82 (31)	1,286 (336)	570 (123)
第6 7期	(平成26年)	1,973 (443)	101 (29)	74 (29)	1,248 (269)	550 (116)
第6 8期	(平成27年)	1,766 (418)	91 (38)	76 (25)	1,131 (239)	468 (116)
第6 9期	(平成28年)	1,762 (371)	78 (30)	70 (26)	1,198 (228)	416 (87)
第7 0期	(平成29年)	1,563 (359)	65 (18)	67 (24)	1,075 (248)	356 (69)
第7 1期	(平成30年)	1,517 (319)	82 (21)	69 (21)	1,032 (226)	334 (51)
第7 2期	(令和元年)	1,487 (360)	75 (28)	65 (28)	1,032 (231)	315 (73)
第7 3期	(令和2年)	1,468 (366)	66 (23)	66 (24)	1,047 (263)	289 (56)
第7 4期	(令和4年)	1,458 (372)	73 (24)	72 (28)	1,136 (283)	177 (37)
第7 5期	(令和4年)	1,325 (367)	76 (29)	71 (35)	966 (255)	212 (48)
第7 6期	(令和5年)	1,391 (387)	81 (34)	76 (31)	993 (254)	241 (68)
第7 7期	(令和6年)	1,826 (532)	90 (36)	82 (28)	1455 (407)	199 (61)
第7 8期	(令和7年)	1,552 (476)	83 (35)	68 (33)	1306 (380)	95 (28)

(注) 括弧内は女性で内数である。

修習終了直後の数による。

第 2 部 事件の統計

- (1) 裁判所の事件は、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件、医療観察事件の 5 種に区分される。
- (2) 民事事件は、民事訴訟事件と行政訴訟事件の訴訟事件と、民事調停事件その他の非訟事件に区分される。

民事訴訟事件は、民事通常訴訟事件とそれ以外の訴訟事件（人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件）に区分される。なお、人事訴訟事件は、平成 16 年 4 月 1 日以降、家庭裁判所の管轄に属する。

行政訴訟事件は、公法上の法律関係に関する訴訟事件であり、地方裁判所を第一審とするものと、高等裁判所を第一審とするものに区分される。

- (3) 刑事事件は、刑事訴訟事件と訴訟事件以外の事件に区分される。

刑事訴訟事件は、最高裁においては上告、非常上告及び再審事件を、高裁においては控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁においては通常第一審（裁判員裁判対象事件を含む）及び再審事件を、簡裁においては通常第一審、略式及び再審事件をいう。

訴訟事件以外の事件には、最高裁においては再審請求、上告受理申立て、特別抗告及び刑事雑事件などが、高裁においては再審請求、抗告及び刑事雑事件などが、地裁においては再審請求、起訴強制、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件（令状事件を含む）などが、簡裁においては再審請求及び刑事雑事件（令状事件を含む）などが、それぞれ含まれる。

- (4) 家事事件は、家事審判事件、家事調停事件及びその他の事件に区分される。
- (5) 少年事件は、少年保護事件とそれ以外の事件（例えば、収容継続申請事件、戻し収容申請事件、保護処分取消事件、施設送致申請事件、収容決定申請事件）に区分される。

少年保護事件は、一般保護事件及び道路交通保護事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）に区分される。

- (6) 医療観察事件（平成 17 年 7 月 1 日施行）は、入院又は通院処遇事件、退院又は入院継続処遇事件、処遇の終了又は通院期間の延長処遇事件及び再入院等処遇事件に区分される。
- (7) 百分比を示した数値については四捨五入しているため、その内訳の合計が 100 と一致しない場合がある。
- (8) 掲載されている統計数値は、令和 8 年 5 月末時点での報告に基づき集計したものである。

第1 事件数

(注) 1 事件数は、

- ア 民事・行政事件及び家事事件については、件数
 - イ 刑事事件及び少年事件については、特に注記しない限り、被告人及び少年の人員
 - ウ 医療観察事件については、対象者の人員である。
- 2 「民事・行政訴訟事件」及び「人事訴訟事件」には再審を含まない。
- 3 「刑事訴訟事件」には再審を含むが、各表に別途、注記がある場合にはそれに従う。

1 全裁判所の新受全事件数（平成元年～令和7年）

(注) 1 「刑事」には、医療観察事件を含む。

2 「家事」には、平成16年4月以降家庭裁判所及び地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含み、平成25年以降は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数も含む。

3 「少年」には、家庭裁判所で受理した成人の刑事事件を含む。

年次	民事・行政 (件)	刑事 (人)	家事 (件)	少年 (人)	計
平成 元年	1,829,833	1,713,973	350,542	505,226	4,399,574
5	2,350,698	1,699,003	396,546	358,158	4,804,405
10	2,975,984	1,670,486	487,477	320,945	5,454,892
15	3,520,500	1,636,719	683,716	274,267	6,115,202
20	2,252,426	1,238,808	766,013	175,734	4,432,981
25	1,524,022	1,050,777	916,408	123,088	3,614,295
28	1,470,655	998,993	1,022,854	83,323	3,575,825
29	1,529,388	959,553	1,050,266	74,756	3,613,963
30	1,552,744	937,306	1,066,374	66,219	3,622,643
令和 元年	1,523,347	885,460	1,091,884	57,718	3,558,409
2	1,350,364	852,309	1,105,466	52,765	3,360,904
3	1,373,843	845,370	1,150,500	46,978	3,416,691
4	1,368,808	812,943	1,147,810	45,740	3,375,301
5	1,477,740	864,412	1,182,689	53,361	3,578,202
6	1,581,746	886,063	1,217,544	57,187	3,742,540
7	1,665,665	927,559	1,231,130	63,791	3,890,336

2 民事事件

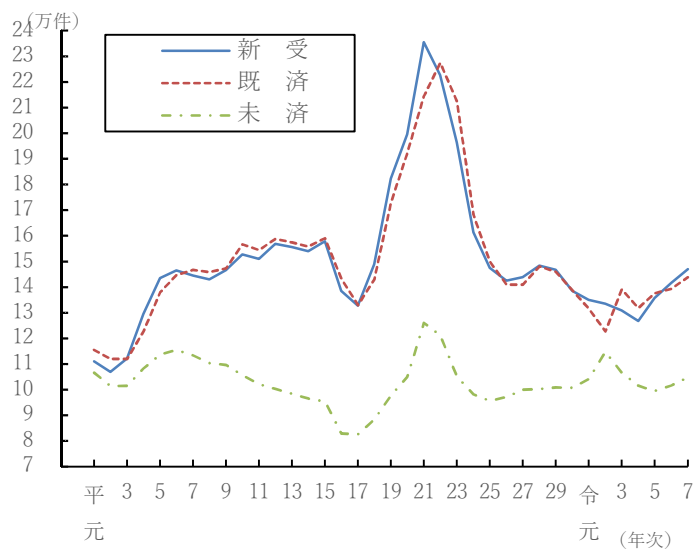
§ 1 民事・行政訴訟事件

(1) 第一審民事通常訴訟事件

① 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	110,970	115,502	106,561
5	143,511	137,934	113,768
10	152,678	156,683	105,606
15	157,833	159,032	95,327
20	199,522	192,233	105,046
25	147,390	149,930	95,619
28	148,307	148,023	100,227
29	146,680	145,983	100,924
30	138,444	138,683	100,685
令和 元年	134,935	131,558	104,062
2	133,430	122,763	114,729
3	130,862	139,020	106,571
4	126,666	131,803	101,434
5	135,674	137,607	99,501
6	141,530	139,387	101,644
7	146,931	143,859	104,716

(注) 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。



(終局区分別既済事件数)

年次	判決			和解	その他
	全体	(内対席)	(内欠席)		
平成 元年	51,667	29,429	22,007	39,358	24,470
5	64,220	36,932	27,067	44,046	29,655
10	79,631	46,912	32,691	50,102	26,948
15	77,669	47,294	30,311	53,131	28,232
20	62,064	40,410	21,578	55,057	75,112
25	64,744	42,747	21,912	51,057	34,129
28	61,323	36,803	24,463	52,960	33,740
29	58,642	35,502	23,106	53,036	34,305
30	57,370	33,487	23,839	51,448	29,865
令和 元年	57,548	32,728	24,779	50,626	23,384
2	53,084	28,746	24,305	43,366	26,313
3	59,988	34,047	25,906	51,241	27,791
4	60,309	33,498	26,772	43,268	28,226
5	67,984	34,405	33,547	44,913	24,710
6	70,422	33,595	36,788	44,084	24,881
7	74,903	34,122	40,722	43,655	25,301

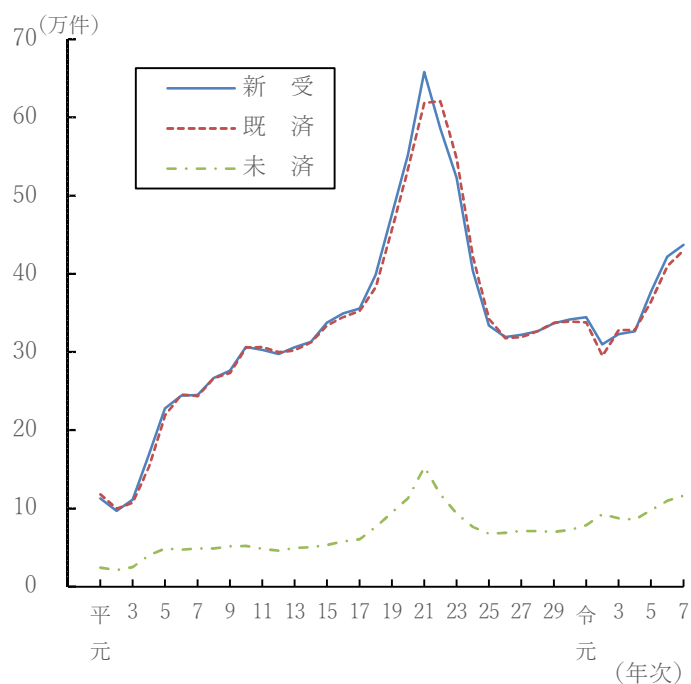
(注) 1 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。

2 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

② 簡易裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	112,472	118,019	24,083
5	227,791	219,027	48,799
10	306,169	305,801	51,962
15	337,231	334,188	53,431
20	551,875	533,742	113,099
25	333,746	342,316	67,411
28	326,170	326,621	70,888
29	336,384	337,142	70,130
30	341,349	339,102	72,377
令和 元年	344,101	337,799	78,679
2	309,365	295,369	92,675
3	322,673	328,047	87,301
4	326,444	328,166	85,579
5	376,558	364,367	97,770
6	421,616	409,650	109,736
7	436,667	430,021	116,382

(注) 少額訴訟から通常移行したものは含まない。



(終局区分別既済事件数)

年次	判決			和解	その他
	全体	(内対席)	(内欠席)		
平成 元年	57,686	11,231	46,372	25,661	34,672
5	97,736	22,538	75,109	62,585	58,706
10	152,371	36,598	115,771	80,190	73,240
15	156,993	42,635	114,344	85,684	91,511
20	177,441	49,188	128,205	75,089	281,212
25	138,957	52,818	86,120	41,439	161,920
28	131,705	43,469	88,204	39,370	155,546
29	136,217	42,744	93,451	37,672	163,253
30	137,704	42,615	95,074	35,283	166,115
令和 元年	139,843	42,996	96,831	34,353	163,603
2	120,358	36,269	84,063	27,163	147,848
3	146,520	39,352	107,045	26,929	154,598
4	148,669	38,836	109,679	24,222	155,275
5	166,975	42,608	124,251	25,950	171,442
6	189,454	49,267	140,066	29,013	191,183
7	199,441	51,745	147,688	29,054	201,526

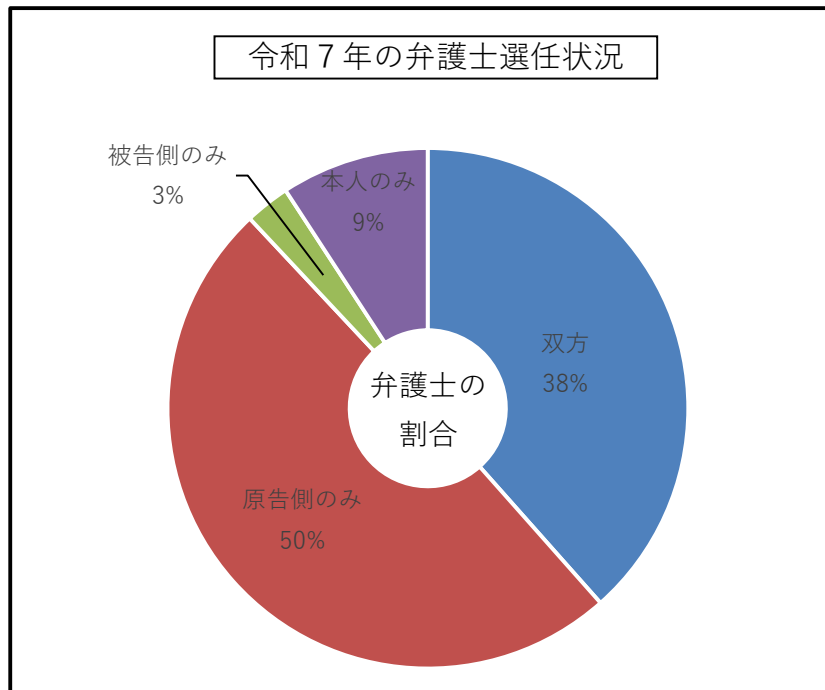
(注) 1 少額訴訟から通常移行したものは含まない。

2 判決 欄の 全体 の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

(民事第一審通常訴訟既済事件数－弁護士選任状況別－全地方裁判所)

	総 数	弁護士選任有			本人のみ
		双方	原告側のみ	被告側のみ	
平成 11 年	154,389	63,661	52,536	6,188	32,004
15	159,032	61,151	55,432	7,224	35,225
20	192,233	58,420	77,157	8,426	48,230
25	149,930	60,700	58,080	5,849	25,301
28	148,023	64,197	55,582	4,389	23,855
29	145,983	64,686	54,391	4,032	22,874
30	138,683	63,055	53,489	3,803	18,336
令和 元 年	131,558	61,750	54,719	3,896	11,193
2	122,763	54,636	54,795	3,440	9,892
3	139,020	67,397	57,296	4,146	10,181
4	131,803	63,169	54,904	4,005	9,725
5	137,607	58,960	64,522	3,952	10,173
6	139,387	56,398	67,207	3,981	11,801
7	143,859	55,307	71,280	4,038	13,234

(注) 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。



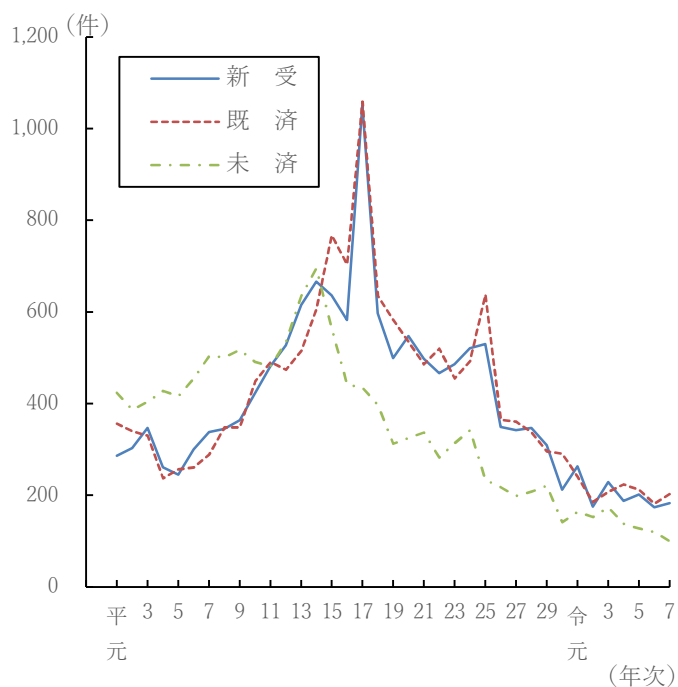
(2) 第一審行政訴訟事件

① 高等裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	286	357	424
5	245	257	416
10	423	449	491
15	636	767	564
20	547	535	325
25	530	638	234
28	347	338	208
29	309	296	221
30	212	291	142
令和 元年	263	241	164
2	175	186	153
3	229	208	174
4	188	224	138
5	202	212	128
6	174	182	120
7	183	203	100

(注) 平成17年の新受及び既済には、4月1日に知的財産高等裁判所が設置されたことに伴う、東京高等裁判所から知的財産高等裁判所への回付分(400件)が含まれている。

なお、回付件数については各庁からの報告に基づくものであり概数である。



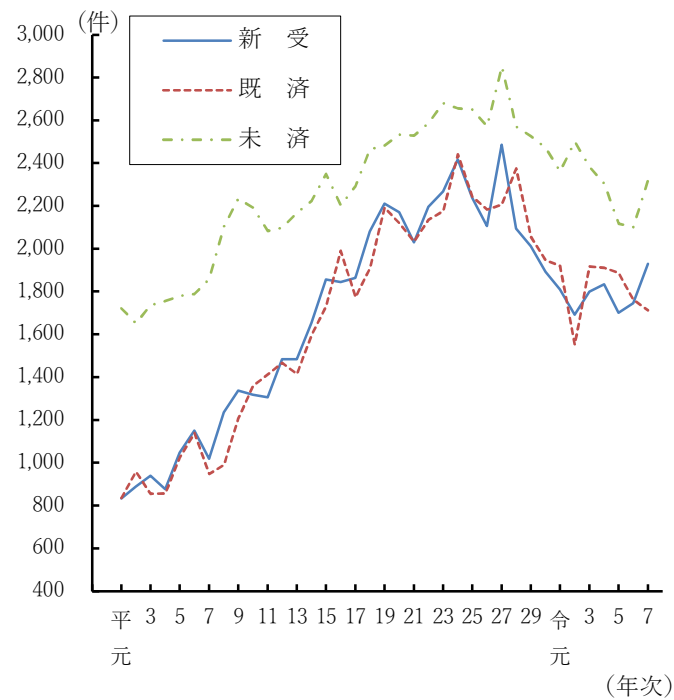
(終局区分別既済事件数)

年次	判決			和解	その他
	全体	(内対席)	(内欠席)		
平成 元年	285	282	1	1	71
5	185	180	-	-	72
10	347	336	7	3	99
15	596	578	18	9	162
20	388	373	15	6	141
25	520	462	55	7	111
28	278	263	15	4	56
29	235	222	12	2	59
30	258	237	20	4	29
令和 元年	207	190	17	7	27
2	158	150	8	5	23
3	184	171	13	2	22
4	191	174	17	4	29
5	164	155	7	2	46
6	161	154	7	1	20
7	178	168	10	2	23

(注) 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

② 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	833	836	1,722
5	1,047	1,024	1,779
10	1,318	1,359	2,193
15	1,856	1,730	2,350
20	2,170	2,119	2,534
25	2,237	2,243	2,650
28	2,094	2,375	2,571
29	2,011	2,056	2,526
30	1,892	1,946	2,472
令和 元年	1,810	1,921	2,361
2	1,692	1,553	2,500
3	1,799	1,917	2,382
4	1,834	1,911	2,305
5	1,701	1,888	2,118
6	1,746	1,762	2,102
7	1,930	1,713	2,319



(終局区分別既済事件数)

年次	判決			和解	その他
	全体	(内対席)	(内欠席)		
平成 元年	527	443	7	16	294
5	694	552	3	17	312
10	960	904	-	22	375
15	1,181	1,072	109	48	500
20	1,643	1,512	128	18	458
25	1,766	1,607	143	12	465
28	1,847	1,644	187	19	509
29	1,554	1,381	158	22	480
30	1,432	1,289	132	23	491
令和 元年	1,468	1,313	152	24	429
2	1,105	998	103	7	441
3	1,514	1,341	165	17	386
4	1,475	1,262	210	19	417
5	1,512	1,333	177	29	347
6	1,395	1,212	181	16	351
7	1,311	1,159	147	14	388

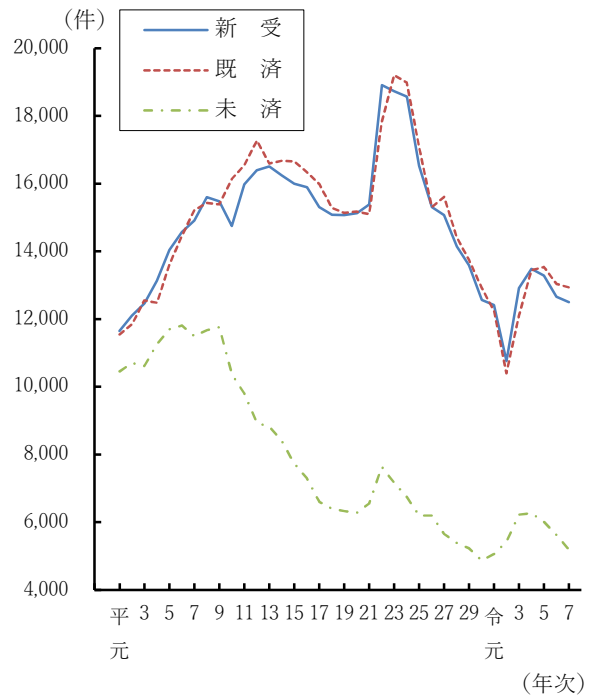
(注) 判決]欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

(3) 控訴事件

① 高等裁判所

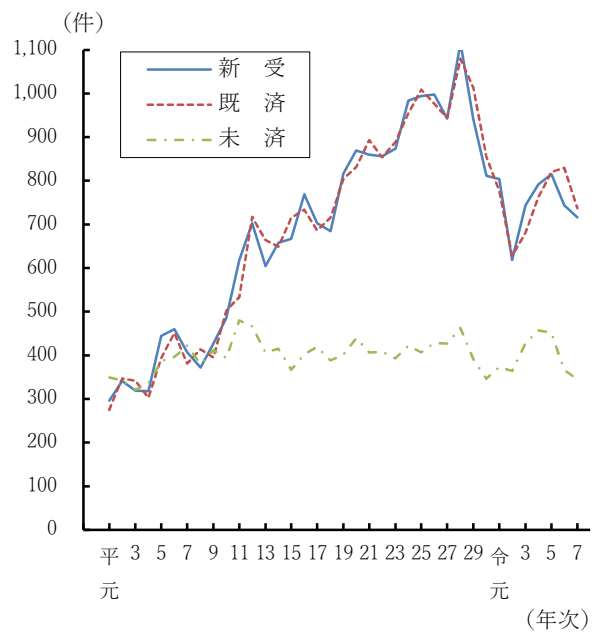
(ア) 民事訴訟事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	11,649	11,549	10,451
5	14,041	13,606	11,700
10	14,745	16,140	10,362
15	16,003	16,661	7,735
20	15,124	15,176	6,275
25	16,522	17,072	6,198
28	14,145	14,415	5,385
29	13,584	13,744	5,225
30	12,567	12,922	4,870
令和 元年	12,416	12,228	5,058
2	10,760	10,398	5,420
3	12,915	12,110	6,225
4	13,480	13,439	6,266
5	13,276	13,535	6,007
6	12,661	13,038	5,630
7	12,497	12,936	5,191



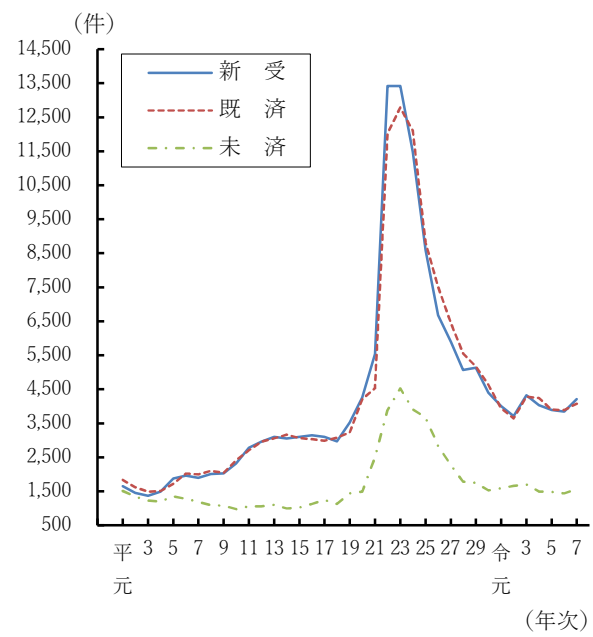
(イ) 行政訴訟事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	296	275	349
5	445	394	387
10	485	503	394
15	667	715	367
20	870	832	439
25	994	1,009	407
28	1,116	1,080	463
29	941	1,013	391
30	811	856	346
令和 元年	804	777	373
2	619	628	364
3	744	681	427
4	792	762	457
5	815	820	452
6	744	830	366
7	716	737	345



② 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	1,644	1,835	1,508
5	1,868	1,722	1,344
10	2,307	2,408	972
15	3,096	3,064	1,020
20	4,261	4,203	1,491
25	8,590	8,829	3,667
28	5,061	5,552	1,780
29	5,134	5,166	1,748
30	4,404	4,626	1,526
令和 元年	3,999	3,944	1,581
2	3,710	3,638	1,653
3	4,319	4,273	1,699
4	4,031	4,242	1,488
5	3,889	3,900	1,477
6	3,844	3,886	1,435
7	4,207	4,074	1,568

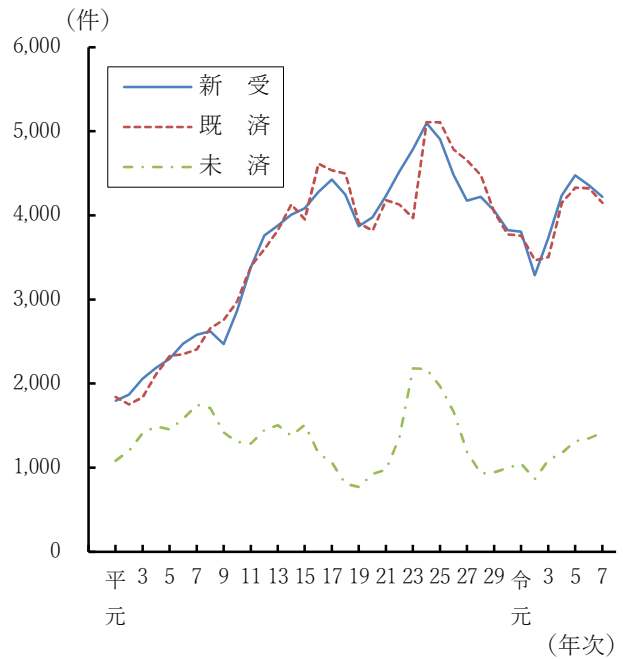


(4) 上告事件（特別上告を含まない。平成10年以降は上告受理を含む。）

① 最高裁判所

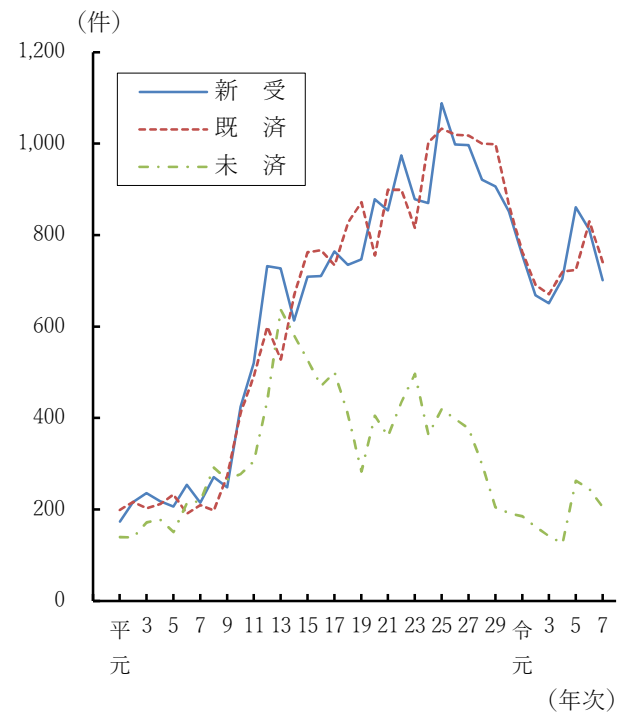
(ア) 民事訴訟事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	1,799	1,842	1,084
5	2,294	2,327	1,458
10	2,865	2,978	1,307
15	4,084	3,953	1,511
20	3,977	3,822	926
25	4,905	5,108	1,968
28	4,222	4,480	930
29	4,056	4,038	948
30	3,826	3,775	999
令和 元年	3,807	3,762	1,044
2	3,290	3,467	867
3	3,730	3,507	1,090
4	4,236	4,152	1,174
5	4,476	4,333	1,317
6	4,359	4,324	1,352
7	4,222	4,154	1,420



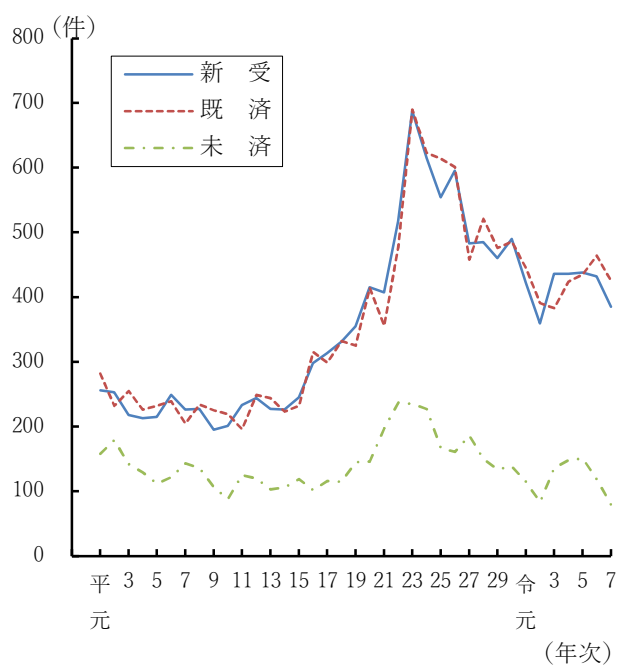
(イ) 行政訴訟事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	174	199	140
5	206	233	151
10	425	413	278
15	709	763	527
20	878	756	405
25	1,089	1,033	420
28	921	1,000	298
29	906	999	205
30	852	865	192
令和 元年	756	763	185
2	668	691	162
3	651	671	142
4	704	720	126
5	861	724	263
6	812	830	245
7	701	741	205



② 高等裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	256	282	158
5	215	232	112
10	201	219	88
15	245	232	119
20	415	414	146
25	554	614	167
28	485	521	150
29	460	476	134
30	490	486	138
令和 元年	422	445	115
2	359	391	83
3	436	383	136
4	436	424	148
5	438	435	151
6	432	464	119
7	385	425	79

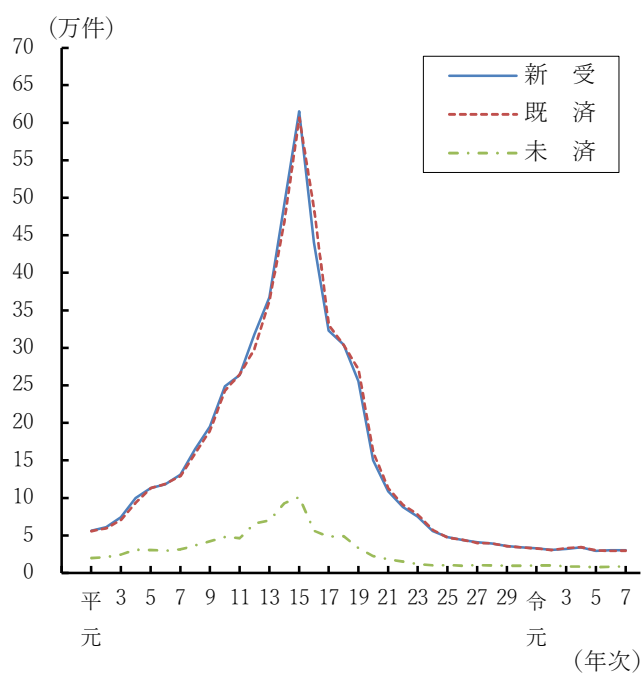


§ 2 民事調停事件

(1) 全事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	56,115	55,852	19,944
5	112,846	113,170	30,745
10	248,833	243,101	47,998
15	615,313	606,802	101,366
20	150,161	160,659	22,576
25	47,596	47,436	10,536
28	39,191	39,635	10,058
29	35,939	35,988	10,009
30	34,019	34,112	9,916
令和 元年	32,919	32,758	10,077
2	30,723	30,730	10,070
3	31,870	33,105	8,835
4	34,073	34,463	8,445
5	29,612	30,214	7,843
6	30,209	29,676	8,376
7	30,440	30,005	8,811

(注) 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



(終局区分別既済事件数)

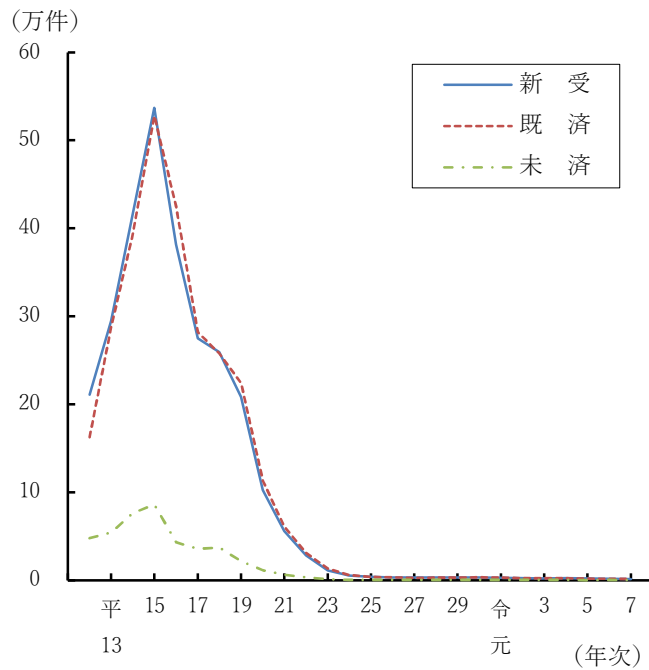
年次	調停成立	不成立	調停に代わる決定	取下	その他
平成 元年	30,300	11,996	340	12,305	889
5	58,937	18,404	8,614	25,011	2,183
10	112,578	25,561	44,380	56,222	4,349
15	81,459	28,214	367,267	108,819	21,036
20	18,669	14,162	100,776	24,959	2,088
25	14,302	12,433	13,401	6,403	890
28	12,827	10,686	9,060	6,047	1,004
29	11,982	9,882	8,415	4,713	986
30	11,239	9,404	8,073	4,538	847
令和 元年	10,608	9,654	7,478	4,185	810
2	8,497	8,499	9,168	3,708	797
3	10,150	8,690	10,096	3,381	724
4	12,047	8,274	10,171	3,197	637
5	8,138	8,232	10,070	3,018	701
6	7,106	7,903	10,759	3,166	707
7	7,107	8,095	10,900	3,151	705

(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

(2) 特定調停事件（内数）

年次	新受	既済	未済
平成 12 年	210,866	163,002	47,864
15	537,071	527,762	86,157
20	102,688	112,895	11,562
25	3,849	3,866	722
28	3,090	3,171	650
29	3,394	3,232	812
30	3,363	3,407	768
令和 元 年	2,992	3,041	719
2	2,421	2,455	685
3	2,271	2,447	509
4	2,588	2,561	536
5	2,031	2,130	437
6	1,779	1,708	508
7	1,556	1,667	397

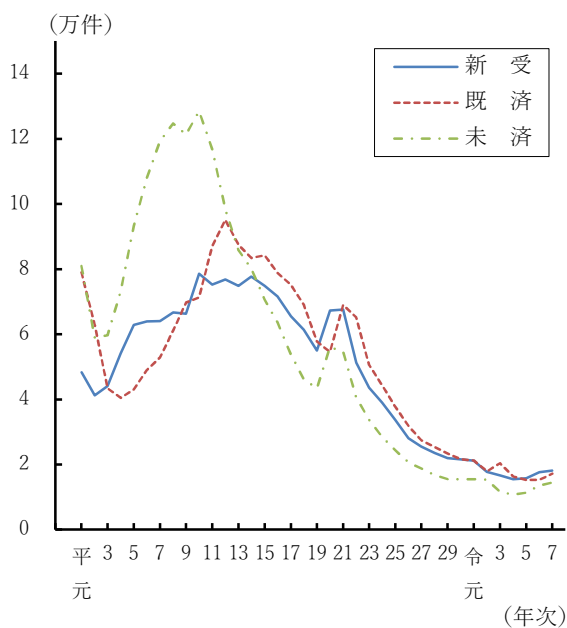
（注）地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



§ 3 民事執行事件

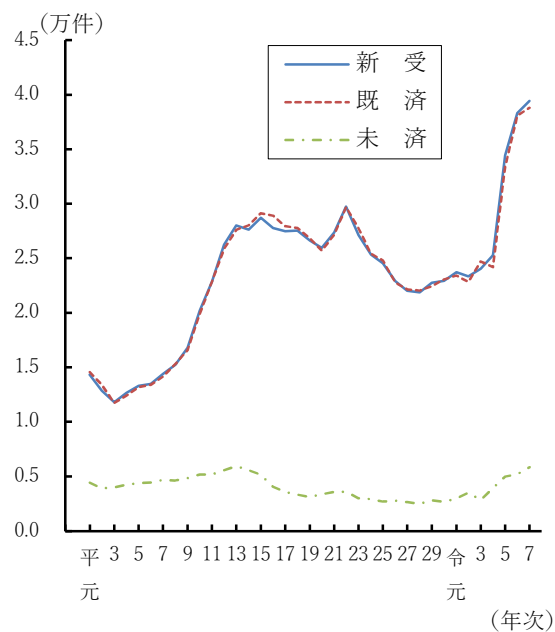
(1) 不動産執行事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	48,334	78,982	80,913
5	62,891	42,987	93,217
10	78,538	71,256	128,539
15	74,857	84,271	70,647
20	67,201	54,585	56,024
25	33,719	37,760	24,408
28	23,510	25,414	16,837
29	21,969	23,312	15,494
30	21,595	21,632	15,457
令和 元年	21,272	21,204	15,525
2	17,705	17,884	15,346
3	16,700	20,431	11,615
4	15,449	16,301	10,763
5	15,814	15,257	11,320
6	17,599	15,360	13,559
7	18,109	17,171	14,497



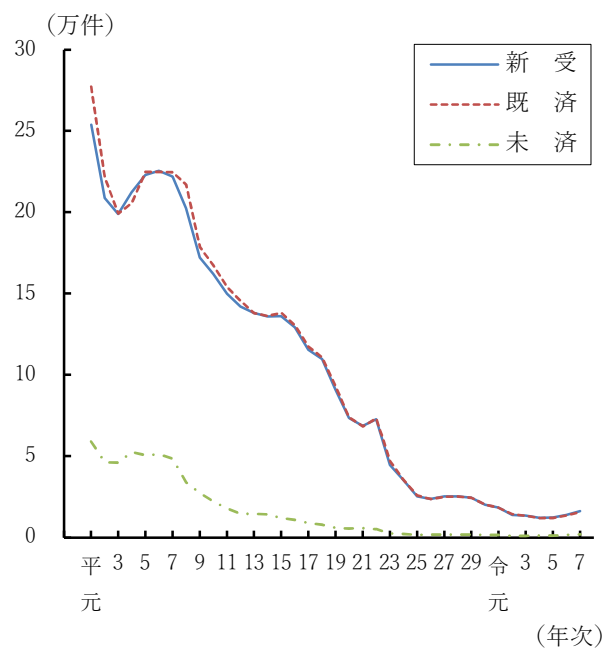
(2) 不動産等引渡事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	14,344	14,570	4,449
5	13,301	13,170	4,376
10	20,186	19,855	5,196
15	28,713	29,123	5,165
20	25,962	25,715	3,359
25	24,554	24,786	2,693
28	21,866	22,023	2,494
29	22,749	22,437	2,806
30	22,922	23,054	2,674
令和 元年	23,712	23,404	2,982
2	23,344	22,831	3,495
3	24,036	24,701	2,830
4	25,278	24,173	3,935
5	34,410	33,346	4,999
6	38,319	38,094	5,224
7	39,403	38,781	5,846



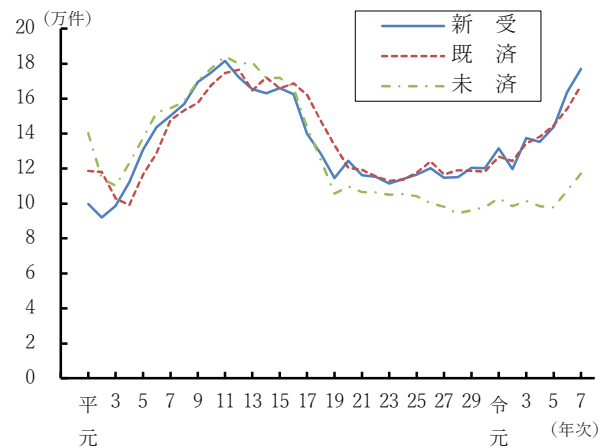
(3) 動産執行事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	253,963	277,297	59,022
5	222,949	224,860	50,702
10	161,993	167,308	22,089
15	136,101	138,309	12,021
20	73,519	73,904	5,536
25	25,301	25,906	1,715
28	25,247	25,293	1,800
29	24,405	24,438	1,767
30	20,176	20,401	1,542
令和 元年	18,384	18,365	1,561
2	13,788	14,342	1,007
3	13,532	13,451	1,088
4	12,109	12,029	1,168
5	12,235	12,118	1,285
6	13,938	13,554	1,669
7	16,182	15,884	1,967



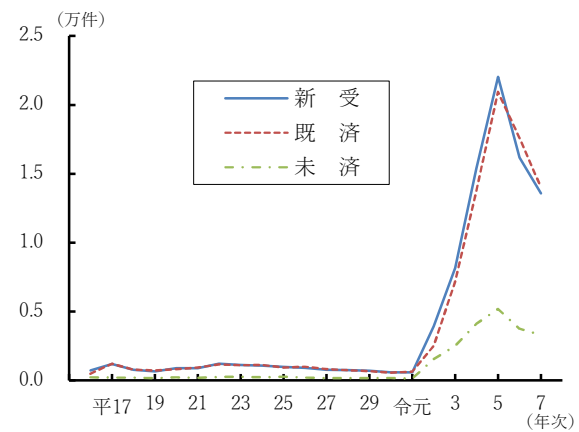
(4) 債権執行事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	99,620	118,697	140,276
5	130,853	116,640	137,304
10	174,997	167,886	177,288
15	165,934	165,896	171,942
20	124,411	120,369	109,719
25	116,433	117,734	104,121
28	115,165	118,947	94,310
29	120,403	118,594	96,119
30	120,179	118,388	97,910
令和 元年	131,717	126,708	102,919
2	119,708	124,169	98,458
3	137,389	134,320	101,527
4	135,114	138,134	98,507
5	143,852	144,587	97,772
6	163,770	154,198	107,344
7	177,028	167,147	117,225



(5) 財産開示事件

年次	新受	既済	未済
平成 16 年	718	489	229
20	884	821	223
25	979	937	269
28	732	745	157
29	686	681	162
30	578	568	172
令和 元年	577	622	127
2	3,930	2,507	1,550
3	8,156	7,185	2,521
4	15,354	13,770	4,105
5	22,022	20,942	5,185
6	16,177	17,606	3,756
7	13,567	14,021	3,302

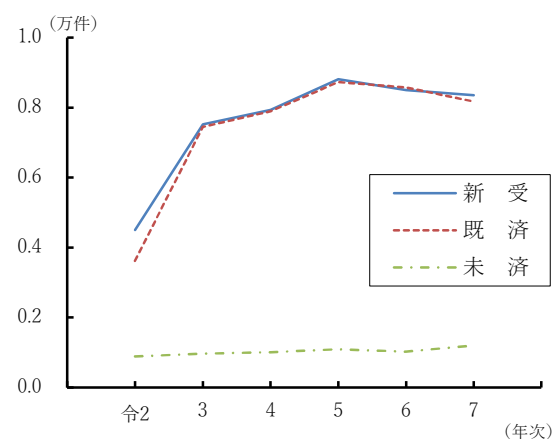


(6) 第三者からの情報取得事件

年次	新受	既済	未済
令和 2 年	4,506	3,619	887
3	7,527	7,451	963
4	7,938	7,894	1,007
5	8,815	8,730	1,092
6	8,505	8,576	1,021
7	8,355	8,176	1,200

(注) 令和2年4月から計上している。

(注) 不動産を対象とする第三者からの情報取得事件は令和3年5月1日に手続が開始された。

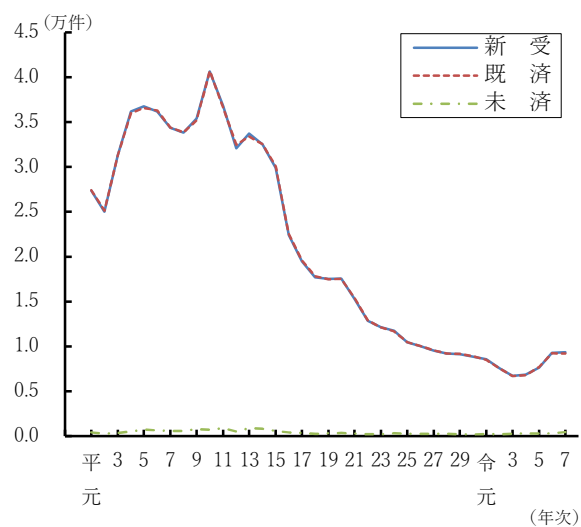


§ 4 民事保全事件

(1) 仮差押え事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	27,365	27,428	405
5	36,767	36,571	731
10	40,639	40,695	726
15	29,889	30,102	596
20	17,554	17,512	358
25	10,444	10,491	258
28	9,203	9,194	255
29	9,152	9,182	225
30	8,868	8,899	194
令和 元年	8,558	8,506	246
2	7,551	7,561	236
3	6,726	6,702	260
4	6,855	6,781	334
5	7,640	7,688	286
6	9,289	9,248	327
7	9,347	9,205	469

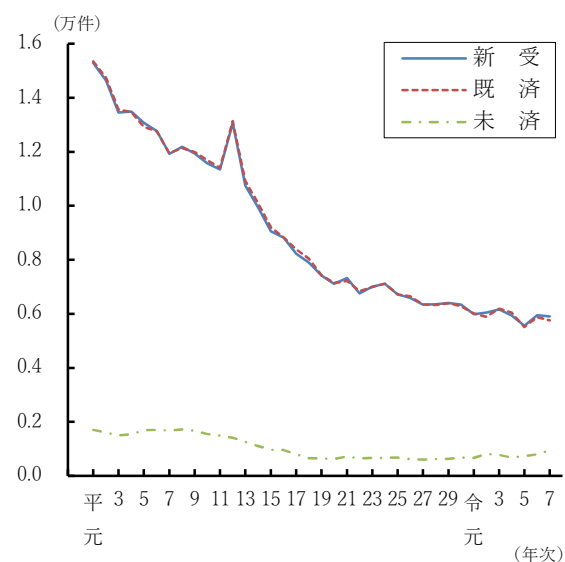
(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



(2) 仮処分事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	15,290	15,348	1,702
5	13,074	12,923	1,684
10	11,569	11,687	1,548
15	9,060	9,198	962
20	7,120	7,142	616
25	6,720	6,710	670
28	6,344	6,326	619
29	6,407	6,397	629
30	6,332	6,284	677
令和 元年	5,996	6,014	659
2	6,041	5,893	807
3	6,162	6,189	780
4	5,940	6,042	678
5	5,562	5,509	731
6	5,942	5,878	795
7	5,901	5,752	944

(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

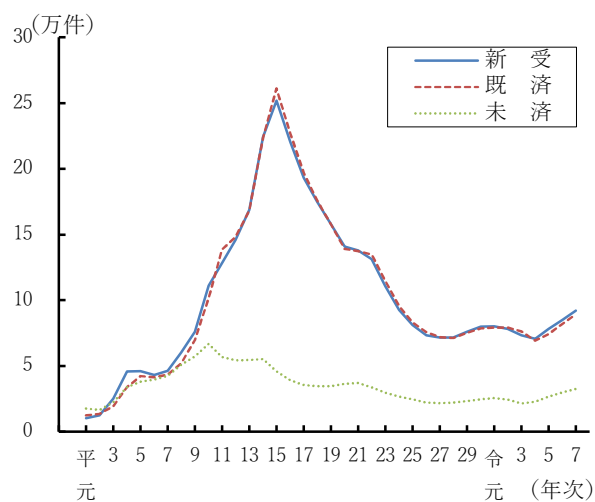


§ 5 倒産事件

(1) 破産事件

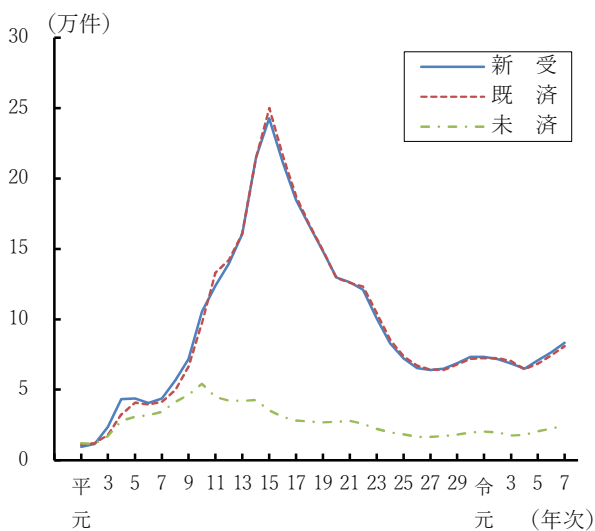
① 全事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	10,319	12,454	17,747
5	46,216	42,341	37,943
10	111,067	101,447	66,841
15	251,800	261,162	45,911
20	140,941	139,101	36,553
25	81,136	83,116	24,693
28	71,840	71,315	22,296
29	76,015	75,069	23,242
30	80,012	78,516	24,738
令和 元年	80,202	79,318	25,622
2	78,105	79,348	24,379
3	73,457	76,321	21,515
4	70,602	69,364	22,753
5	78,215	74,325	26,643
6	85,115	81,981	29,777
7	92,059	89,314	32,522



② 個人（内数）

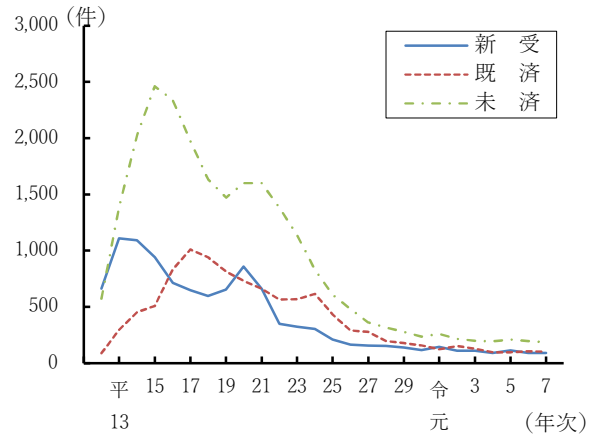
年次	新受	既済	未済
平成 元年	9,433	10,885	11,950
5	43,816	40,799	30,827
10	105,468	97,726	54,168
15	242,849	250,208	35,284
20	129,883	129,449	27,291
25	72,288	73,753	18,261
28	64,872	64,120	17,175
29	68,995	67,972	18,198
30	73,268	71,856	19,610
令和 元年	73,292	72,602	20,300
2	71,839	72,587	19,552
3	68,412	70,408	17,556
4	64,982	64,498	18,040
5	70,745	68,403	20,382
6	76,454	74,379	22,457
7	83,255	81,031	24,681



(2) 民事再生事件

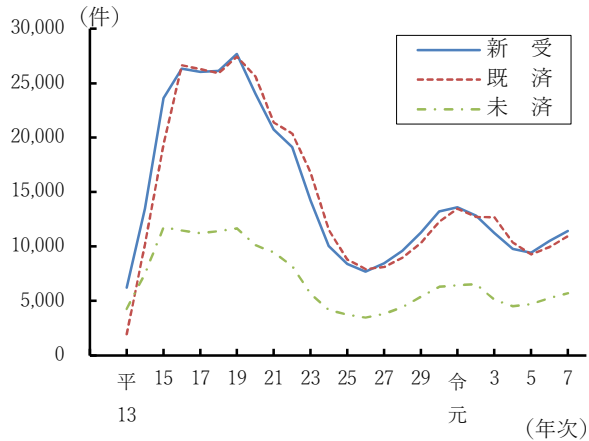
① 通常再生事件

年次	新受	既済	未済
平成 12 年	662	88	574
15	941	507	2,462
20	859	731	1,601
25	209	432	607
28	151	196	317
29	140	179	278
30	114	157	235
令和 元 年	145	122	258
2	109	152	215
3	110	127	198
4	92	97	193
5	113	96	210
6	91	105	196
7	91	102	185



② 個人再生事件

年次	新受	既済	未済
平成 13 年	6,210	1,939	4,271
15	23,612	19,378	11,757
20	24,052	25,602	10,110
25	8,374	8,800	3,738
28	9,602	8,981	4,443
29	11,284	10,339	5,388
30	13,211	12,286	6,313
令和 元 年	13,594	13,479	6,428
2	12,841	12,712	6,557
3	11,249	12,691	5,115
4	9,764	10,351	4,528
5	9,440	9,271	4,697
6	10,524	9,956	5,265
7	11,415	10,963	5,717



小規模個人再生事件（内数）

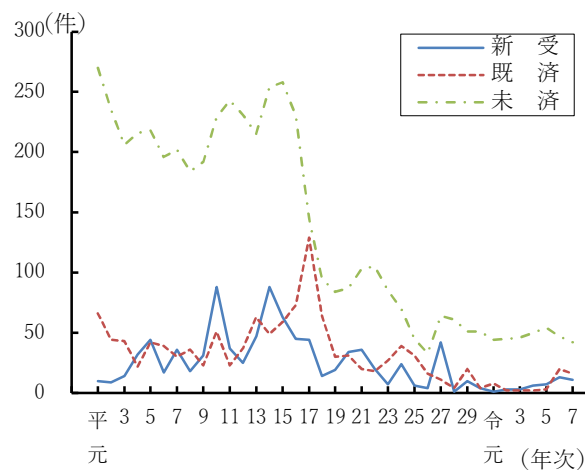
年次	新受	既済	未済
平成 13 年	1,732	520	1,212
15	15,001	10,950	7,706
20	21,810	22,976	9,142
25	7,655	7,980	3,411
28	8,841	8,242	4,062
29	10,488	9,543	5,007
30	12,355	11,473	5,889
令和 元 年	12,764	12,628	6,025
2	12,064	11,948	6,141
3	10,509	11,910	4,740
4	8,982	9,581	4,141
5	8,766	8,552	4,355
6	9,898	9,312	4,941
7	10,753	10,347	5,347

給与所得者等再生事件（内数）

年次	新受	既済	未済
平成 13 年	4,478	1,419	3,059
15	8,611	8,428	4,051
20	2,242	2,626	968
25	719	820	327
28	761	739	381
29	796	796	381
30	856	813	424
令和 元 年	830	851	403
2	777	764	416
3	740	781	375
4	782	770	387
5	674	719	342
6	626	644	324
7	662	616	370

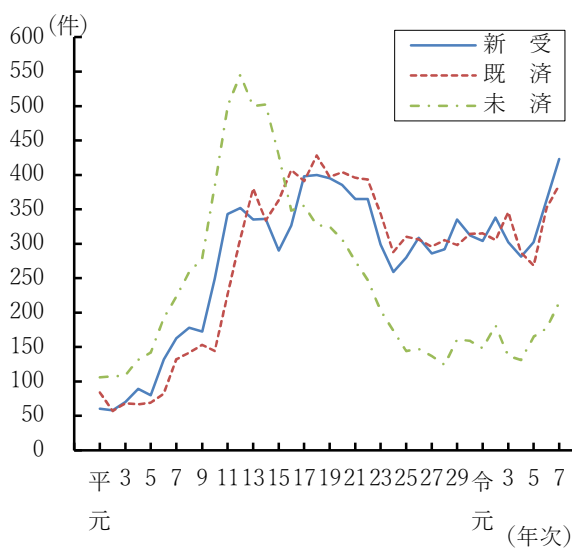
(3) 会社更生事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	10	66	270
5	44	42	218
10	88	51	229
15	63	59	258
20	34	31	87
25	6	31	45
28	1	4	61
29	10	20	51
30	4	4	51
令和 元年	1	8	44
2	3	2	45
3	3	2	46
4	6	2	50
5	7	3	54
6	13	20	47
7	11	16	42



(4) 特別清算事件

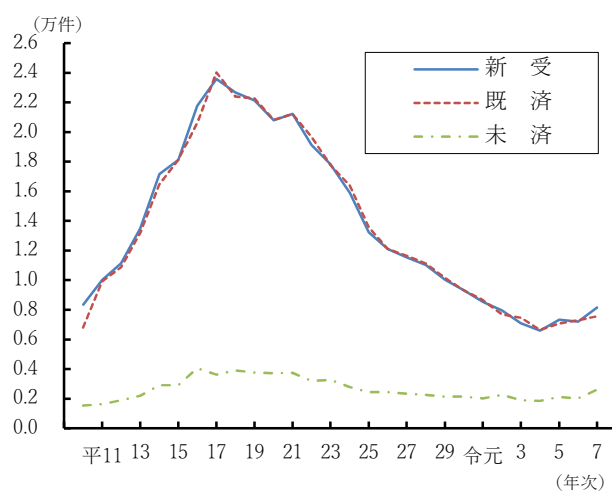
年次	新受	既済	未済
平成 元年	60	84	106
5	80	69	142
10	249	144	383
15	290	363	429
20	385	404	306
25	280	310	144
28	292	305	124
29	335	298	161
30	312	314	159
令和 元年	304	315	148
2	338	305	181
3	302	346	137
4	281	287	131
5	302	268	165
6	364	352	177
7	423	385	215



§ 6 少額訴訟事件（簡易裁判所）

年次	新受	既済	未済
平成 10 年	8,348	6,819	1,529
15	18,117	18,125	2,907
20	20,782	20,829	3,713
25	13,240	13,570	2,449
28	11,030	11,116	2,256
29	10,041	10,164	2,133
30	9,310	9,312	2,131
令和 元 年	8,542	8,668	2,005
2	7,944	7,692	2,257
3	7,094	7,455	1,896
4	6,594	6,647	1,843
5	7,339	7,073	2,109
6	7,186	7,288	2,007
7	8,154	7,562	2,599

（注）途中で通常移行したものを含んだ数値である。



（終局区分別既済事件数）

年次	判 決			和 解	その他
	全 体	(内対席)	(内欠席)		
平成 10 年	2,818	917	1,901	2,539	1,462
15	6,416	2,639	3,774	7,657	4,052
20	7,539	3,004	4,533	7,671	5,619
25	5,342	2,291	3,050	4,475	3,753
28	4,553	1,960	2,592	3,402	3,161
29	4,149	1,815	2,333	3,105	2,910
30	3,803	1,583	2,218	2,659	2,850
令和 元 年	3,691	1,618	2,072	2,267	2,710
2	3,276	1,486	1,787	1,839	2,577
3	3,103	1,444	1,649	1,775	2,577
4	3,043	1,326	1,708	1,412	2,192
5	3,297	1,463	1,832	1,455	2,321
6	3,334	1,411	1,915	1,472	2,482
7	3,544	1,518	2,021	1,558	2,460

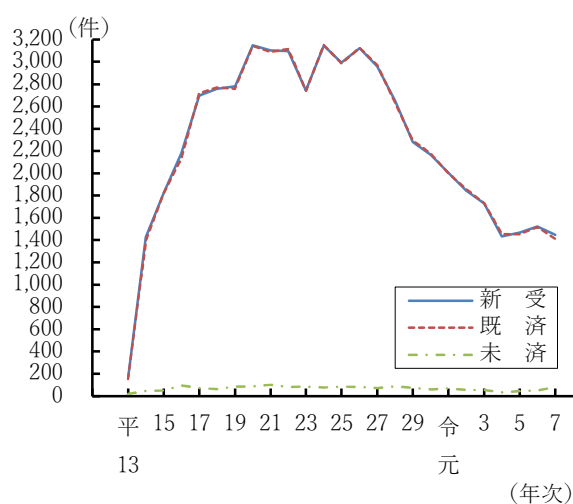
（注）1 途中で通常移行したものを含んだ数値である。

2 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

§ 7 配偶者暴力等に関する保護命令事件

年次	新受	既済	未済
平成 13 年	171	153	18
15	1,825	1,822	49
20	3,147	3,143	88
25	2,992	2,984	85
28	2,648	2,632	86
29	2,280	2,293	73
30	2,164	2,177	60
令和 元 年	2,005	1,998	67
2	1,844	1,855	56
3	1,730	1,732	54
4	1,431	1,453	32
5	1,466	1,455	43
6	1,522	1,516	49
7	1,445	1,411	83

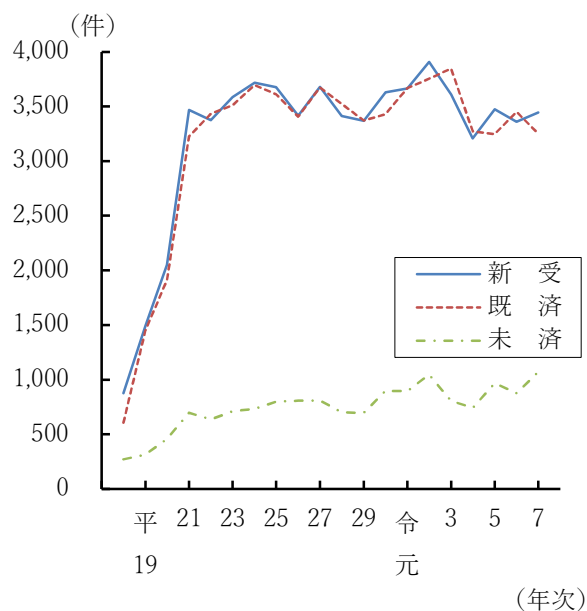
(注) 平成 13 年は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された 10 月 13 日以降の数値である。



§ 8 労働審判事件－地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 18 年	877	606	271
20	2,052	1,911	456
25	3,678	3,612	798
28	3,414	3,524	701
29	3,369	3,372	698
30	3,630	3,429	899
令和 元 年	3,665	3,670	894
2	3,907	3,755	1,046
3	3,609	3,848	807
4	3,208	3,273	742
5	3,473	3,248	967
6	3,359	3,451	875
7	3,447	3,249	1,073

(注) 平成 18 年は、労働審判法が施行された 4 月 1 日以降の数値である。



3 刑事事件

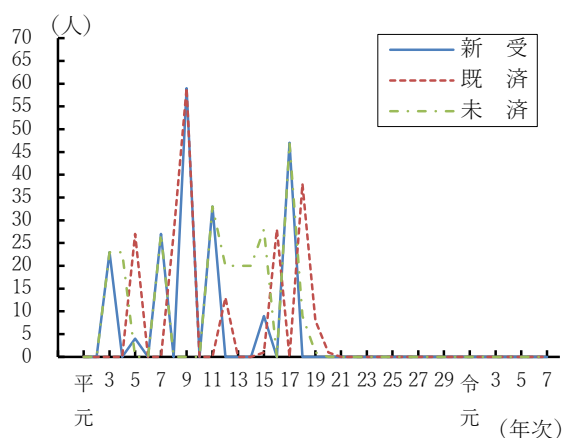
§ 1 刑事訴訟事件

(1) 第一審事件

① 高等裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	-	-	-
5	4	27	-
10	-	-	-
15	9	1	28
20	-	1	-
25	-	-	-
28	-	-	-
29	-	-	-
30	-	-	-
令和 元年	-	-	-
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-
6	-	-	-
7	-	-	-

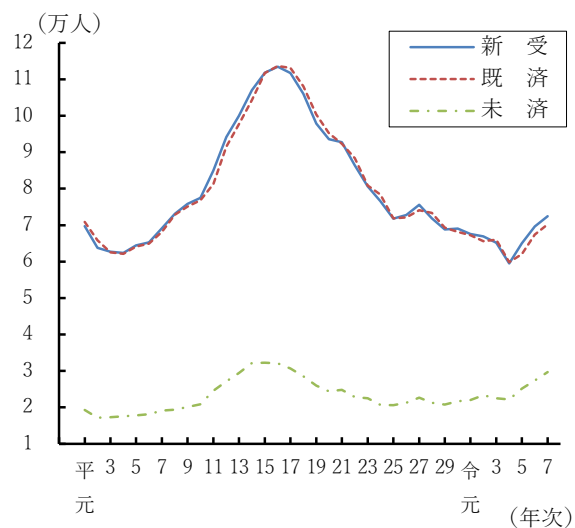
(注) 再審を含まない。



② 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成 元年	69,738	70,870	19,276
5	64,428	64,138	17,823
10	77,496	76,795	20,839
15	111,822	111,767	32,259
20	93,568	95,196	24,378
25	71,771	71,904	20,599
28	71,900	73,359	21,255
29	68,830	69,296	20,789
30	69,028	68,163	21,654
令和 元年	67,554	67,221	21,987
2	66,939	65,561	23,365
3	65,151	66,020	22,496
4	59,503	59,838	22,161
5	64,987	62,032	25,116
6	69,652	67,387	27,381
7	72,482	70,186	29,677

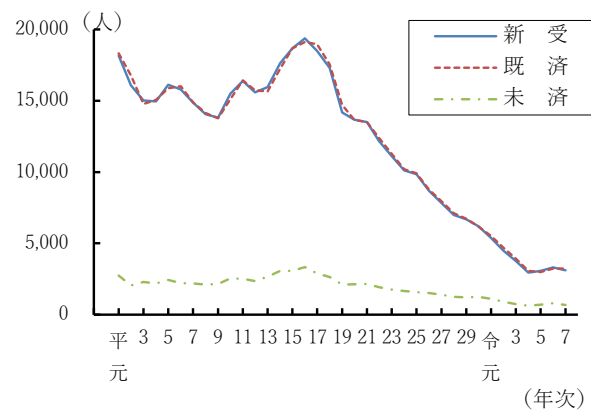
(注) 再審を含む。



③ 簡易裁判所
(ア) 通常事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	18,160	18,329	2,740
5	16,119	15,876	2,440
10	15,496	15,105	2,538
15	18,683	18,668	3,077
20	13,678	13,647	2,131
25	9,842	9,912	1,585
28	6,991	7,117	1,259
29	6,681	6,724	1,216
30	6,197	6,167	1,246
令和 元年	5,384	5,519	1,111
2	4,472	4,676	907
3	3,759	3,928	738
4	2,949	3,060	627
5	3,070	2,989	708
6	3,320	3,234	794
7	3,116	3,225	685

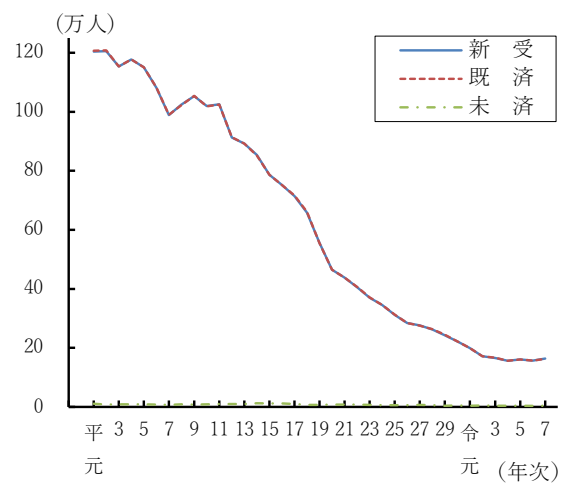
(注) 再審を含む。



(イ) 略式事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	1,204,352	1,207,240	10,957
5	1,150,693	1,150,696	8,595
10	1,019,291	1,018,489	8,556
15	786,109	787,033	11,538
20	465,273	464,790	7,615
25	312,248	312,621	5,799
28	262,491	263,670	5,448
29	242,970	244,246	4,172
30	222,478	222,029	4,621
令和 元年	199,510	199,789	4,342
2	171,830	171,664	4,508
3	165,750	166,500	3,758
4	156,344	156,314	3,788
5	160,466	160,673	3,581
6	156,491	156,576	3,496
7	163,500	163,212	3,784

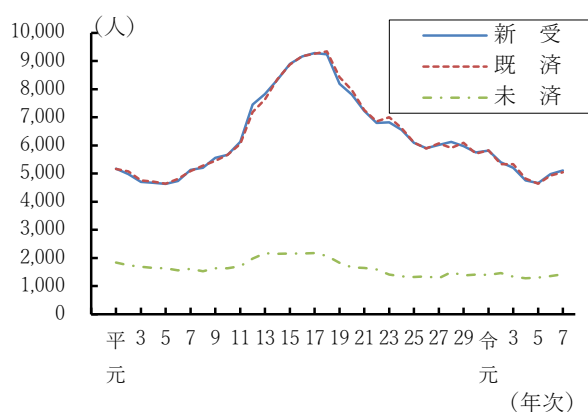
(注) 再審を含まない。



(2) 控訴事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	5,178	5,165	1,841
5	4,633	4,643	1,632
10	5,670	5,670	1,640
15	8,891	8,875	2,163
20	7,805	7,962	1,672
25	6,091	6,108	1,328
28	6,124	5,910	1,496
29	5,976	6,098	1,374
30	5,750	5,710	1,414
令和 元年	5,814	5,828	1,400
2	5,398	5,332	1,466
3	5,205	5,331	1,340
4	4,759	4,820	1,279
5	4,663	4,639	1,303
6	4,981	4,928	1,356
7	5,105	5,041	1,420

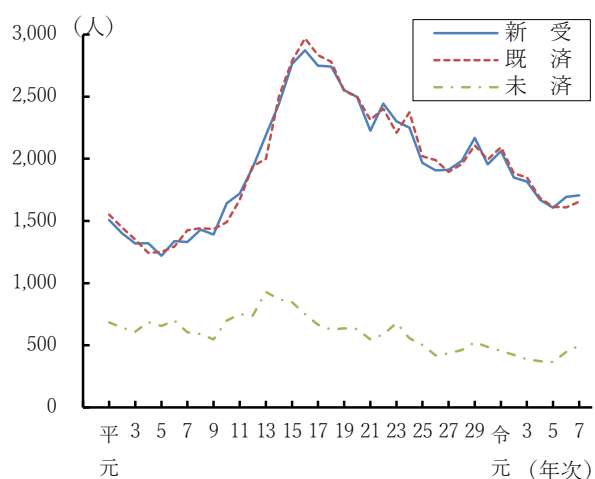
(注) 再審を含む。



(3) 上告事件 (非常上告を含む。)

年次	新受	既済	未済
平成 元年	1,507	1,552	685
5	1,220	1,251	655
10	1,643	1,490	699
15	2,764	2,788	846
20	2,497	2,500	632
25	1,968	2,020	503
28	1,984	1,958	462
29	2,169	2,107	524
30	1,955	1,993	486
令和 元年	2,061	2,092	455
2	1,849	1,882	422
3	1,816	1,852	386
4	1,670	1,685	372
5	1,606	1,614	364
6	1,693	1,610	447
7	1,706	1,656	497

(注) 再審を含まない。



§ 2 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(1) 地方裁判所

区 分 年 次	新受人員	既済人員	
	総 数	総 数	国選弁護人が 選任された 被疑者数
平成 18 年	866	861	838
20	3,508	3,508	3,409
25	25,130	25,352	24,813
28	24,837	24,769	24,036
29	23,964	23,958	23,251
30	29,566	29,553	28,565
令和 元 年	31,037	31,025	29,977
2	30,642	30,705	29,764
3	28,898	28,891	27,607
4	26,557	26,597	25,891
5	31,121	31,091	30,161
6	30,661	30,671	29,379
7	31,389	31,384	30,572

(注) 1 延べ人員である。

2 平成 18 年は、被疑者に対する国選弁護制度が施行された 10 月 2 日以降の数値である。

(2) 簡易裁判所

区 分 年 次	新受人員	既済人員	
	総 数	総 数	国選弁護人が 選任された 被疑者数
平成 18 年	955	947	922
20	3,619	3,623	3,555
25	46,594	46,611	46,143
28	42,933	42,943	42,294
29	40,822	40,845	40,068
30	46,680	46,628	45,643
令和 元 年	49,785	49,699	48,323
2	47,444	47,441	46,248
3	45,875	45,908	44,962
4	45,121	45,088	44,253
5	49,163	49,145	48,061
6	51,246	51,216	49,911
7	53,986	53,964	52,468

(注) 1 延べ人員である。

2 平成 18 年は、被疑者に対する国選弁護制度が施行された 10 月 2 日以降の数値である。

§ 3 刑事通常第一審における弁護士が選任された人員

(1) 地方裁判所

区 分 年 次	終局人員	弁護士が		私選弁護士が		国選弁護士が	
		選任された人員	うち強制	選任された人員	うち強制	選任された人員	うち強制
平成 元 年	52,755	51,250	41,326	19,358	15,263	32,517	26,593
5	48,692	47,257	36,274	16,880	13,344	31,028	23,499
10	58,257	56,474	41,016	16,335	13,154	40,904	28,547
15	80,223	78,544	57,187	19,437	15,465	60,381	42,833
20	67,644	66,736	54,270	16,687	13,716	52,301	42,562
25	52,229	51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905
28	53,247	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496
29	50,591	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837
30	49,810	49,622	39,838	9,509	7,096	42,079	33,931
令和 元 年	48,751	48,538	38,387	8,264	6,574	41,456	32,841
2	47,117	46,901	37,159	7,764	6,324	40,276	31,852
3	46,735	46,527	36,921	8,258	6,705	39,503	31,320
4	42,278	42,072	33,210	7,549	6,140	35,590	27,995
5	43,882	43,590	34,439	7,657	6,237	37,158	29,290
6	47,558	47,220	37,072	8,161	6,651	40,410	31,596
7	49,247	48,870	38,521	8,397	6,864	41,932	32,908

(注) 実人員である。

(2) 簡易裁判所

区 分 年 次	終局人員	弁護士が		私選弁護士が		国選弁護士が	
		選任された人員	うち強制	選任された人員	うち強制	選任された人員	うち強制
平成 元 年	11,428	10,928	9,805	1,941	1,408	9,062	8,465
5	10,179	9,866	9,115	1,684	1,460	8,264	7,734
10	10,696	10,371	9,400	1,277	1,135	9,162	8,327
15	13,732	13,426	11,876	1,209	1,071	12,311	10,890
20	10,632	10,455	9,076	950	834	9,703	8,428
25	8,109	8,015	6,646	606	421	7,554	6,289
28	5,856	5,777	5,068	469	310	5,434	4,806
29	5,524	5,449	4,785	556	373	5,066	4,489
30	5,051	4,987	4,403	435	334	4,645	4,125
令和 元 年	4,511	4,441	3,862	378	294	4,102	3,603
2	3,901	3,840	3,345	302	237	3,579	3,144
3	3,291	3,226	2,813	262	205	2,988	2,624
4	2,629	2,578	2,226	243	168	2,372	2,088
5	2,518	2,471	2,134	203	153	2,292	2,000
6	2,732	2,668	2,298	259	191	2,447	2,138
7	2,699	2,641	2,277	238	184	2,431	2,115

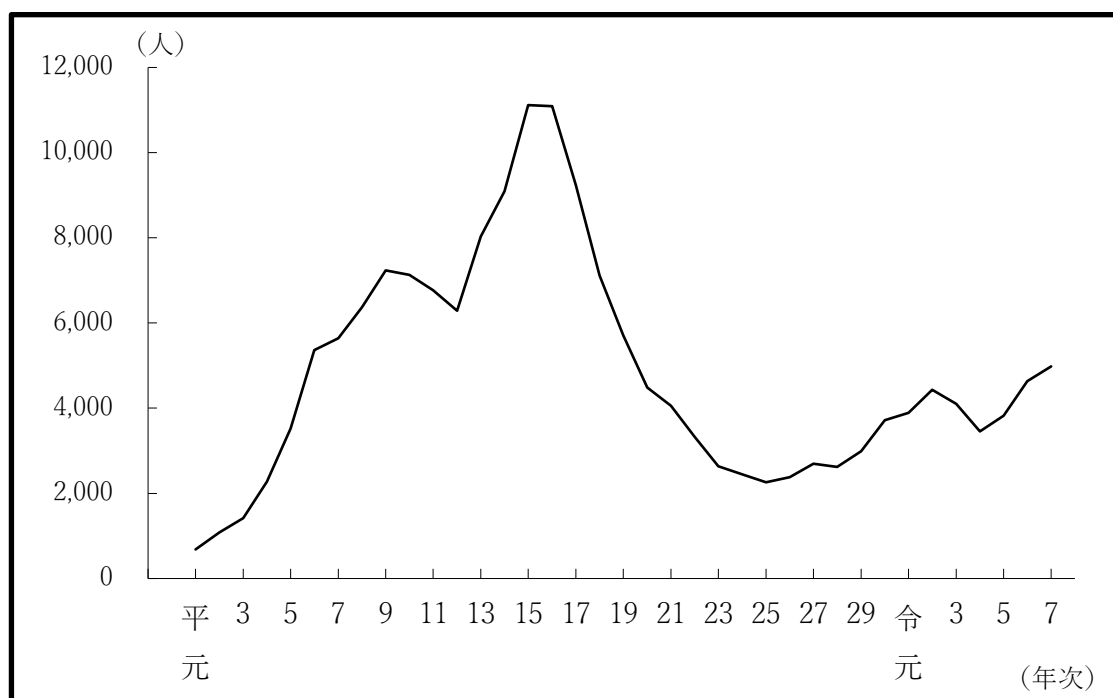
(注) 実人員である。

§ 4 刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移（地方裁判所・簡易裁判所総数）

(1) 有罪人員の推移

年次	有罪人員
平成 元 年	683
5	3,521
10	7,133
15	11,116
20	4,486
25	2,261
28	2,621
29	2,987
30	3,720
令和 元 年	3,891
2	4,433
3	4,100
4	3,454
5	3,821
6	4,636
7	4,977

（注）被告人又は証人等に通訳翻訳人が付いた実人員である。



(2) 言語別有罪人員の推移

(地方裁判所・簡易裁判所総数)

年次 言語	平22	25	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
総 数	3,317	2,254	2,614	2,980	3,712	3,880	4,424	4,090	3,446	3,807	4,623	4,959
中 国 語	1,031	738	745	907	1,189	1,079	1,032	830	683	611	721	751
北 京 語	981	709	723	869	1,140	1,050	983	815	671	590	685	727
広 東 語	14	15	15	29	36	25	42	11	5	15	21	16
台 湾 語	7	2	2	3	6	2	1	-	-	1	9	1
福 建 語	8	1	-	1	2	-	-	-	3	1	-	-
上 海 語	1	2	1	3	2	-	1	2	1	1	-	2
そ の 他	20	9	4	2	3	2	5	2	3	3	6	5
韓国・朝鮮語	377	170	137	114	119	74	87	58	41	47	45	58
ポルトガル語	332	218	239	212	214	219	208	210	188	208	236	246
フィリピン (タガログ)語	394	221	235	242	254	263	263	225	239	236	253	215
スペイン語	243	167	145	128	125	125	134	100	91	96	125	132
ベトナム語	229	222	538	705	986	1,175	1,655	1,608	1,199	1,541	1,784	1,918
タ イ 語	141	94	122	140	164	219	290	262	259	279	372	403
英 語	194	145	173	185	203	212	165	184	158	141	197	229
ベルシャ語	116	61	35	40	30	27	21	20	27	22	19	15
シンハラ語	35	33	17	28	58	70	89	104	129	82	116	137
インドネシア語	28	16	47	51	60	95	112	117	114	123	182	237
ベンガル語	25	18	11	11	15	10	10	20	23	19	12	34
ウルドゥー語	21	18	17	14	23	17	11	18	22	27	32	48
ロ シ ア 語	27	16	13	25	36	13	22	10	11	15	15	18
トルコ語	10	13	25	36	36	25	44	48	36	43	70	69
モンゴル語	17	6	19	23	32	27	25	28	24	29	24	34
ミャンマー語	14	13	9	18	30	22	15	18	15	16	28	39
ネパール語	13	12	16	29	37	74	73	71	57	67	75	72
タミール語	6	4	5	6	8	9	11	12	15	16	13	28
フランス語	21	17	14	15	15	24	9	18	11	19	29	40
パンジャビ語	6	4	8	4	7	7	5	13	-	5	9	6
ヒンディー語	8	6	8	9	8	13	16	14	16	14	16	12
ヘブライ語	6	-	1	-	-	1	1	1	-	2	3	-
そ の 他	23	42	35	38	63	80	126	101	88	149	247	218

(注) 被告人が外国人である事件のうち、被告人又は証人等に通訳翻訳人が付いた実人員である。

§ 5 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件（地方裁判所）

（注）（1）及び（2）における平成21年は、いずれも「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行された5月21日以降の数値である。

（1）裁判員裁判対象事件の新受人員

年次	新受
平成 21 年	1,196
22	1,797
23	1,785
24	1,457
25	1,465
26	1,393
27	1,333
28	1,077
29	1,122
30	1,090
令和 元 年	1,133
2	1,004
3	793
4	839
5	972
6	889
7	822

（注）1 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
2 延べ人員である。

（2）裁判員の合議体により裁判がされた終局人員

年次	終局
平成 21 年	142
22	1,506
23	1,525
24	1,500
25	1,387
26	1,202
27	1,182
28	1,104
29	966
30	1,027
令和 元 年	1,001
2	905
3	904
4	738
5	807
6	848
7	801

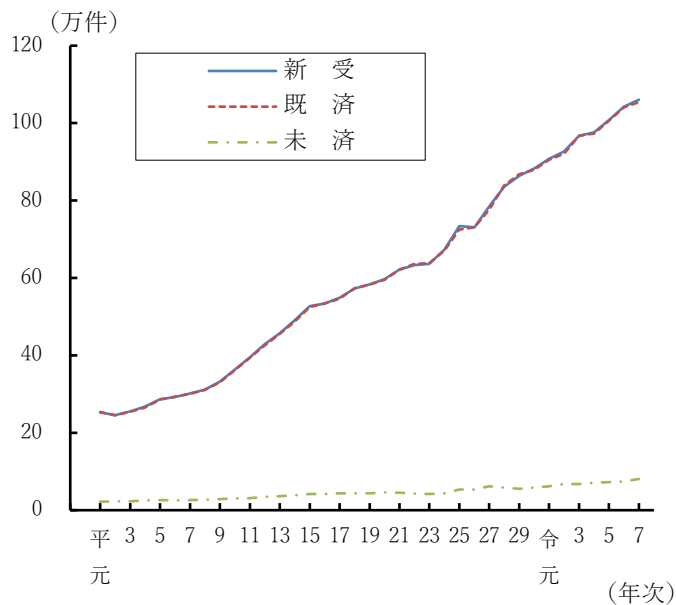
（注）実人員である。

4 家事事件及び人事訴訟事件

§ 1 家事審判事件

(注) § 1 家事審判事件及び § 2 家事調停事件における平成 25 年以降の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

年次	新受	既済	未済
平成 元年	252,587	253,164	21,793
5	286,843	286,136	25,898
10	363,666	362,094	30,009
15	527,522	524,632	41,812
20	596,945	594,936	45,848
25	734,227	724,591	53,360
28	835,713	838,566	58,466
29	863,882	867,597	54,751
30	883,000	879,230	58,521
令和 元年	907,798	904,753	61,566
2	926,830	921,166	67,230
3	967,412	966,779	67,863
4	976,080	972,996	70,947
5	1,007,580	1,005,829	72,698
6	1,042,230	1,040,456	74,472
7	1,060,379	1,054,119	80,732

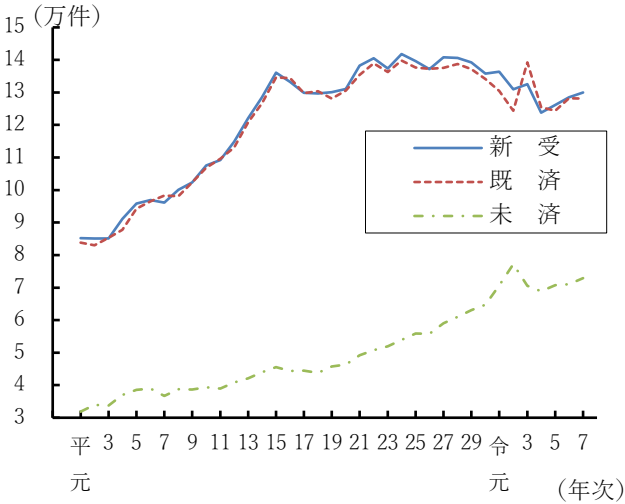


(終局区分別既済事件数)

年次	認容	却下	取下	その他
平成 元年	237,875	1,649	11,461	2,179
5	269,796	1,940	11,885	2,515
10	342,326	2,320	13,625	3,823
15	499,917	3,578	16,337	4,800
20	569,390	3,836	15,709	6,001
25	695,010	4,993	16,263	8,325
28	809,319	4,678	15,510	9,059
29	838,039	4,503	16,425	8,630
30	849,952	4,515	15,980	8,783
令和 元年	874,936	4,691	16,087	9,039
2	891,817	4,141	16,275	8,933
3	935,443	4,887	16,793	9,656
4	942,402	4,785	16,113	9,696
5	974,520	4,797	16,229	10,283
6	1,008,265	4,837	16,538	10,816
7	1,021,596	4,990	16,823	10,710

§ 2 家事調停事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	85,219	83,799	31,865
5	95,837	94,266	38,567
10	107,559	106,824	39,407
15	136,125	134,570	45,575
20	131,093	130,547	46,323
25	139,593	137,627	55,879
28	140,641	138,701	60,989
29	139,274	137,194	63,069
30	135,783	134,079	64,773
令和 元年	136,358	130,519	70,612
2	130,936	124,346	77,202
3	132,556	139,190	70,568
4	123,760	125,438	68,890
5	126,185	124,341	70,734
6	128,472	128,175	71,031
7	129,993	128,123	72,901



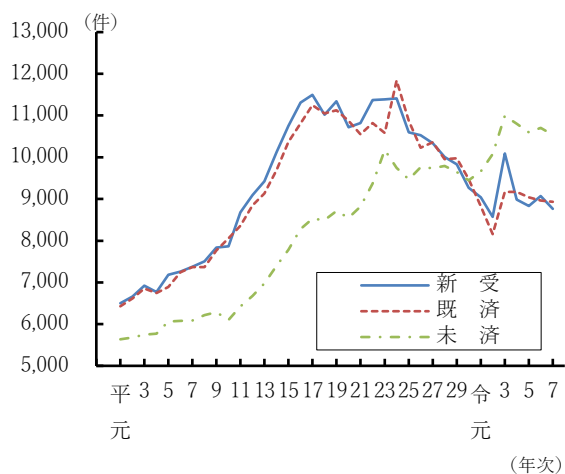
(終局区分別既済事件数)

年次	調停成立	調停不成立	合意に相当する審判	調停に代わる審判	調停をしない	取下	その他
平成 元年	37,162	13,086	2,290	81	1,005	29,309	866
5	42,802	14,900	2,277	118	1,008	32,202	959
10	49,238	17,231	2,588	68	1,368	35,218	1,113
15	62,924	24,212	2,985	73	1,853	41,111	1,412
20	66,951	22,769	2,047	95	1,570	35,284	1,831
25	72,893	25,783	1,845	812	1,461	31,998	2,835
28	73,230	24,799	2,059	4,751	1,450	28,568	3,844
29	72,032	23,875	1,933	5,519	1,549	28,145	4,141
30	69,690	23,163	1,830	6,936	1,418	26,743	4,299
令和 元年	66,384	22,517	1,796	8,045	1,492	25,610	4,675
2	59,529	22,552	1,529	9,592	1,316	25,145	4,683
3	65,870	27,403	1,693	12,635	1,496	25,068	5,025
4	58,116	24,851	1,436	12,809	1,394	21,952	4,880
5	56,944	24,827	1,276	13,453	1,450	21,487	4,904
6	58,610	25,592	1,180	14,898	1,490	21,370	5,035
7	59,470	26,526	956	13,688	1,630	20,815	5,038

(注) 平成24年までは、「合意に相当する審判」は「23条審判」と、「調停に代わる審判」は「24条審判」と称していた。

§ 3 人事訴訟事件

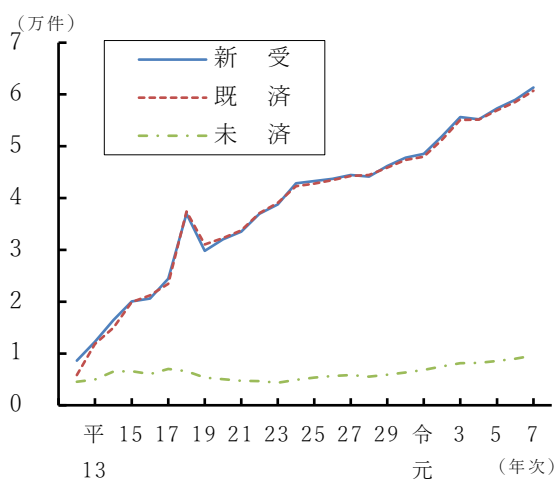
年次	新受	既済	未済
平成 元年	6,501	6,428	5,636
5	7,185	6,890	6,063
10	7,869	8,054	6,102
15	10,748	10,367	7,782
20	10,718	10,874	8,552
25	10,594	10,873	9,466
28	10,004	9,949	9,793
29	9,828	9,973	9,647
30	9,272	9,475	9,445
令和 元年	9,042	8,827	9,660
2	8,568	8,156	10,072
3	10,094	9,173	10,993
4	8,984	9,171	10,806
5	8,830	9,041	10,595
6	9,073	8,964	10,704
7	8,763	8,930	10,537



(注) 平成15年までは地裁人事訴訟事件の数であり、平成16年以降は地裁人事訴訟事件及び家裁人事訴訟事件の合計である。

§ 4 成年後見関係事件

年次	新受	既済	未済
平成 12年	8,617	5,829	4,517
15	20,066	19,954	6,598
20	32,004	32,292	5,025
25	43,288	42,816	5,353
28	44,117	44,443	5,519
29	46,213	45,861	5,871
30	47,805	47,367	6,309
令和 元年	48,515	47,973	6,851
2	51,921	51,250	7,522
3	55,655	55,054	8,123
4	55,223	55,135	8,211
5	57,292	56,937	8,566
6	58,952	58,523	8,995
7	61,338	60,719	9,614

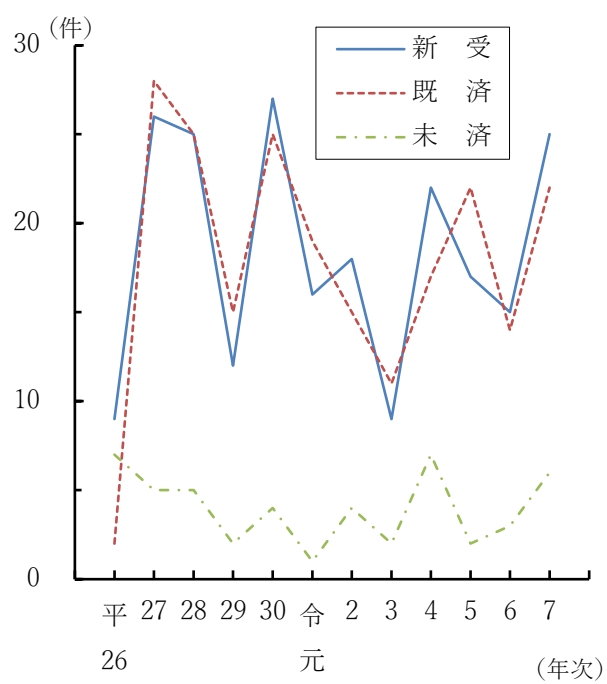


(注) 平成12年は、旧制度並びに後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である（後見開始等の申立てには後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。）。

§ 5 子の返還申立事件

年次	新受	既済	未済
平成 26 年	9	2	7
27	26	28	5
28	25	25	5
29	12	15	2
30	27	25	4
令和 元 年	16	19	1
2	18	15	4
3	9	11	2
4	22	17	7
5	17	22	2
6	15	14	3
7	25	22	6

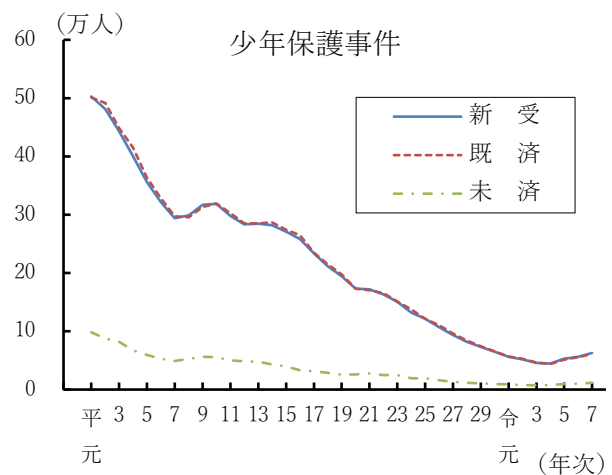
(注) 平成 26 年 4 月から計上している。



5 少年事件

§ 1 少年保護事件人員の歴年比較

年次	新受	既済	未済
平成元年	502,757	501,008	98,254
5	355,786	363,530	59,202
10	318,508	319,298	55,587
15	270,954	274,299	39,577
20	172,995	172,937	25,710
25	121,284	121,696	19,224
28	81,998	83,908	11,424
29	73,353	74,441	10,336
30	64,869	65,636	9,569
令和元年	56,408	56,959	9,018
2	51,485	52,620	7,883
3	45,873	46,527	7,229
4	44,629	43,802	8,056
5	52,642	51,155	9,543
6	56,259	55,723	10,079
7	62,565	60,872	11,772



§ 2 少年保護事件の終局事由別人員数（令和7年）

事件の種類		少年保護事件		
終局事由		少年保護事件	一般保護事件	道路交通保護事件
検 察 官 送 致	刑 事 処 分	3,005	1,160	1,845
	年 齢 超 過	1,836	371	1,465
		1,169	789	380
保護処分（特定少年以外）	保 護 観 察	7,146	5,783	1,363
	児童自立支援施設等送致	5,779	4,481	1,298
	児童自立支援施設等送致	123	121	2
	少年院送致	第 1 種	1,154	63
		第 2 種	6	-
		第 3 種	21	-
保護処分（特定少年）	保 護 観 察	7,114	4,873	2,241
	施設収容あり	4,843	3,596	1,247
		施設収容なし	402	956
	少年院送致	第 1 種	828	38
		第 2 種	24	-
		第 3 種	23	-
知事又は児童相談所長送致	強 制	107	107	-
	強 制	19	19	-
	非 強 制	88	88	-
不 処 分		8,587	7,576	1,011
審 判 不 開 始		23,170	17,179	5,991
移 送 ・ 回 付		6,513	5,247	1,266
従 っ た る 事 件		5,230	4,427	803
合 計		60,872	46,352	14,520

（注）「不処分」、「不開始」として処理される場合にも、家庭裁判所における調査、審判の過程で本人に対する訓戒などの教育的措置がとられることが多い。

§ 3 一般保護事件の既済人員－付添人の種類別－全家庭裁判所

	事件総数	総 数	付 添 人 有					付添人無	
			弁 護 士			保 護 者	そ の 他		
			弁 護 士 総 数	う ち 私 選	う ち 国 選				
平成	11 年	78,186	3,443	3,149	3,149	-	61	233	74,743
	15	81,558	4,961	4,584	4,575	9	105	272	76,597
	20	54,054	5,004	4,765	4,314	451	52	187	49,050
	25	40,987	8,477	8,366	8,046	320	31	80	32,510
	28	27,763	6,541	6,464	3,206	3,258	17	60	21,222
	29	24,603	5,944	5,871	2,747	3,124	11	62	18,659
	30	21,625	5,753	5,694	2,304	3,390	9	50	15,872
令和	元 年	19,588	5,099	5,045	1,973	3,072	9	45	14,489
	2	18,871	4,797	4,742	1,778	2,964	7	48	14,074
	3	16,239	4,214	4,170	1,602	2,568	11	33	12,025
	4	21,703	4,303	4,278	1,677	2,601	4	21	17,400
	5	27,033	5,293	5,260	1,862	3,398	5	28	21,740
	6	29,425	5,711	5,671	1,915	3,756	7	33	23,714
	7	31,704	6,479	6,451	2,101	4,350	2	26	25,225

(注) 1 国選付添人制度は、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

2 次の事件を除いた数値である。

(1) 簡易送致事件

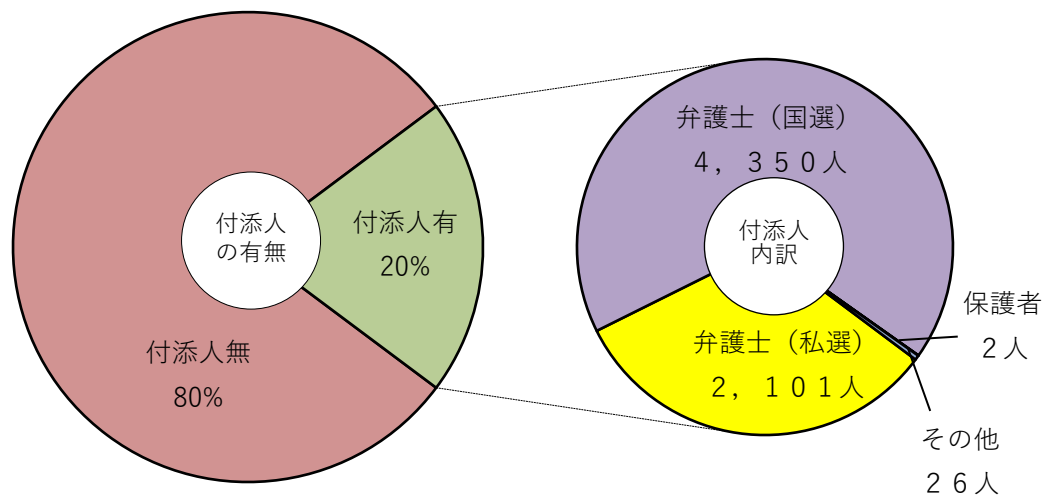
(2) (無免許) 過失運転致死傷事件、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(平成 28 年以降の数値は過失致死傷事件を含む。)、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件(いずれも令和 4 年 3 月以前終局分のみ)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和 4 年以降の数値は、上記 2(2)の事件の令和 4 年 4 月以降終局分の数値を含む。

令和 7 年の付添人選任状況等



6 医療観察事件

(注) 平成17年は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行された7月15日以降の数値である。

§ 1 医療観察処遇事件－地方裁判所

年 次	新 受	うち 回付に よる受理	既 済	うち 終局事由 が回付	未 済
平成 17 年	168	25	106	25	62
20	1,302	88	1,300	89	197
25	1,895	79	1,872	84	273
28	1,886	71	1,872	73	284
29	2,005	90	1,973	90	316
30	1,887	67	1,927	72	276
令和 元 年	1,861	55	1,820	53	317
2	1,909	59	1,881	61	345
3	1,965	60	1,963	57	347
4	2,015	74	2,029	72	333
5	1,962	67	1,957	60	338
6	1,871	63	1,862	56	347
7	1,862	49	1,877	44	332

§ 2 医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員数－地方裁判所（令和7年）

受 理 区 分			受 理	旧 受	新 受	うち 回付に よる受理	既 済	うち 終局事由 が回付	未 済
総 数			2,209	347	1,862	49	1,877	44	332
入院・通院 の申立て	33条 1項	2条2項1号	342	64	278	47	279	43	63
		2条2項2号	20	3	17	2	16	-	4
退院・入院 継続の申立て	49条	1 項 (退院許可)	281	55	226	-	232	1	49
		2 項 (入院継続)	1,330	171	1,159	-	1,154	-	176
	50条	退 院 許 可	90	22	68	-	74	-	16
		医 療 終 了	44	13	31	-	36	-	8
処遇終了・ 通院期間延長 の申立て	54条	1 項 (医 療 終 了)	72	16	56	-	59	-	13
		2 項 (通院期間延長)	16	-	16	-	15	-	1
	55条	医 療 終 了	5	2	3	-	5	-	-
再入院等 の申立て	59条	1 項、2 項	9	1	8	-	7	-	2

§ 3 医療観察処遇事件の終局総人員－終局区分別－地方裁判所

年次	終局総人員	終 局 区 分																抗 告
		入院・通院（33条1項）					退院・入院継続 （49条又は50条）			処遇終了・ 通院期間 延長（54条 又は55条）		再入院等 （59条）			却 下 （ 申 立 て 不 適 法 の み ）	移 送 ・ そ の 他	取 下 げ	
		42条1項			40条1項 （却下）		51条1項			56条1項		61条						
		1号	2号	3号	1号	2号	1号	2号	3号	1号	2号	1項 1号	1項 2号	1項 3号				
		入 院	通 院	医 療 を 行 わ な い 旨 の 決 定	対 象 行 為 を 行 っ て い な い	心 神 喪 失 者 等 で は な い	入 院 継 続 確 認 等	退 院 許 可	医 療 終 了	通 院 期 間 延 長 決 定 等	医 療 終 了	入 院	棄 却 （ 3 項 の 場 合 も 含 む ）	処 遇 終 了				
平成 17 年	80	49	19	7	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	16
20	1,198	257	62	68	1	13	583	115	27	1	38	2	1	1	7	16	6	81
25	1,746	267	39	59	-	14	1,036	166	34	26	51	9	-	-	1	39	6	127
28	1,769	237	36	50	1	13	1,054	210	37	14	75	7	2	-	4	20	9	96
29	1,851	268	32	48	-	5	1,121	208	40	16	84	6	2	-	2	19	-	125
30	1,810	242	25	41	-	11	1,093	243	28	15	71	5	2	-	2	22	11	120
令和 元 年	1,715	213	23	37	2	7	1,095	183	29	21	71	8	1	1	2	19	3	96
2	1,773	236	33	31	1	7	1,150	172	28	17	64	6	1	-	1	22	4	121
3	1,857	238	24	37	-	9	1,209	192	34	16	59	8	1	-	1	22	7	117
4	1,909	248	24	37	1	3	1,244	206	36	9	53	10	1	-	3	28	6	125
5	1,839	199	15	33	1	6	1,211	227	40	16	59	5	1	-	5	21	1	105
6	1,752	235	6	27	1	5	1,126	211	28	14	59	4	-	1	10	20	5	111
7	1,763	203	15	24	1	8	1,170	206	31	16	59	5	2	-	4	18	1	89

（注）1 実人員である。

2 終局区分別終局人員は、1人の対象者につき複数の終局区分で終局した場合は、それぞれの区分に計上している。

第2 審理期間

1 訴訟事件

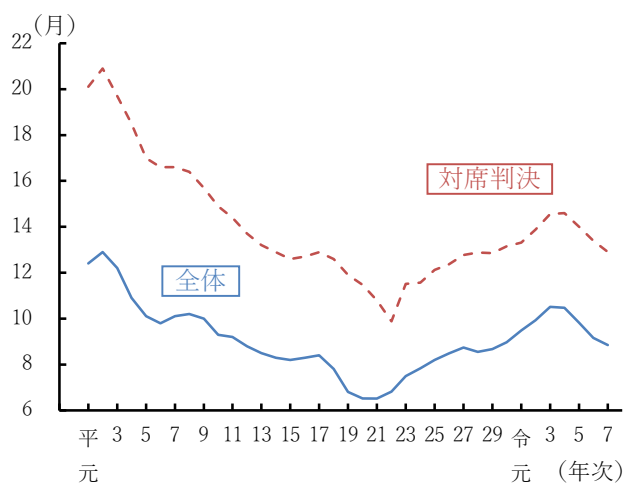
§ 1 民事事件

(1) 地方裁判所第一審

①-1 通常訴訟（全体、対席判決）

年次	平均審理期間（月）	
		うち対席判決で 終局した事件
平成 元 年	12.4	20.1
5	10.1	17.0
10	9.3	14.9
15	8.2	12.6
20	6.5	11.5
25	8.2	12.1
28	8.6	12.9
29	8.7	12.9
30	9.0	13.2
令和 元 年	9.5	13.3
2	9.9	13.9
3	10.5	14.6
4	10.5	14.6
5	9.8	14.0
6	9.2	13.4
7	8.9	12.9

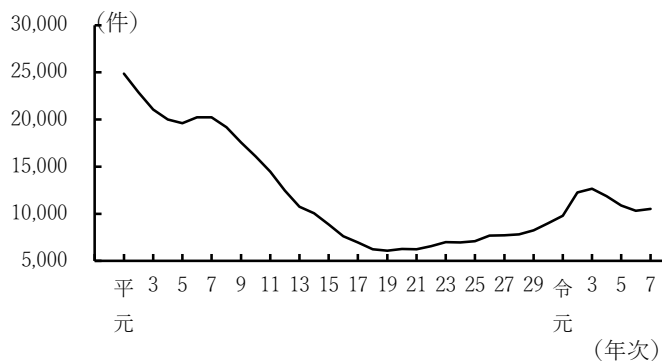
（注） 本表の数値には、地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。



①-2 民事第一審通常訴訟における審理期間が2年を超えて係属する事件数

年次	件数
平成 元 年	24,867
5	19,600
10	16,078
15	8,873
20	6,256
25	7,070
28	7,812
29	8,224
30	8,997
令和 元 年	9,784
2	12,264
3	12,664
4	11,875
5	10,860
6	10,329
7	10,511

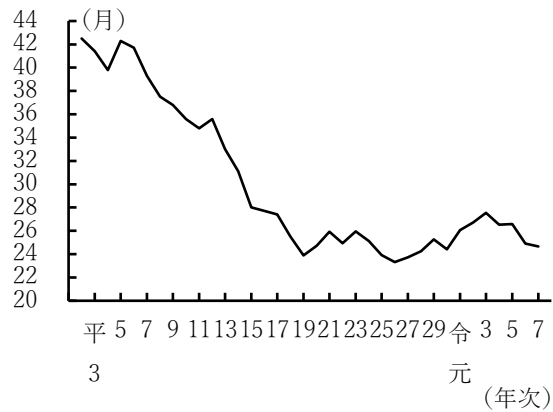
（注） 本表の数値には、地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。



② 医事関係民事第一審通常訴訟

年次	平均審理期間(月)
平成 2 年	42.5
5	42.3
10	35.6
15	28.0
20	24.7
25	23.9
28	24.3
29	25.3
30	24.4
令和 元 年	26.1
2	26.7
3	27.5
4	26.5
5	26.6
6	24.9
7	24.6

(注) 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



③ 労働関係民事第一審通常訴訟

年次	平均審理期間(月)
平成 元 年	22.4
5	14.9
10	13.0
15	11.8
20	12.3
25	13.8
28	14.3
29	14.7
30	14.5
令和 元 年	15.5
2	15.9
3	16.7
4	17.2
5	17.9
6	16.1
7	16.3

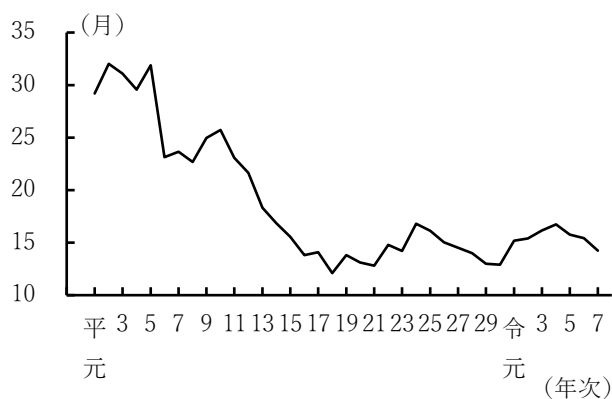
(注) 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



④ 知的財産権関係民事通常訴訟

年次	平均審理期間（月）
平成 元年	29.2
5	31.9
10	25.7
15	15.6
20	13.1
25	16.1
28	14.0
29	13.0
30	12.9
令和 元年	15.2
2	15.4
3	16.2
4	16.7
5	15.8
6	15.4
7	14.2

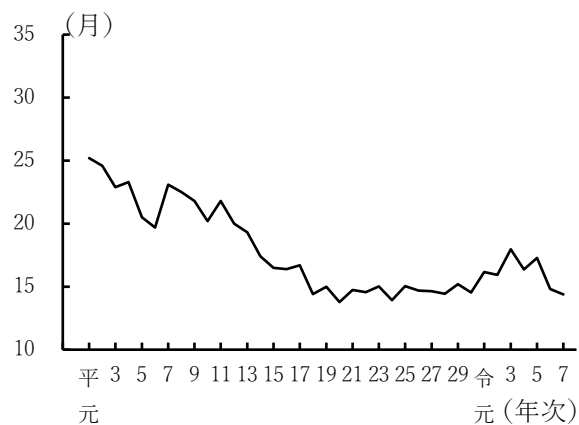
（注）平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



⑤ 行政訴訟

年次	平均審理期間（月）
平成 元年	25.2
5	20.5
10	20.2
15	16.5
20	13.8
25	15.0
28	14.4
29	15.2
30	14.5
令和 元年	16.2
2	15.9
3	18.0
4	16.4
5	17.3
6	14.8
7	14.4

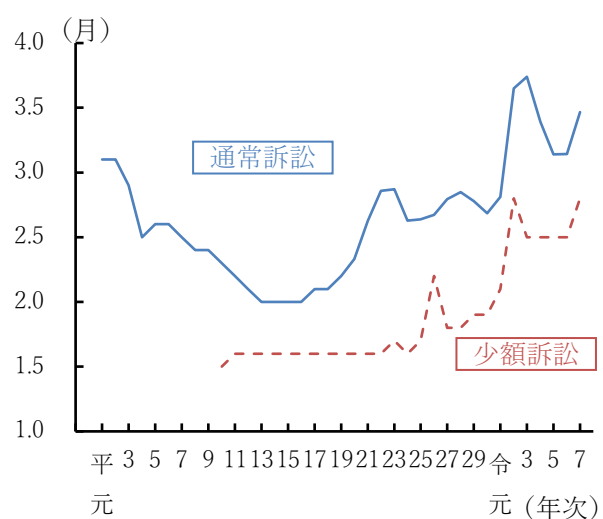
（注）平成10年までの数値には、第一審行政訴訟事件のほか、行政再審事件並びに民事事件として受理され行政事件として審理された第一審民事通常訴訟事件及び再審事件を含み、平成11年以降の数値は、第一審行政訴訟事件のみのものである。



(2) 簡易裁判所

年 次	平均審理期間(月)	
	通常訴訟	少額訴訟
平成 元 年	3.1	—
5	2.6	—
10	2.3	1.5
15	2.0	1.6
20	2.3	1.6
25	2.6	1.7
28	2.8	1.8
29	2.8	1.9
30	2.7	1.9
令和 元 年	2.8	2.1
2	3.7	2.8
3	3.7	2.5
4	3.4	2.5
5	3.1	2.5
6	3.1	2.5
7	3.5	2.8

(注) 少額訴訟から通常移行したものは、いずれにも含まない。

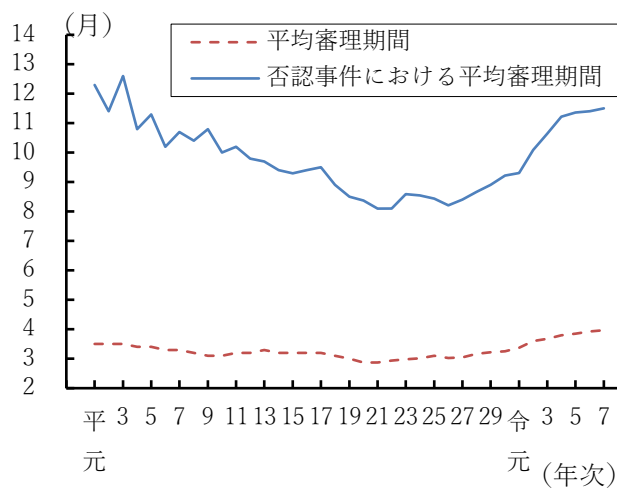


§ 2 刑事事件

(1) 地方裁判所通常第一審

① 平均審理期間の推移

年 次	平均審理期間 (月)	否認事件におけ る平均審理期間 (内数・月)
平成 元 年	3.5	12.3
5	3.4	11.3
10	3.1	10.0
15	3.2	9.3
20	2.9	8.4
25	3.1	8.4
28	3.2	8.7
29	3.2	8.9
30	3.3	9.2
令和 元 年	3.4	9.3
2	3.6	10.1
3	3.7	10.6
4	3.8	11.2
5	3.9	11.4
6	3.9	11.4
7	4.0	11.5



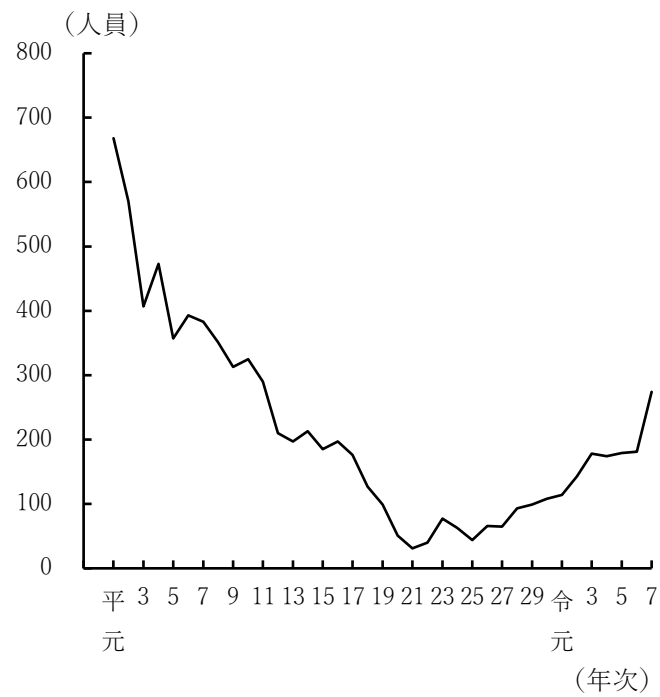
② 通常第一審事件（合議）の平均審理期間 (令和7年)

	合 議	うち公判前 整理手続に 付されたもの
平均審理期間 (月)	9.6	15.0
自 白	6.5	10.8
否 認	16.2	18.7

③ 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が2年を超えて係属する実人員数

年次	人員
平成 元年	668
5	357
10	325
15	185
20	51
25	44
28	93
29	99
30	108
令和 元年	114
2	143
3	178
4	174
5	179
6	181
7	274

(注) 概数である。



④ 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔（地方裁判所）

年 次	終局 人員	受理から終局まで								平均審理 期間(月)	平均開廷 回数(回)	平均開廷 間隔(月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を 超える			
平成 11 年	(100.0) 61,640	(2.0) 1,215	(39.6) 24,405	(31.7) 19,524	(20.1) 12,371	(5.0) 3,100	(1.2) 759	(0.2) 125	(0.2) 141	3.2	2.7	1.2
15	(100.0) 80,223	(2.0) 1,643	(37.2) 29,864	(32.9) 26,359	(20.3) 16,253	(5.9) 4,741	(1.4) 1,090	(0.2) 182	(0.1) 91	3.2	2.7	1.2
20	(100.0) 67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.1
25	(100.0) 52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
28	(100.0) 53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	(100.0) 50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2
30	(100.0) 49,810	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,723	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	(100.0) 48,751	(2.6) 1,247	(35.5) 17,323	(33.1) 16,140	(18.6) 9,059	(8.0) 3,900	(2.0) 966	(0.2) 83	(0.1) 33	3.4	2.7	1.2
2	(100.0) 47,117	(2.6) 1,218	(31.6) 14,868	(32.6) 15,371	(22.1) 10,395	(8.4) 3,981	(2.4) 1,141	(0.2) 112	(0.1) 31	3.6	2.6	1.4
3	(100.0) 46,735	(2.5) 1,153	(31.4) 14,665	(34.4) 16,054	(20.2) 9,428	(8.2) 3,818	(3.1) 1,434	(0.3) 150	(0.1) 33	3.7	2.7	1.4
4	(100.0) 42,278	(2.5) 1,037	(29.4) 12,445	(34.7) 14,690	(21.2) 8,980	(8.6) 3,644	(3.0) 1,258	(0.4) 162	(0.1) 62	3.8	2.7	1.4
5	(100.0) 43,882	(2.7) 1,195	(27.9) 12,240	(35.2) 15,445	(21.6) 9,471	(9.0) 3,950	(3.0) 1,331	(0.4) 184	(0.2) 66	3.9	2.8	1.4
6	(100.0) 47,558	(2.4) 1,150	(26.1) 12,389	(35.9) 17,064	(22.8) 10,847	(9.1) 4,337	(3.2) 1,522	(0.4) 181	(0.1) 68	3.9	2.7	1.4
7	(100.0) 49,247	(2.6) 1,262	(24.4) 12,000	(36.1) 17,767	(23.7) 11,686	(9.5) 4,691	(3.2) 1,587	(0.4) 207	(0.1) 47	4.0	2.7	1.5

(注) 1 実人員である。
2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
3 ()内は%である。

⑤ 裁判員の合議体により裁判がされた事件の審理期間及び平均開廷回数（地方裁判所）

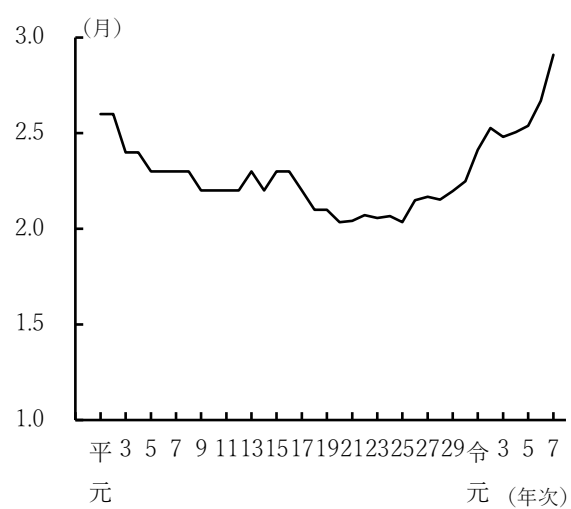
年 次	終局 人員	受理から終局まで							平均審理 期間(月)	平均開廷 回数(回)
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を 超える		
平成 21 年	(100.0) 142	(2.8) 4	(22.5) 32	(38.0) 54	(25.4) 36	(11.3) 16	(0.0) -	(0.0) -	5.0	3.3
25	(100.0) 1,387	(0.6) 8	(8.2) 114	(15.6) 216	(14.0) 194	(29.5) 409	(15.7) 218	(16.4) 228	8.9	4.5
28	(100.0) 1,104	(0.6) 7	(5.4) 60	(11.6) 128	(13.5) 149	(28.0) 309	(19.5) 215	(21.4) 236	10.0	4.6
29	(100.0) 966	(0.2) 2	(3.8) 37	(10.0) 97	(13.3) 128	(31.9) 308	(17.5) 169	(23.3) 225	10.1	4.9
30	(100.0) 1,027	(0.4) 4	(3.0) 31	(9.4) 97	(13.1) 135	(32.2) 331	(20.3) 208	(21.5) 221	10.1	4.8
令和 元 年	(100.0) 1,001	(0.6) 6	(3.5) 35	(8.3) 83	(13.2) 132	(29.5) 295	(21.9) 219	(23.1) 231	10.3	4.8
2	(100.0) 905	(0.0) -	(0.8) 7	(4.5) 41	(6.4) 58	(24.6) 223	(29.6) 268	(34.0) 308	12.0	4.7
3	(100.0) 904	(0.0) -	(1.0) 9	(4.1) 37	(7.5) 68	(25.9) 234	(22.0) 199	(39.5) 357	12.6	5.1
4	(100.0) 738	(0.0) -	(0.8) 6	(4.7) 35	(5.1) 38	(24.4) 180	(21.4) 158	(43.5) 321	13.8	5.4
5	(100.0) 807	(0.0) -	(1.2) 10	(4.2) 34	(6.6) 53	(26.3) 212	(21.7) 175	(40.0) 323	13.2	5.3
6	(100.0) 848	(0.0) -	(0.7) 6	(2.9) 25	(3.9) 33	(25.7) 218	(21.3) 181	(45.4) 385	14.2	5.6
7	(100.0) 801	(0.0) -	(1.0) 8	(1.5) 12	(4.9) 39	(27.1) 217	(21.2) 170	(44.3) 355	14.0	5.3

(注) 1 実人員である。
2 平成21年は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行された5月21日以降の数値である。
3 ()内は%である。

(2) 簡易裁判所通常第一審

① 平均審理期間の推移

年 次		平均審理期間 (月)
平成	元 年	2.6
	5	2.3
	10	2.2
	15	2.3
	20	2.0
	25	2.0
	28	2.2
	29	2.2
	30	2.2
	令和 元 年	2.4
	2	2.5
令和	3	2.5
	4	2.5
	5	2.5
	6	2.7
	7	2.9



② 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔（簡易裁判所）

年 次	終局 人員	受理から終局まで								平均審理 期間(月)	平均開廷 回数(回)	平均開廷 間隔(月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を 超える			
平成 11 年	(100.0)	(4.5)	(58.4)	(25.4)	(9.6)	(1.6)	(0.5)	(0.1)	(0.0)			
	11,762	528	6,866	2,982	1,132	192	54	7	1	2.2	2.3	1.0
	(100.0)	(3.2)	(58.5)	(25.9)	(10.1)	(1.9)	(0.4)	(0.0)	(0.0)			
	15 13,732	441	8,034	3,556	1,381	256	60	1	3	2.3	2.3	1.0
	(100.0)	(7.5)	(60.9)	(22.2)	(7.8)	(1.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)			
	20 10,632	797	6,477	2,359	828	139	29	2	1	2.0	2.1	0.9
	(100.0)	(8.2)	(61.0)	(21.6)	(7.4)	(1.5)	(0.2)	(0.0)	(0.0)			
	25 8,109	664	4,950	1,750	602	119	18	3	3	2.0	2.1	1.0
	(100.0)	(4.0)	(60.4)	(25.4)	(8.0)	(2.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)			
	28 5,856	236	3,535	1,488	466	115	15	—	1	2.2	2.2	1.0
令和 元 年	(100.0)	(4.8)	(58.6)	(25.3)	(8.8)	(2.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)			
	5,524	264	3,239	1,398	486	122	12	1	2	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.4)	(57.0)	(26.4)	(9.9)	(1.9)	(0.3)	(0.0)	(0.1)			
	30 5,051	224	2,878	1,333	499	98	16	—	3	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.1)	(49.3)	(32.7)	(11.0)	(2.4)	(0.4)	(0.1)	(0.0)			
	令和 元 年 4,511	185	2,224	1,474	496	108	18	4	2	2.4	2.3	1.1
	(100.0)	(3.7)	(46.5)	(32.4)	(14.2)	(2.5)	(0.7)	(0.1)	(0.0)			
	2 3,901	144	1,813	1,263	554	99	26	2	—	2.5	2.2	1.2
	(100.0)	(4.1)	(47.7)	(32.9)	(12.0)	(2.6)	(0.7)	(0.0)	(0.0)			
	3 3,291	136	1,569	1,083	394	84	23	1	1	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(4.2)	(46.5)	(33.2)	(13.1)	(2.3)	(0.5)	(0.1)	(0.1)			
	4 2,629	110	1,223	874	344	61	13	2	2	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(3.6)	(47.0)	(34.7)	(11.6)	(2.0)	(0.8)	(0.1)	(0.1)			
	5 2,518	91	1,184	875	292	50	21	2	3	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(3.8)	(39.2)	(38.9)	(13.3)	(4.1)	(0.5)	(0.1)	(0.0)			
	6 2,732	105	1,070	1,064	364	112	15	2	—	2.7	2.3	1.2
	(100.0)	(3.2)	(33.5)	(40.3)	(17.7)	(4.3)	(1.0)	(0.0)	(0.0)			
7	2,699	86	903	1,088	479	115	27	0	1	2.9	2.3	1.3

(注) 1 実人員である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は%である。

2 調停事件

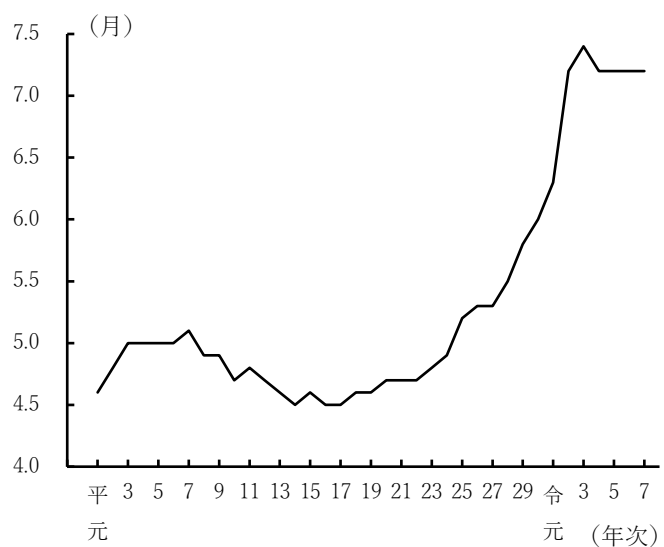
§ 1 民事調停事件

年次	平均審理期間(月)
平成 元年	4.5
5	3.7
10	2.6
15	2.3
20	2.2
25	2.9
28	3.3
29	3.5
30	3.7
令和 元年	3.9
2	4.2
3	3.9
4	3.5
5	3.7
6	3.4
7	3.6



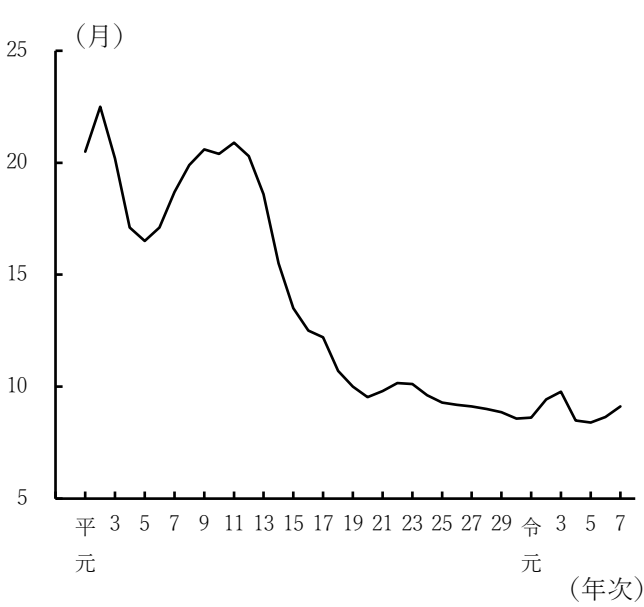
§ 2 家事調停事件

年次	平均審理期間(月)
平成 元年	4.6
5	5.0
10	4.7
15	4.6
20	4.7
25	5.2
28	5.5
29	5.8
30	6.0
令和 元年	6.3
2	7.2
3	7.4
4	7.2
5	7.2
6	7.2
7	7.2



3 民事執行事件
不動産執行事件

年 次		平均審理期間(月)
平成	元 年	20.5
	5	16.5
	10	20.4
	15	13.5
	20	9.5
	25	9.3
	28	9.0
	29	8.9
	30	8.6
	元 年	8.6
令和	2	9.4
	3	9.8
	4	8.5
	5	8.4
	6	8.6
	7	9.1



第3 検察審査会の事件の処理状況

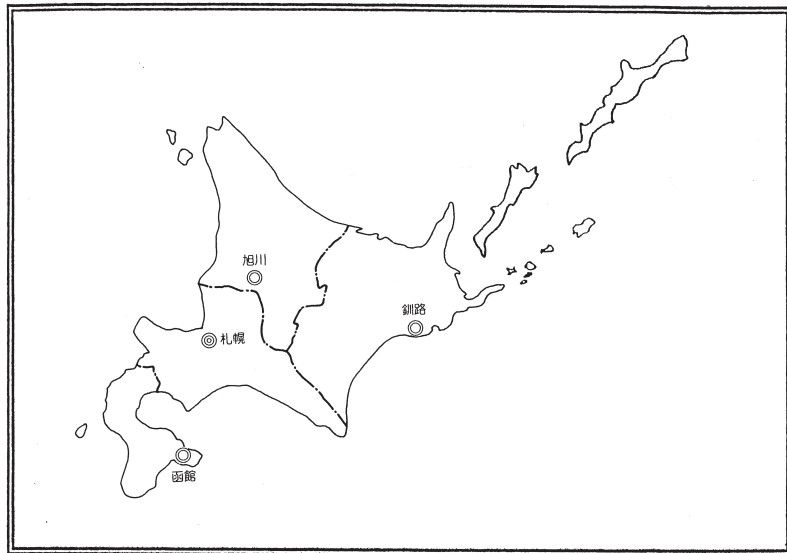
- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人員である。
- 2 「施行以来総計」の新受の「申立てによるもの」のうち41,354人並びに既済の「不起訴不当」のうち10,106人及び「その他（審査打ち切り・申立却下・移送）」のうち31,248人は、東京第一検察審査会の政治資金規正法（量的制限）違反事件関係である（平成4年及び平成5年新受、平成5年既済）。
- 3 「施行以来総計」の百分比は、新受合計及び既済合計に対する新受及び既済の各内容別の比率である。
- 4 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
- 5 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3による場合その他の事由により審査を終了させた人員を含む。

事 項	審 査 事 件									第二段階の審査				建 議 ・ 勧 告
	新 受			既 済					未 済	開 始	既 済		未 済	
	申 立 て に よ る も の	職 権 に よ る も の	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	そ の 他 （ 審 査 打 切 り ・ 申 立 却 下 ・ 移 送 ）	合 計			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず		
昭和 24 年	317	50	367	37	2	210	54	303	64					26
35	1,697	145	1,842	68	52	1,365	296	1,781	932					8
45	2,004	466	2,470	20	127	1,500	510	2,157	1,395					7
55	1,475	269	1,744	6	87	1,863	267	2,223	1,075					1
平成 2 年	1,114	162	1,276	1	36	871	318	1,226	699					0
12	1,765	115	1,880	3	105	1,468	373	1,949	800					2
22	2,273	31	2,304	10	149	1,764	397	2,320	820	4	6	1	1	0
令和 2 年	2,116	25	2,141	11	104	1,400	227	1,742	995	5	1	3	1	0
3	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
5	2,705	30	2,735	5	69	2,153	255	2,482	1,280	0	1	26	0	0
6	2,462	18	2,480	8	83	2,378	401	2,870	890	5	0	1	4	0
7	2,170	26	2,196	2	123	1,844	251	2,220	866	1	0	5	0	0
施行以来 総計	(92.8) 181,495	(7.2) 14,006	(100.0) 195,501	(1.3) 2,618	(8.7) 16,928	(60.7) 118,169	(29.2) 56,920	(100.0) 194,635		66	16	50		545

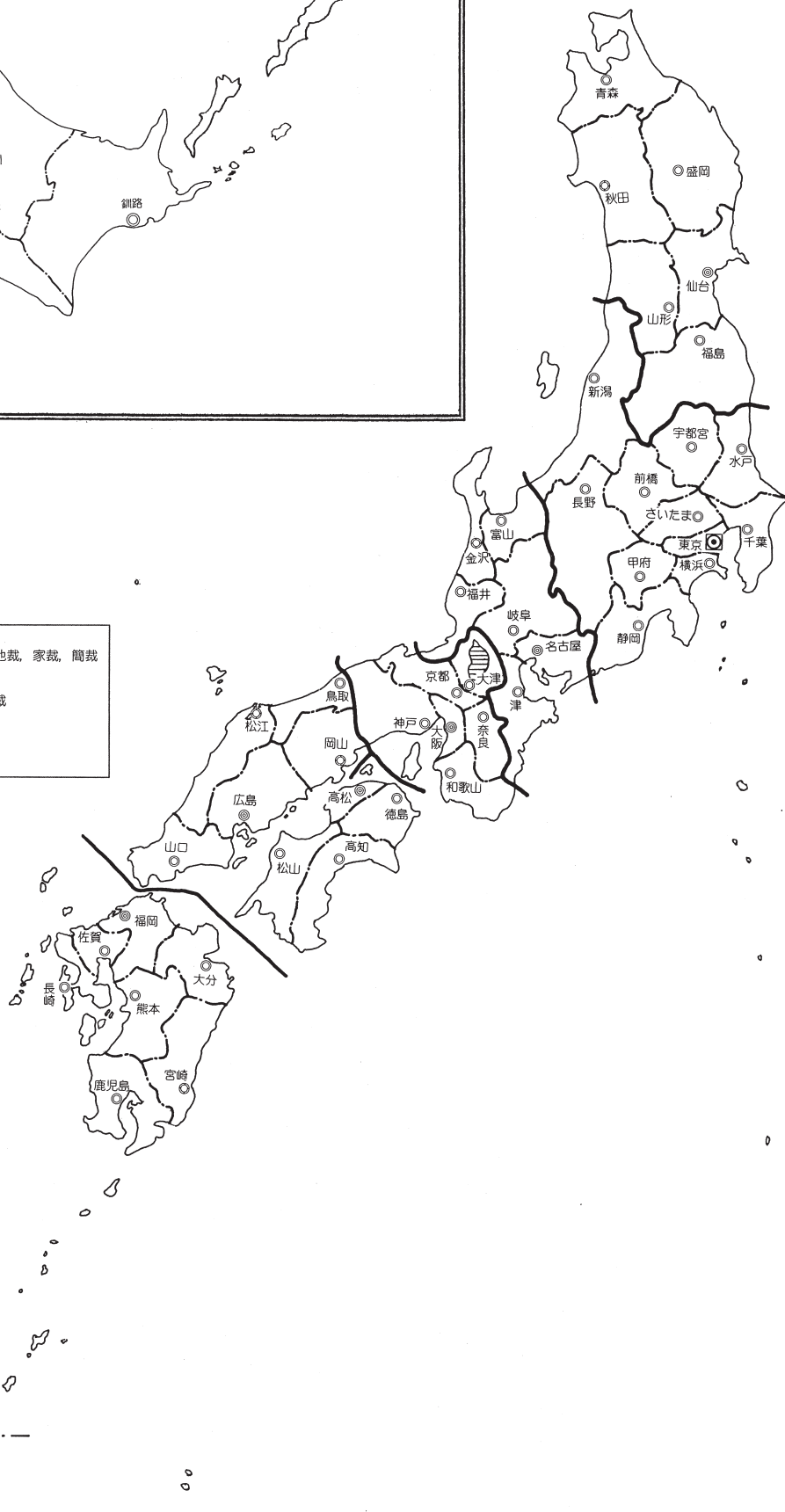
証人等日当等

種 別		日 当 額	根 拠 法 令
民 事 訴 訟	証 人 等	(令和 8.7.1 施行) 8,750円以内	民事訴訟費用等に関する法律 民事訴訟費用等に関する規則
	鑑定人・通訳人 査証人・説明者	(令和 8.7.1 施行) 8,350円以内	
	参 考 人	(令和 8.7.1 施行) 8,750円以内	
	司 法 委 員	(令和 8.7.1 施行) 11,200円以内	司法委員規則
民 事 労働 保 全 審 判	証 人 等	民事訴訟に同じ	
	鑑定人・通訳人・説明者		
	参 考 人		
刑 事 訴 訟	証 人 等	(令和 8.7.1 施行) 8,750円以内	刑事訴訟費用等に関する法律
	鑑定人・通訳人・翻訳人	(令和 8.7.1 施行) 8,350円以内	刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則
	国 選 弁 護 人		
	裁判員・補充裁判員	(令和 8.7.1 施行) 10,900円以内	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
	選任予定裁判員・ 裁判員候補者	(令和 8.7.1 施行) 8,750円以内	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
人 身 保 護	国選代理人	(令和 8.7.1 施行) 8,350円以内	人身保護法による国選代理人の 旅費等に関する規則
非 訟 ・ 借 地 非 訟	証 人 等	民事訴訟に同じ	
	鑑定人・通訳人・説明者		
	鑑 定 委 員	(令和 8.7.1 施行) 6,540円以内	鑑定委員規則
民 事 調 停	証 人 等	民事訴訟に同じ	
	鑑定人・通訳人・説明者		
執 行 官 事 件	立 会 人	(令和 8.7.1 施行) 5,820円以内	執行官の手数料及び費用に関する規則
	評 価 人	(令和 8.7.1 施行) 8,350円以内	
人 家 事 審 判 ・ 訴 訟 調 停	証人等	民事訴訟に同じ	
	鑑定人・通訳人・説明者		
	参 与 員	(令和 8.7.1 施行) 11,200円以内	参与員規則
少 年 審 判	証 人 等	刑事訴訟費用に関する法令 の規定を準用	少 年 法
	鑑定人・通訳人・翻訳人		
	国 選 付 添 人		
心 神 医 療 喪 失 者 等 観 察	証 人 等	刑事訴訟費用に関する法令 の規定を準用	心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療 及び観察等に関する法律
	鑑定人・通訳人・翻訳人		
	国 選 付 添 人		
検 察 審 査 会	検察審査員・補充員 証人・助言者	(令和 8.7.1 施行) 8,750円以内	検察審査員等の旅費、日当 及び宿泊料を定める政令

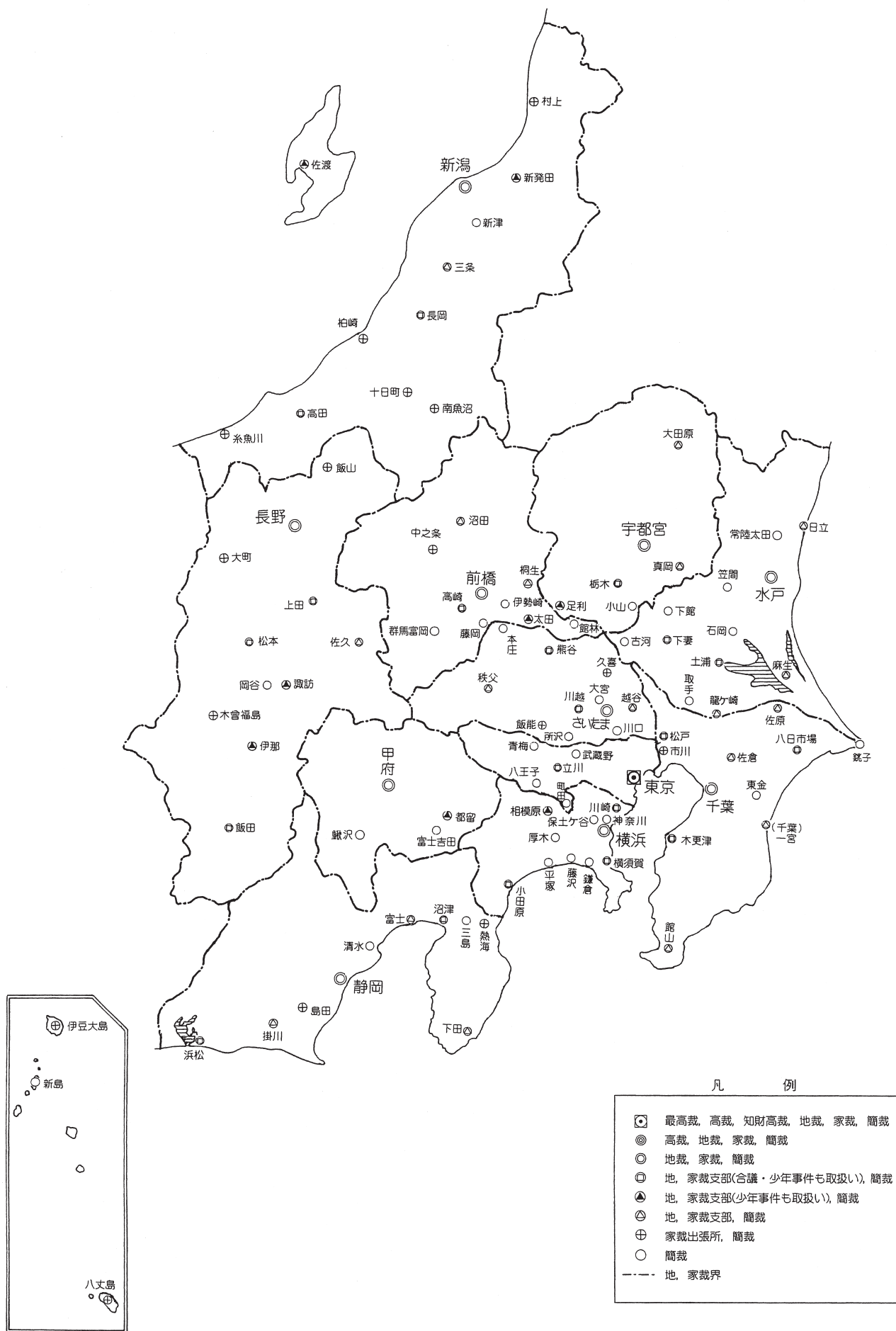
※宿泊料は、いずれも財務省令（国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号））によって定められる宿泊費基準額等による。



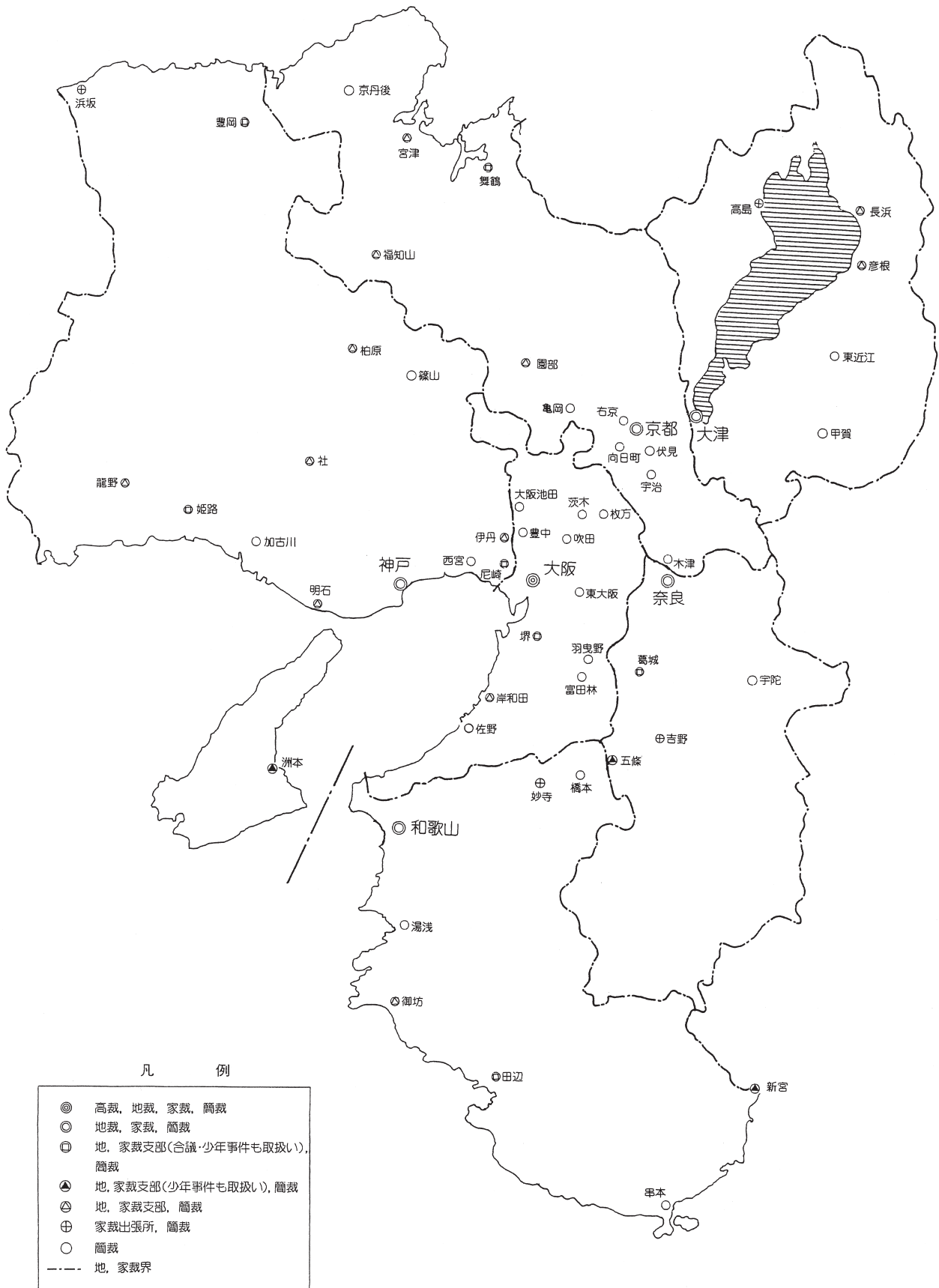
- 凡 例
- ⊠ 最高裁、高裁、知財高裁、地裁、家裁、簡裁
 - ◎ 高裁、地裁、家裁、簡裁
 - ⊙ 高裁支部、地裁、家裁、簡裁
 - 地裁、家裁、簡裁
 - 地、家裁界



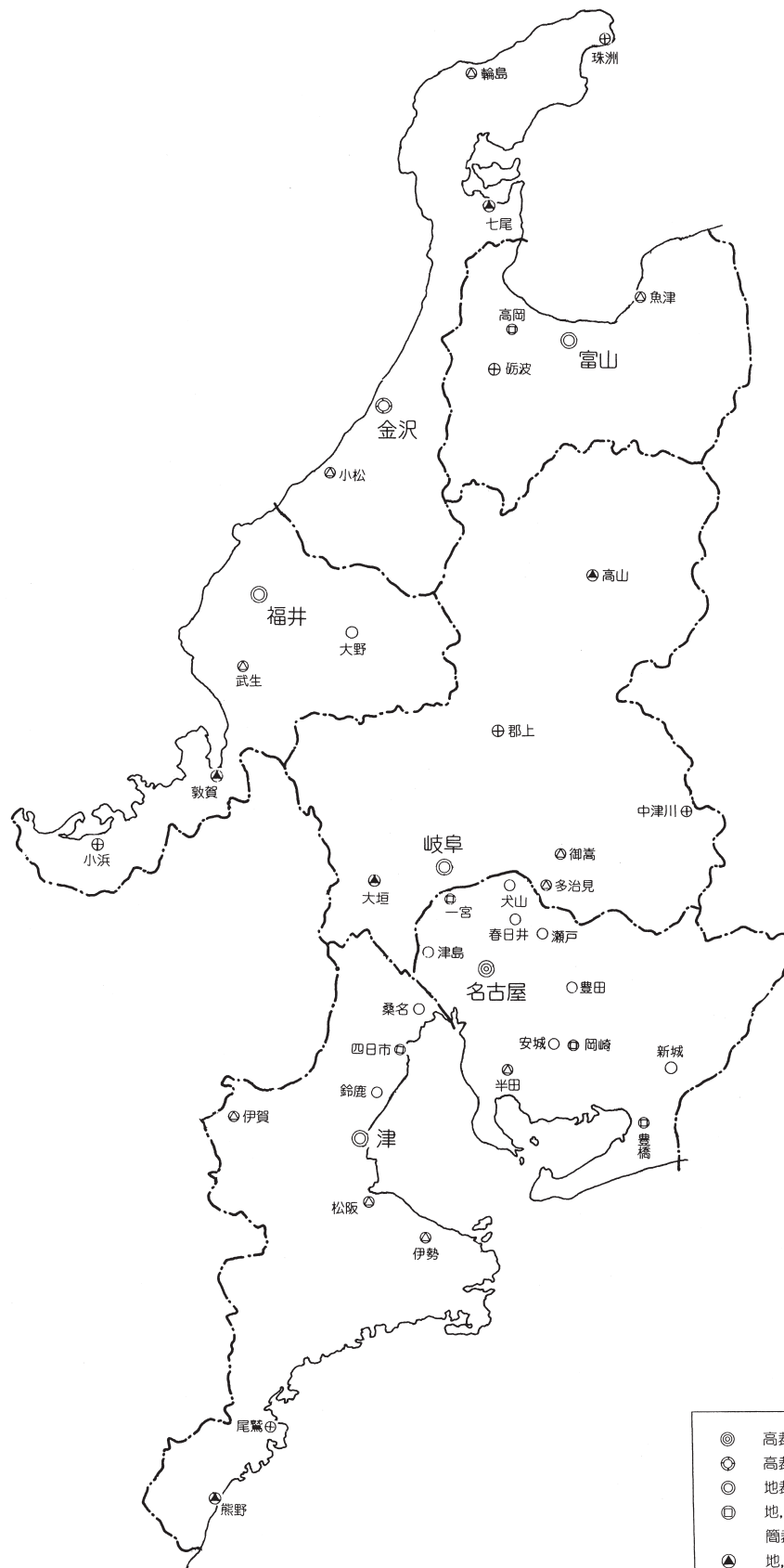
全国裁判所所在地図



東京高等裁判所管内裁判所



大阪高等裁判所管内裁判所



凡 例

- ◎ 高裁, 地裁, 家裁, 簡裁
- ⊙ 高裁支部, 地裁, 家裁, 簡裁
- 地裁, 家裁, 簡裁
- ⊕ 地, 家裁支部(合議・少年事件も取扱い), 簡裁
- ▲ 地, 家裁支部(少年事件も取扱い), 簡裁
- △ 地, 家裁支部, 簡裁
- ⊕ 家裁出張所, 簡裁
- 簡裁
- 地, 家裁界

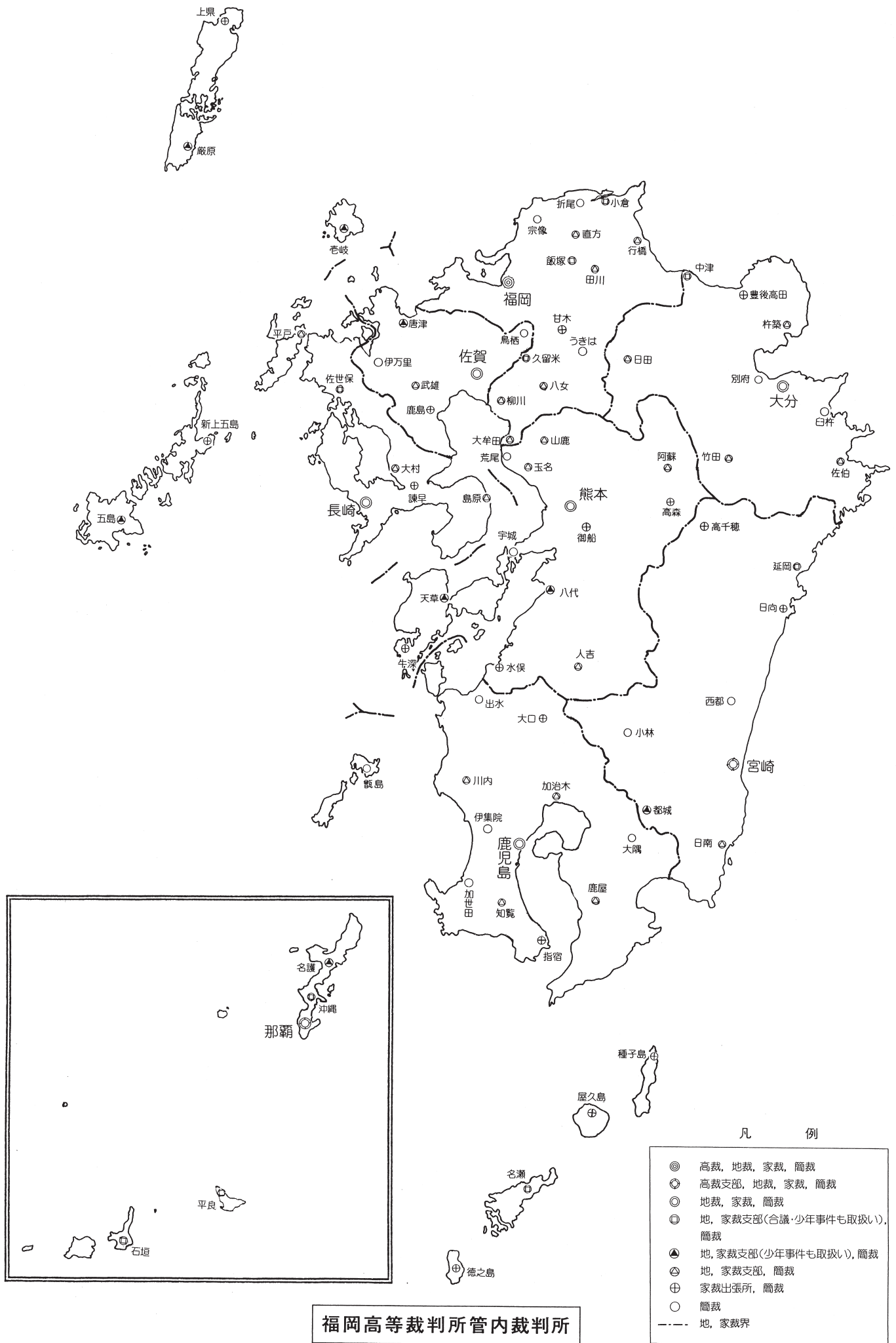
名古屋高等裁判所管内裁判所

凡 例

- ◎ 高裁，地裁，家裁，簡裁
- ◎ 高裁支部，地裁，家裁，簡裁
- ◎ 地裁，家裁，簡裁
- 地，家裁支部（合議・少年事件も取扱い），簡裁
- ▲ 地，家裁支部（少年事件も取扱い），簡裁
- △ 地，家裁支部，簡裁
- ⊕ 家裁出張所，簡裁
- 簡裁
- ―― 地，家裁界



広島高等裁判所管内裁判所





凡 例

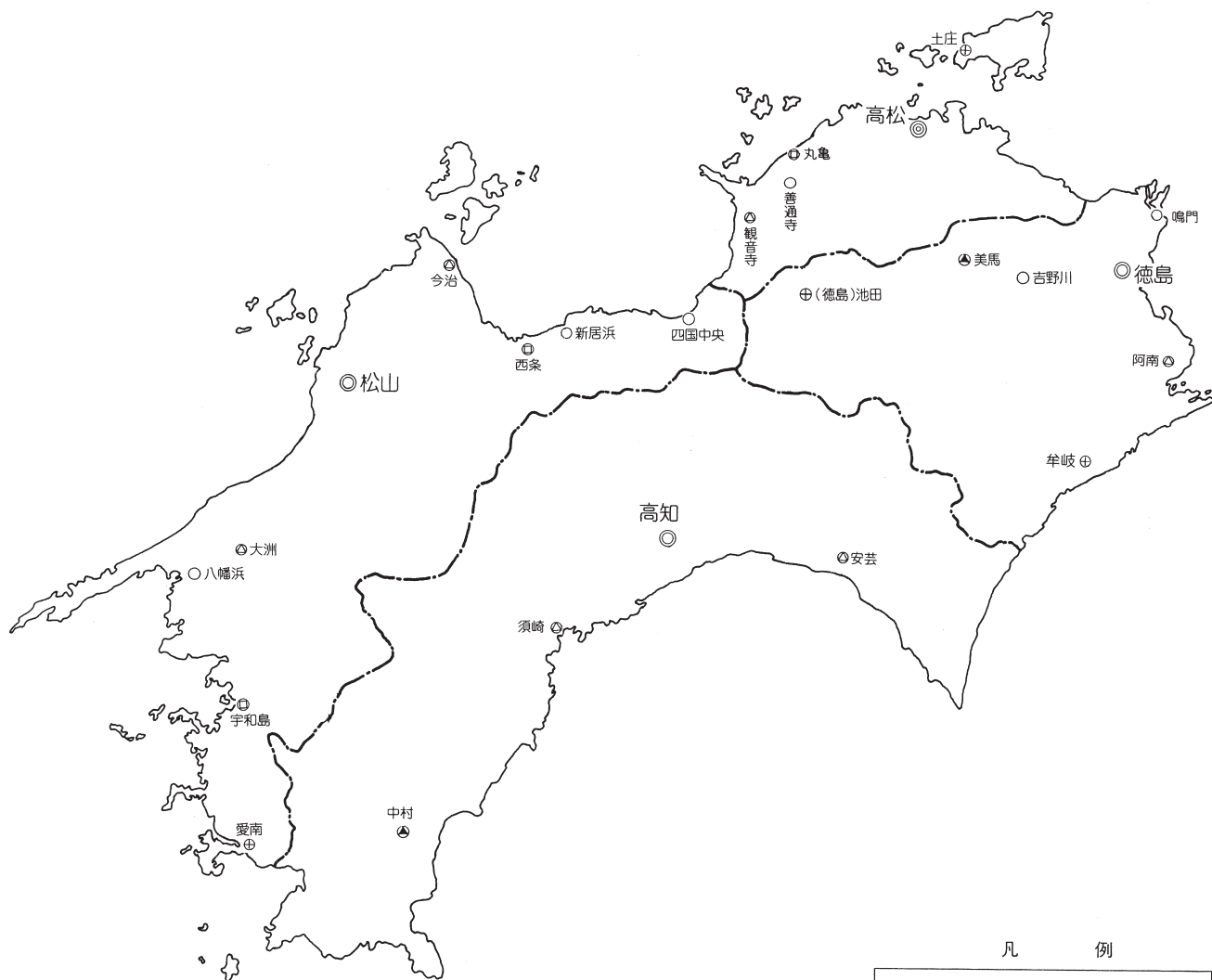
- ◎ 高裁, 地裁, 家裁, 簡裁
- ⊙ 高裁支部, 地裁, 家裁, 簡裁
- ⊙ 地裁, 家裁, 簡裁
- ⊕ 地, 家裁支部(合議・少年事件も取扱い), 簡裁
- ▲ 地, 家裁支部(少年事件も取扱い), 簡裁
- ⊕ 地, 家裁支部, 簡裁
- ⊕ 家裁出張所, 簡裁
- 簡裁
- 地, 家裁界

仙台高等裁判所管内裁判所



凡 例

- ◎ 高裁，地裁，家裁，簡裁
- 地裁，家裁，簡裁
- ⊕ 地，家裁支部（合議・少年事件も取扱い），簡裁
- ▲ 地，家裁支部（少年事件も取扱い），簡裁
- △ 地，家裁支部，簡裁
- ⊕ 家裁出張所，簡裁
- 簡裁
- 地，家裁界



凡 例

◎	高裁, 地裁, 家裁, 簡裁
○	地裁, 家裁, 簡裁
⊕	地, 家裁支部(合議・少年事件も取扱い), 簡裁
▲	地, 家裁支部(少年事件も取扱い), 簡裁
△	地, 家裁支部, 簡裁
⊕	家裁出張所, 簡裁
○	簡裁
---	地, 家裁界

高松高等裁判所管内裁判所

全国の裁判所の所在地及び電話番号一覧

裁判所のウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
最高裁判所	102-8651 千代田区隼町4-2	03-3264-8111
東京高等裁判所	100-8933 千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
知的財産高等裁判所	153-8537 目黒区中目黒2-4-1	03-5721-3119
大阪高等裁判所	530-8521 大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
名古屋高等裁判所	460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
名古屋高等裁判所金沢支部	920-8655 金沢市丸の内7-1	076-262-3225
広島高等裁判所	730-0012 広島市中区上八丁堀2-43	082-221-2411
広島高等裁判所岡山支部	700-0807 岡山市北区南方1-8-42	086-222-8851
広島高等裁判所松江支部	690-8523 松江市母衣町68	0852-23-3100
福岡高等裁判所	810-8608 福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
福岡高等裁判所宮崎支部	880-0803 宮崎市旭2-3-13	0985-68-5115
福岡高等裁判所那覇支部	900-0022 那覇市樋川1-14-1	098-918-3344
仙台高等裁判所	980-8638 仙台市青葉区片平1-6-1	022-745-6195
仙台高等裁判所秋田支部	010-8504 秋田市山王7-1-1	018-824-3121
札幌高等裁判所	060-0042 札幌市中央区大通西11	011-290-2409
高松高等裁判所	760-8586 高松市丸の内1-36	087-851-1549
東京地方裁判所	100-8920 千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
民事執行センター	152-8527 目黒区目黒本町2-26-14	03-5721-4630
中目黒庁舎	153-8626 目黒区中目黒2-4-1	03-5721-3110
東京家庭裁判所	100-8956 千代田区霞が関1-1-2	03-3502-8311
東京簡易裁判所	100-8971 千代田区霞が関1-1-2 刑事室 千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
墨田庁舎	130-8636 墨田区錦糸4-16-7	03-5819-0267
東京家庭裁判所八丈島出張所 八丈島簡易裁判所	100-1401 八丈島八丈町大賀郷1485-1	04996-2-0037
東京家庭裁判所伊豆大島出張所 伊豆大島簡易裁判所	100-0101 大島町元町字家の上445-10	04992-2-1165
新島簡易裁判所	100-0402 新島村本村3-2-2	04992-5-1210
東京地方裁判所立川支部 東京家庭裁判所立川支部 立川簡易裁判所	地裁 190-8571 家裁 190-8589 簡裁 190-8572 立川市緑町10-4	042-845-0365

裁判所名	所 在 地		電 話 番 号
八王子簡易裁判所	192-8516	八王子市明神町4-21-1	042-642-7020
武蔵野簡易裁判所	180-0006	武蔵野市中町2-4-12	0422-52-2692
青梅簡易裁判所	198-0031	青梅市師岡町1-1300-1	0428-22-2459
町田簡易裁判所	194-0022	町田市森野2-28-11	042-727-5011
横浜地方裁判所 横浜簡易裁判所	地裁 231-8502 簡裁 231-0021	横浜市中区日本大通9	地裁 045-664-8777 簡裁 045-662-6971
横浜家庭裁判所	231-8585	横浜市中区寿町1-2	045-345-3505
神奈川簡易裁判所	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	045-321-8045
保土ヶ谷簡易裁判所	240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	045-331-5991
鎌倉簡易裁判所	248-0014	鎌倉市由比ガ浜2-23-22	0467-22-2202
藤沢簡易裁判所	251-0054	藤沢市朝日町1-8	0466-22-2684
横浜地方裁判所相模原支部 横浜家庭裁判所相模原支部 相模原簡易裁判所	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1	地裁 042-757-7506 家裁 042-755-8661 簡裁 042-757-7506
横浜地方裁判所川崎支部 横浜家庭裁判所川崎支部 川崎簡易裁判所	地・簡裁 210-8559 家裁 210-8537	川崎市川崎区富士見1-1-3	地裁 044-233-8171 家裁 044-222-1315 簡裁 044-233-8174
横浜地方裁判所横須賀支部 横浜家庭裁判所横須賀支部 横須賀簡易裁判所	地・簡裁 238-8510 家裁 238-8513	横須賀市新港町1-9	地裁 046-823-1905 家裁 046-825-0569 簡裁 046-823-1907
横浜地方裁判所小田原支部 横浜家庭裁判所小田原支部 小田原簡易裁判所	250-0012	小田原市本町1-7-9	地裁 0465-22-6186 家裁 0465-22-6186 簡裁 0465-24-1570
平塚簡易裁判所	254-0045	平塚市見附町43-9	0463-31-0513
厚木簡易裁判所	243-0003	厚木市寿町3-5-3	046-221-2018
さいたま地方裁判所 さいたま家庭裁判所 さいたま簡易裁判所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	地裁 048-863-8519 家裁 048-863-8761 簡裁 048-863-8739
川口簡易裁判所	332-0032	川口市中青木2-22-5	048-252-3770
大宮簡易裁判所	330-0803	さいたま市大宮区高鼻町3-140	048-641-4288
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜簡易裁判所	346-0016	久喜市久喜東1-15-3	0480-21-0157
さいたま地方裁判所越谷支部 さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷簡易裁判所	343-0023	越谷市東越谷9-2-8	地裁 048-910-0112 家裁 048-910-0132 簡裁 048-910-0127
さいたま地方裁判所川越支部 さいたま家庭裁判所川越支部 川越簡易裁判所	350-8531	川越市宮下町2-1-3	地裁 049-273-3015 家裁 049-273-3031 簡裁 049-273-3020
所沢簡易裁判所	359-0042	所沢市並木6-1-4	04-2996-1801

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能簡易裁判所	357-0021 飯能市大字双柳371	042-972-2342
さいたま地方裁判所熊谷支部 さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷簡易裁判所	360-0041 熊谷市宮町1-68	地裁 048-500-3109 家裁 048-500-3120 簡裁 048-500-3123
本庄簡易裁判所	367-0031 本庄市北堀1394-3	0495-22-2514
さいたま地方裁判所秩父支部 さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父簡易裁判所	368-0035 秩父市上町2-9-12	0494-22-0226
千葉地方裁判所 千葉家庭裁判所 千葉簡易裁判所	260-0013 千葉市中央区中央4-11-27	地裁 043-333-5236 家裁 043-333-5302 簡裁 043-333-5292
千葉家庭裁判所市川出張所 市川簡易裁判所	272-8511 市川市鬼高2-20-20	家裁 047-336-3002 簡裁 047-334-3241
千葉地方裁判所佐倉支部 千葉家庭裁判所佐倉支部 佐倉簡易裁判所	285-0038 佐倉市弥勒町92	043-484-1215
千葉地方裁判所一宮支部 千葉家庭裁判所一宮支部 千葉一宮簡易裁判所	299-4397 長生郡一宮町一宮2791	0475-42-3531
千葉地方裁判所松戸支部 千葉家庭裁判所松戸支部 松戸簡易裁判所	271-8522 松戸市岩瀬無番地	047-368-5141
千葉地方裁判所木更津支部 千葉家庭裁判所木更津支部 木更津簡易裁判所	292-0832 木更津市新田2-5-1	0438-22-3774
千葉地方裁判所館山支部 千葉家庭裁判所館山支部 館山簡易裁判所	294-0045 館山市北条1073	0470-22-2273
千葉地方裁判所八日市場支部 千葉家庭裁判所八日市場支部 八日市場簡易裁判所	289-2144 匝瑳市八日市場イ2760	0479-72-1300
銚子簡易裁判所	288-0817 銚子市清川町4-9-4	0479-22-1249
東金簡易裁判所	283-0005 東金市田間2354-2	0475-52-2331
千葉地方裁判所佐原支部 千葉家庭裁判所佐原支部 佐原簡易裁判所	287-0003 香取市佐原イ3375	0478-52-3040
水戸地方裁判所 水戸家庭裁判所 水戸簡易裁判所	310-0062 水戸市大町1-1-38	地裁 029-224-8408 家裁 029-224-8513 簡裁 029-224-8284
笠間簡易裁判所	309-1611 笠間市笠間1753	0296-72-0259
常陸太田簡易裁判所	313-0014 常陸太田市木崎二町2019	0294-72-0065
水戸地方裁判所日立支部 水戸家庭裁判所日立支部 日立簡易裁判所	317-0073 日立市幸町2-10-12	0294-21-4441

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
水戸地方裁判所土浦支部 水戸家庭裁判所土浦支部 土浦簡易裁判所	300-8567 土浦市中央1-13-12	029-821-4359
石岡簡易裁判所	315-0013 石岡市府中1-6-3	0299-22-2374
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部 龍ヶ崎簡易裁判所	301-0824 龍ヶ崎市4918	0297-62-0100
取手簡易裁判所	302-0004 取手市取手3-2-20	0297-72-0156
水戸地方裁判所麻生支部 水戸家庭裁判所麻生支部 麻生簡易裁判所	311-3832 行方市麻生143	0299-72-0091
水戸地方裁判所下妻支部 水戸家庭裁判所下妻支部 下妻簡易裁判所	304-0067 下妻市下妻乙99	0296-43-6781
下館簡易裁判所	308-0041 筑西市乙237-6	0296-22-4089
古河簡易裁判所	306-0011 古河市東3-4-20	0280-32-0291
宇都宮地方裁判所 宇都宮家庭裁判所 宇都宮簡易裁判所	320-8505 宇都宮市小幡1-1-38	地・簡裁 028-621-4743 家裁 028-621-4843
宇都宮地方裁判所真岡支部 宇都宮家庭裁判所真岡支部 真岡簡易裁判所	321-4305 真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
宇都宮地方裁判所大田原支部 宇都宮家庭裁判所大田原支部 大田原簡易裁判所	324-0056 大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
宇都宮地方裁判所栃木支部 宇都宮家庭裁判所栃木支部 栃木簡易裁判所	328-0035 栃木市旭町16-31	0282-23-0225
小山簡易裁判所	323-0031 小山市八幡町1-2-11	0285-22-0536
宇都宮地方裁判所足利支部 宇都宮家庭裁判所足利支部 足利簡易裁判所	326-0057 足利市丸山町621	0284-41-3118
前橋地方裁判所 前橋家庭裁判所 前橋簡易裁判所	371-8531 前橋市大手町3-1-34	地裁 027-231-4310 家裁 027-231-4965 簡裁 027-231-4948
伊勢崎簡易裁判所	372-0031 伊勢崎市今泉町1-1216-1	0270-25-0887
前橋家庭裁判所中之条出張所 中之条簡易裁判所	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町719-2	0279-75-2138
前橋地方裁判所沼田支部 前橋家庭裁判所沼田支部 沼田簡易裁判所	378-0045 沼田市材木町甲150	0278-22-2709
前橋地方裁判所太田支部 前橋家庭裁判所太田支部 太田簡易裁判所	373-8531 太田市浜町17-5	0276-45-7813

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
館林簡易裁判所	374-0029 館林市仲町2-36	0276-72-3011
前橋地方裁判所桐生支部 前橋家庭裁判所桐生支部 桐生簡易裁判所	376-8531 桐生市相生町2-371-5	0277-53-2391
前橋地方裁判所高崎支部 前橋家庭裁判所高崎支部 高崎簡易裁判所	370-8531 高崎市高松町26-2	地・家裁 027-322-3591 簡裁 027-322-3666
藤岡簡易裁判所	375-0024 藤岡市藤岡812-4	0274-22-0279
群馬富岡簡易裁判所	370-2316 富岡市富岡1383-1	0274-62-2258
静岡地方裁判所 静岡簡易裁判所	420-8633 静岡市葵区追手町10-80	054-252-6111
静岡家庭裁判所	420-8604 静岡市葵区城内町1-20	054-273-5454
清水簡易裁判所	424-0809 静岡市清水区天神1-6-15	054-366-0326
静岡家庭裁判所島田出張所 島田簡易裁判所	427-0043 島田市中溝4-11-10	家裁 0547-37-1630 簡裁 0547-37-3357
静岡地方裁判所沼津支部 静岡家庭裁判所沼津支部 沼津簡易裁判所	410-8550 沼津市御幸町21-1	地・家裁 055-931-6000 簡裁 055-931-6022
三島簡易裁判所	411-0033 三島市文教町1-3-1	055-986-0405
静岡家庭裁判所熱海出張所 熱海簡易裁判所	413-8505 熱海市春日町3-14	0557-81-2989
静岡地方裁判所富士支部 静岡家庭裁判所富士支部 富士簡易裁判所	417-8511 富士市中央町2-7-1	地裁 0545-52-0159 家裁 0545-52-0386 簡裁 0545-52-0394
静岡地方裁判所下田支部 静岡家庭裁判所下田支部 下田簡易裁判所	415-8520 下田市4-7-34	0558-22-0161
静岡地方裁判所浜松支部 静岡家庭裁判所浜松支部 浜松簡易裁判所	地裁 430-8520 家裁 430-8620 簡裁 430-8570 浜松市中央区中央1-12-5	053-453-7155
静岡地方裁判所掛川支部 静岡家庭裁判所掛川支部 掛川簡易裁判所	436-0028 掛川市亀の甲2-16-1	地・簡裁 0537-22-3036 家裁 0537-88-0467
甲府地方裁判所 甲府家庭裁判所 甲府簡易裁判所	400-0032 甲府市中央1-10-7	地裁 055-235-1133 家裁 055-213-2541 簡裁 055-213-2537
鯉沢簡易裁判所	400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢7302	0556-22-0040
甲府地方裁判所都留支部 甲府家庭裁判所都留支部 都留簡易裁判所	402-0052 都留市中央2-1-1	地・簡裁 0554-43-5626 家裁 0554-56-7668
富士吉田簡易裁判所	403-0012 富士吉田市旭1-1-1	0555-22-0573

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
長野地方裁判所 長野家庭裁判所 長野簡易裁判所	380-0846 長野市旭町1108	026-403-2008
長野家庭裁判所飯山出張所 飯山簡易裁判所	389-2253 飯山市大字飯山1123	0269-62-2125
長野地方裁判所上田支部 長野家庭裁判所上田支部 上田簡易裁判所	386-0023 上田市中央西2-3-3	0268-40-2201
長野地方裁判所佐久支部 長野家庭裁判所佐久支部 佐久簡易裁判所	385-0022 佐久市岩村田1161	0267-67-1538
長野地方裁判所松本支部 長野家庭裁判所松本支部 松本簡易裁判所	390-0873 松本市丸の内10-35	0263-32-3043
長野家庭裁判所木曽福島出張所 木曽福島簡易裁判所	397-0001 木曽郡木曽町福島6205-13	0264-22-2021
長野家庭裁判所大町出張所 大町簡易裁判所	398-0002 大町市大町4222-1	0261-22-0121
長野地方裁判所諏訪支部 長野家庭裁判所諏訪支部 諏訪簡易裁判所	392-0004 諏訪市諏訪1-24-22	0266-52-9211
岡谷簡易裁判所	394-0028 岡谷市本町1-9-12	0266-22-3195
長野地方裁判所飯田支部 長野家庭裁判所飯田支部 飯田簡易裁判所	395-0015 飯田市江戸町1-21	0265-22-0189
長野地方裁判所伊那支部 長野家庭裁判所伊那支部 伊那簡易裁判所	396-0026 伊那市西町4841	0265-72-2770
新潟地方裁判所 新潟簡易裁判所	地裁 951-8511 新潟市中央区学校町通1-1 簡裁 951-8512	025-222-4131
新潟家庭裁判所	951-8513 新潟市中央区川岸町1-54-1	025-266-3171
新津簡易裁判所	956-0031 新潟市秋葉区新津4532-5	0250-22-0487
新潟地方裁判所三条支部 新潟家庭裁判所三条支部 三条簡易裁判所	955-0047 三条市東三条2-2-2	0256-32-1758
新潟地方裁判所新発田支部 新潟家庭裁判所新発田支部 新発田簡易裁判所	957-0053 新発田市中央町4-3-27	0254-24-0121
新潟家庭裁判所村上出張所 村上簡易裁判所	958-0837 村上市三之町8-16	0254-53-2066
新潟地方裁判所佐渡支部 新潟家庭裁判所佐渡支部 佐渡簡易裁判所	952-1324 佐渡市中原356-2	0259-52-3151
新潟地方裁判所長岡支部 新潟家庭裁判所長岡支部 長岡簡易裁判所	940-1151 長岡市三和3-9-28	0258-35-2141
新潟家庭裁判所十日町出張所 十日町簡易裁判所	948-0093 十日町市稻荷町三丁目南3-1	025-752-2086

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
新潟家庭裁判所柏崎出張所 柏崎簡易裁判所	945-0063 柏崎市諏訪町10-37	0257-22-2090
新潟家庭裁判所南魚沼出張所 南魚沼簡易裁判所	949-6680 南魚沼市六日町1884-子	025-772-2450
新潟地方裁判所高田支部 新潟家庭裁判所高田支部 高田簡易裁判所	943-0838 上越市大手町1-26	025-524-5160
新潟家庭裁判所糸魚川出張所 糸魚川簡易裁判所	941-0058 糸魚川市寺町2-8-23	025-552-0058
大阪地方裁判所	530-8522 大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
執行部	532-8503 大阪市淀川区三国本町1-13-27	06-6350-6950
大阪家庭裁判所	540-0008 大阪市中央区大手前4-1-13	06-6943-5321
大阪簡易裁判所	530-8523 大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
交通分室	532-0005 大阪市淀川区三国本町1-13-27	06-6350-6970
大阪池田簡易裁判所	563-0041 池田市満寿美町8-7	072-751-2049
豊中簡易裁判所	561-0881 豊中市中桜塚3-11-2	06-6848-4551
吹田簡易裁判所	564-0036 吹田市寿町1-5-5	06-6381-1720
茨木簡易裁判所	567-0888 茨木市駅前4-4-18	072-622-2656
東大阪簡易裁判所	577-8558 東大阪市高井田元町2-8-12	06-6788-5555
枚方簡易裁判所	573-8505 枚方市大垣内町2-9-37	072-845-1261
大阪地方裁判所堺支部 大阪家庭裁判所堺支部 堺簡易裁判所	地・簡裁 590-8511 家裁 590-0078 堺市堺区南瓦町2-28	072-223-7001
富田林簡易裁判所	584-0035 富田林市谷川町2-22	0721-23-2402
羽曳野簡易裁判所	583-0857 羽曳野市誉田3-15-11	072-956-0176
大阪地方裁判所岸和田支部 大阪家庭裁判所岸和田支部 岸和田簡易裁判所	596-0042 岸和田市加守町4-27-2	地・簡裁 072-441-2400 家裁 072-441-6803
佐野簡易裁判所	598-0007 泉佐野市上町1-4-5	072-462-0676
京都地方裁判所 京都簡易裁判所	604-8550 京都市中京区菊屋町	075-211-4111
京都家庭裁判所	606-0801 京都市左京区下鴨宮河町1	075-722-7211
伏見簡易裁判所	612-8034 京都市伏見区桃山町泰長老	075-601-2354
右京簡易裁判所	616-8162 京都市右京区太秦蜂岡町29	075-861-1220
向日町簡易裁判所	617-0004 向日市鶏冠井町西金村5-2	075-931-6043
木津簡易裁判所	619-0214 木津川市木津南垣外110	0774-72-0155
宇治簡易裁判所	611-0021 宇治市宇治琵琶33-3	0774-21-2394

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
京都地方裁判所園部支部 京都家庭裁判所園部支部 園部簡易裁判所	622-0004 南丹市園部町小桜町30	地・簡裁 0771-62-0237 家裁 0771-62-0840
亀岡簡易裁判所	621-0805 亀岡市安町野々神31-10	0771-22-0409
京都地方裁判所舞鶴支部 京都家庭裁判所舞鶴支部 舞鶴簡易裁判所	624-0853 舞鶴市字南田辺小字南裏町149	地・簡裁 0773-75-2332 家裁 0773-75-0958
京都地方裁判所宮津支部 京都家庭裁判所宮津支部 宮津簡易裁判所	626-0017 宮津市字島崎2043-1	地・簡裁 0772-22-2074 家裁 0772-22-2393
京丹後簡易裁判所	627-0012 京丹後市峰山町杉谷288-2	0772-62-0201
京都地方裁判所福知山支部 京都家庭裁判所福知山支部 福知山簡易裁判所	620-0035 福知山市字内記9	地・簡裁 0773-22-2209 家裁 0773-22-3663
神戸地方裁判所 神戸簡易裁判所	地裁 650-8575 簡裁 650-8565 神戸市中央区橘通2-2-1	078-341-7521
神戸家庭裁判所	652-0032 神戸市兵庫区荒田町3-46-1	078-521-5907
神戸地方裁判所明石支部 神戸家庭裁判所明石支部 明石簡易裁判所	673-0881 明石市天文町2-2-18	地・簡裁 078-912-3231 家裁 078-912-3233
神戸地方裁判所伊丹支部 神戸家庭裁判所伊丹支部 伊丹簡易裁判所	664-8545 伊丹市千僧1-47-1	地・簡裁 072-779-3071 家裁 072-779-3074
神戸地方裁判所柏原支部 神戸家庭裁判所柏原支部 柏原簡易裁判所	669-3309 丹波市柏原町柏原439	0795-72-0155
篠山簡易裁判所	669-2321 丹波篠山市黒岡92	079-552-2222
神戸地方裁判所洲本支部 神戸家庭裁判所洲本支部 洲本簡易裁判所	656-0024 洲本市山手1-1-18	地・簡裁 0799-22-3024 家裁 0799-25-2332
神戸地方裁判所尼崎支部 神戸家庭裁判所尼崎支部 尼崎簡易裁判所	661-0026 尼崎市水堂町3-2-34	地・簡裁 06-6438-3781 家裁 06-7670-9541
西宮簡易裁判所	662-0918 西宮市六湛寺町8-9	0798-35-9381
神戸地方裁判所姫路支部 神戸家庭裁判所姫路支部 姫路簡易裁判所	670-0947 姫路市北条1-250	地・簡裁 079-223-2721 家裁 079-281-2011
加古川簡易裁判所	675-0039 加古川市加古川町粟津759	079-422-2650
神戸地方裁判所社支部 神戸家庭裁判所社支部 社簡易裁判所	673-1431 加東市社490-2	0795-42-0123
神戸地方裁判所龍野支部 神戸家庭裁判所龍野支部 龍野簡易裁判所	679-4179 たつの市龍野町上霞城131	0791-63-3920
神戸地方裁判所豊岡支部 神戸家庭裁判所豊岡支部 豊岡簡易裁判所	668-0042 豊岡市京町12-81	地・簡裁 0796-22-2304 家裁 0796-22-2881

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
神戸家庭裁判所浜坂出張所 浜坂簡易裁判所	669-6701 美方郡新温泉町芦屋6-1	0796-82-1169
奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所 奈良簡易裁判所	630-8213 奈良市登大路町35	0742-26-1271
奈良地方裁判所葛城支部 奈良家庭裁判所葛城支部 葛城簡易裁判所	635-8502 大和高田市大字大中101-4	地・簡裁 0745-53-1012 家裁 0745-53-1774
宇陀簡易裁判所	633-2170 宇陀市大字陀下茶2126	0745-83-0127
奈良地方裁判所五條支部 奈良家庭裁判所五條支部 五條簡易裁判所	637-0043 五條市新町3-3-1	0747-23-0261
奈良家庭裁判所吉野出張所 吉野簡易裁判所	638-0821 吉野郡大淀町大字下淵350-1	0747-52-2490
大津地方裁判所 大津家庭裁判所 大津簡易裁判所	520-0044 大津市京町3-1-2	077-522-4281
甲賀簡易裁判所	528-0005 甲賀市水口町水口5675-1	0748-62-0132
大津家庭裁判所高島出張所 高島簡易裁判所	520-1623 高島市今津町住吉1-3-8	0740-22-2148
大津地方裁判所彦根支部 大津家庭裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所	522-0010 彦根市駅東町1-13	0749-22-0167
東近江簡易裁判所	527-0023 東近江市八日市緑町8-16	0748-22-0397
大津地方裁判所長浜支部 大津家庭裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所	526-0058 長浜市南呉服町6-22	0749-62-0240
和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所 和歌山簡易裁判所	640-8143 和歌山市二番丁1	073-422-4191
湯浅簡易裁判所	643-0004 有田郡湯浅町湯浅1794-31	0737-62-2473
和歌山家庭裁判所妙寺出張所 妙寺簡易裁判所	649-7113 伊都郡かつらぎ町妙寺111	0736-22-0033
橋本簡易裁判所	648-0072 橋本市東家5-2-4	0736-32-0314
和歌山地方裁判所御坊支部 和歌山家庭裁判所御坊支部 御坊簡易裁判所	644-0011 御坊市湯川町財部515-2	0738-22-0006
和歌山地方裁判所田辺支部 和歌山家庭裁判所田辺支部 田辺簡易裁判所	646-0033 田辺市新屋敷町5	0739-22-2801
串本簡易裁判所	649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台690-12	0735-62-0212
和歌山地方裁判所新宮支部 和歌山家庭裁判所新宮支部 新宮簡易裁判所	647-0015 新宮市千穂3-7-13	0735-22-2007

裁判所名	所 在 地		電 話 番 号
名古屋地方裁判所	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
執行部	460-8509	名古屋市中区三の丸1-7-4	052-205-1231
名古屋家庭裁判所	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	052-223-3411
名古屋簡易裁判所	460-8505	名古屋市中区三の丸1-7-1	052-203-8998
交通部	460-8509	名古屋市中区三の丸1-7-4	052-205-1254
調停部	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-5	052-203-3421
春日井簡易裁判所	486-0915	春日井市八幡町1-1	0568-31-2262
瀬戸簡易裁判所	489-0805	瀬戸市陶原町5-73	0561-82-4815
津島簡易裁判所	496-0047	津島市西柳原町3-11	0567-26-2746
名古屋地方裁判所半田支部 名古屋家庭裁判所半田支部 半田簡易裁判所	475-0902	半田市宮路町200-2	0569-21-1610
名古屋地方裁判所一宮支部 名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮簡易裁判所	491-0842	一宮市公園通4-17	地・簡裁 0586-73-3101 家裁 0586-73-3191
犬山簡易裁判所	484-0086	犬山市松本町2-12	0568-61-0390
名古屋地方裁判所岡崎支部 名古屋家庭裁判所岡崎支部 岡崎簡易裁判所	地・簡裁 444-8554 家裁 444-8550	岡崎市明大寺町奈良井3	地・簡裁 0564-51-4522 家裁 0564-51-8972
安城簡易裁判所	446-8526	安城市横山町毛賀知24-2	0566-76-3461
豊田簡易裁判所	471-0869	豊田市十塚町1-25-1	0565-32-0329
名古屋地方裁判所豊橋支部 名古屋家庭裁判所豊橋支部 豊橋簡易裁判所	440-0884	豊橋市大岡町110	地・簡裁 0532-52-3142 家裁 0532-52-3212
新城簡易裁判所	441-1387	新城市北畑40-2	0536-22-0059
津地方裁判所 津家庭裁判所 津簡易裁判所	514-8526	津市中央3-1	地裁 059-226-4172 家裁 059-226-4171 簡裁 059-226-4614
鈴鹿簡易裁判所	513-0801	鈴鹿市神戸3-25-3	059-382-0471
津地方裁判所松阪支部 津家庭裁判所松阪支部 松阪簡易裁判所	515-8525	松阪市中央町36-1	0598-51-0542
津地方裁判所伊賀支部 津家庭裁判所伊賀支部 伊賀簡易裁判所	518-0873	伊賀市上野丸之内130-1	0595-21-0002
津地方裁判所伊勢支部 津家庭裁判所伊勢支部 伊勢簡易裁判所	516-8533	伊勢市岡本1-2-6	0596-28-9185
津地方裁判所熊野支部 津家庭裁判所熊野支部 熊野簡易裁判所	519-4396	熊野市井戸町784	0597-85-2145
津家庭裁判所尾鷲出張所 尾鷲簡易裁判所	519-3615	尾鷲市中央町6-23	0597-22-0448

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
津地方裁判所四日市支部 津家庭裁判所四日市支部 四日市簡易裁判所	510-8526 四日市市三栄町1-22	地裁 059-352-7151 家裁 059-352-7185 簡裁 059-352-7197
桑名簡易裁判所	511-0032 桑名市吉之丸12	0594-22-0890
岐阜地方裁判所 岐阜家庭裁判所 岐阜簡易裁判所	500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1	058-262-5121
岐阜家庭裁判所郡上出張所 郡上簡易裁判所	501-4213 郡上市八幡町殿町63-2	0575-65-2265
岐阜地方裁判所多治見支部 岐阜家庭裁判所多治見支部 多治見簡易裁判所	507-0023 多治見市小田町1-22-1	0572-22-0698
岐阜家庭裁判所中津川出張所 中津川簡易裁判所	508-0045 中津川市かやの木町4-2	0573-66-1530
岐阜地方裁判所御嵩支部 岐阜家庭裁判所御嵩支部 御嵩簡易裁判所	505-0116 可児郡御嵩町御嵩1177	0574-67-3111
岐阜地方裁判所大垣支部 岐阜家庭裁判所大垣支部 大垣簡易裁判所	503-0888 大垣市丸の内1-22	0584-78-6184
岐阜地方裁判所高山支部 岐阜家庭裁判所高山支部 高山簡易裁判所	506-0009 高山市花岡町2-63-3	0577-32-1140
福井地方裁判所 福井家庭裁判所 福井簡易裁判所	910-8524 福井市春山1-1-1	0776-91-5053
大野簡易裁判所	912-8524 大野市弥生町1-11	0779-66-2120
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部 武生簡易裁判所	915-8524 越前市日野美2-6	0778-23-0050
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部 敦賀簡易裁判所	914-8524 敦賀市松栄町6-10	0770-22-0812
福井家庭裁判所小浜出張所 小浜簡易裁判所	917-8524 小浜市城内1-1-2	0770-52-0003
金沢地方裁判所 金沢家庭裁判所 金沢簡易裁判所	920-8655 金沢市丸の内7-1	地・簡裁 076-262-3221 家裁 076-221-3111
金沢地方裁判所小松支部 金沢家庭裁判所小松支部 小松簡易裁判所	923-8541 小松市小馬出町11	0761-22-8541
金沢地方裁判所七尾支部 金沢家庭裁判所七尾支部 七尾簡易裁判所	926-8541 七尾市馬出町八部1-2	0767-52-3135
金沢地方裁判所輪島支部 金沢家庭裁判所輪島支部 輪島簡易裁判所	928-8541 輪島市河井町15部49-2	0768-22-0054
金沢家庭裁判所珠洲出張所 珠洲簡易裁判所	927-1297 珠洲市上戸町北方い46-3	0768-82-0218

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
富山地方裁判所 富山家庭裁判所 富山簡易裁判所	939-8502 富山市西田地方町2-9-1	076-421-6324
富山地方裁判所魚津支部 富山家庭裁判所魚津支部 魚津簡易裁判所	937-0866 魚津市本町1-10-60	0765-22-0160
富山地方裁判所高岡支部 富山家庭裁判所高岡支部 高岡簡易裁判所	933-8546 高岡市中川本町10-6	0766-22-5151
富山家庭裁判所砺波出張所 砺波簡易裁判所	939-1367 砺波市広上町8-24	0763-32-2118
広島地方裁判所 広島簡易裁判所	730-0012 広島市中区上八丁堀2-43	082-228-0421
広島家庭裁判所	730-0012 広島市中区上八丁堀1-6	082-228-0494
東広島簡易裁判所	739-0012 東広島市西条朝日町5-23	082-422-2279
可部簡易裁判所	731-0221 広島市安佐北区可部4-12-24	082-812-2205
大竹簡易裁判所	739-0614 大竹市白石1-7-6	0827-52-2309
広島地方裁判所三次支部 広島家庭裁判所三次支部 三次簡易裁判所	728-0021 三次市三次町1725-1	地・簡裁 0824-63-5141 家裁 0824-63-5169
庄原簡易裁判所	727-0013 庄原市西本町1-19-8	0824-72-0217
広島地方裁判所呉支部 広島家庭裁判所呉支部 呉簡易裁判所	737-0811 呉市西中央4-1-46	地・簡裁 0823-21-4991 家裁 0823-21-4992
竹原簡易裁判所	725-0021 竹原市竹原町3553	0846-22-2059
広島地方裁判所福山支部 広島家庭裁判所福山支部 福山簡易裁判所	720-0031 福山市三吉町1-7-1	地・簡裁 084-923-2890 家裁 084-923-2806
府中簡易裁判所	726-0002 府中市鵜飼町542-13	0847-45-3268
広島地方裁判所尾道支部 広島家庭裁判所尾道支部 尾道簡易裁判所	722-0014 尾道市新浜1-12-4	0848-22-5285
山口地方裁判所 山口家庭裁判所 山口簡易裁判所	753-0048 山口市駅通り1-6-1	083-922-1330
防府簡易裁判所	747-0809 防府市寿町6-40	0835-22-0969
山口地方裁判所宇部支部 山口家庭裁判所宇部支部 宇部簡易裁判所	755-0033 宇部市琴芝町2-2-35	地・簡裁 0836-21-3197 家裁 0836-21-3198
山口家庭裁判所船木出張所 船木簡易裁判所	757-0216 宇部市大字船木183	0836-67-0036
山口地方裁判所周南支部 山口家庭裁判所周南支部 周南簡易裁判所	745-0071 周南市岐山通2-5	地・簡裁 0834-21-2610 家裁 0834-21-2698

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
山口地方裁判所萩支部 山口家庭裁判所萩支部 萩簡易裁判所	758-0041 萩市大字江向469	0838-22-0047
長門簡易裁判所	759-4101 長門市東深川1342-2	0837-22-2708
山口地方裁判所岩国支部 山口家庭裁判所岩国支部 岩国簡易裁判所	741-0061 岩国市錦見1-16-45	地・簡裁 0827-41-0161 家裁 0827-41-3181
山口家庭裁判所柳井出張所 柳井簡易裁判所	742-0002 柳井市山根10-20	0820-22-0270
山口地方裁判所下関支部 山口家庭裁判所下関支部 下関簡易裁判所	750-0009 下関市上田中町8-2-2	地・簡裁 083-222-4076 家裁 083-222-2899
岡山地方裁判所 岡山家庭裁判所 岡山簡易裁判所	700-0807 岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
高梁簡易裁判所	716-0013 高梁市片原町1	0866-22-2051
岡山家庭裁判所玉野出張所 玉野簡易裁判所	706-0011 玉野市宇野2-2-1	0863-21-2908
岡山家庭裁判所児島出張所 児島簡易裁判所	711-0911 倉敷市児島小川1-4-14	086-473-1400
岡山地方裁判所倉敷支部 岡山家庭裁判所倉敷支部 倉敷簡易裁判所	710-8558 倉敷市幸町3-33	086-422-1038
岡山家庭裁判所玉島出張所 玉島簡易裁判所	713-8102 倉敷市玉島1-2-43	086-522-3074
岡山家庭裁判所笠岡出張所 笠岡簡易裁判所	714-0081 笠岡市笠岡1732	0865-62-2234
岡山地方裁判所新見支部 岡山家庭裁判所新見支部 新見簡易裁判所	718-0011 新見市新見1222	0867-72-0042
岡山地方裁判所津山支部 岡山家庭裁判所津山支部 津山簡易裁判所	708-0051 津山市椿高下52	0868-22-9326
勝山簡易裁判所	717-0013 真庭市勝山628	0867-44-2040
鳥取地方裁判所 鳥取家庭裁判所 鳥取簡易裁判所	680-0011 鳥取市東町2-223	0857-22-2171
鳥取地方裁判所倉吉支部 鳥取家庭裁判所倉吉支部 倉吉簡易裁判所	682-0824 倉吉市仲ノ町734	0858-22-2911
鳥取地方裁判所米子支部 鳥取家庭裁判所米子支部 米子簡易裁判所	683-0826 米子市西町62	0859-22-2205
松江地方裁判所 松江家庭裁判所 松江簡易裁判所	690-8523 松江市母衣町68	0852-23-1701
松江家庭裁判所雲南出張所 雲南簡易裁判所	699-1332 雲南市木次町木次980	0854-42-0275

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
松江地方裁判所出雲支部 松江家庭裁判所出雲支部 出雲簡易裁判所	693-8523 出雲市今市町797-2	0853-21-2114
松江地方裁判所浜田支部 松江家庭裁判所浜田支部 浜田簡易裁判所	697-0027 浜田市殿町980	0855-22-0678
松江家庭裁判所川本出張所 川本簡易裁判所	696-0001 邑智郡川本町大字川本340	0855-72-0045
松江地方裁判所益田支部 松江家庭裁判所益田支部 益田簡易裁判所	698-0021 益田市幸町6-60	0856-22-0365
松江地方裁判所西郷支部 松江家庭裁判所西郷支部 西郷簡易裁判所	685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	08512-2-0005
福岡地方裁判所	810-8653 福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
福岡家庭裁判所	810-8652 福岡市中央区六本松4-2-4	092-711-9651
福岡簡易裁判所	810-8654 福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
宗像簡易裁判所	811-3431 宗像市田熊2-3-34	0940-36-2024
福岡家庭裁判所甘木出張所 甘木簡易裁判所	838-0061 朝倉市菩提寺571	0946-22-2113
福岡地方裁判所飯塚支部 福岡家庭裁判所飯塚支部 飯塚簡易裁判所	820-8506 飯塚市新立岩10-29	0948-22-1150
福岡地方裁判所直方支部 福岡家庭裁判所直方支部 直方簡易裁判所	822-0014 直方市丸山町1-4	0949-22-0522
福岡地方裁判所田川支部 福岡家庭裁判所田川支部 田川簡易裁判所	826-8567 田川市千代町1-5	0947-42-0163
福岡地方裁判所久留米支部 福岡家庭裁判所久留米支部 久留米簡易裁判所	地・簡裁 830-8530 久留米市篠山町21 家裁 830-8512	地・簡裁 0942-32-5387 家裁 0942-39-6943
うきは簡易裁判所	839-1321 うきは市吉井町343-6	0943-75-3271
福岡地方裁判所八女支部 福岡家庭裁判所八女支部 八女簡易裁判所	834-0031 八女市本町537-4	0943-23-4036
福岡地方裁判所柳川支部 福岡家庭裁判所柳川支部 柳川簡易裁判所	832-0045 柳川市本町4	0944-72-3121
福岡地方裁判所大牟田支部 福岡家庭裁判所大牟田支部 大牟田簡易裁判所	836-0052 大牟田市白金町101	0944-53-3503
福岡地方裁判所小倉支部 福岡家庭裁判所小倉支部 小倉簡易裁判所	地・簡裁 803-8531 北九州市小倉北区金田1-4-1 家裁 803-8532	093-561-3431
折尾簡易裁判所	807-0825 北九州市八幡西区折尾4-29-6	093-691-0229

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
福岡地方裁判所行橋支部 福岡家庭裁判所行橋支部 行橋簡易裁判所	824-0001 行橋市行事1-8-23	0930-22-0035
佐賀地方裁判所 佐賀家庭裁判所 佐賀簡易裁判所	840-0833 佐賀市中の小路3-22	0952-23-3161
鳥栖簡易裁判所	841-0036 鳥栖市秋葉町3-28-1	0942-82-2212
佐賀地方裁判所武雄支部 佐賀家庭裁判所武雄支部 武雄簡易裁判所	843-0022 武雄市武雄町大字武雄5660	0954-22-2159
佐賀家庭裁判所鹿島出張所 鹿島簡易裁判所	849-1311 鹿島市大字高津原3575	0954-62-2870
伊万里簡易裁判所	848-0027 伊万里市立花町4107	0955-23-3340
佐賀地方裁判所唐津支部 佐賀家庭裁判所唐津支部 唐津簡易裁判所	847-0012 唐津市大名小路1-1	0955-72-2138
長崎地方裁判所	850-8503 長崎市万才町9-26	095-822-6151
長崎家庭裁判所 長崎簡易裁判所	850-0033 長崎市万才町6-25	
長崎地方裁判所大村支部 長崎家庭裁判所大村支部 大村簡易裁判所	856-0831 大村市東本町287	0957-52-3501
長崎家庭裁判所諫早出張所 諫早簡易裁判所	854-0071 諫早市永昌東町24-12	0957-22-0421
長崎地方裁判所島原支部 長崎家庭裁判所島原支部 島原簡易裁判所	855-0036 島原市城内1-1195-1	0957-62-3151
長崎地方裁判所五島支部 長崎家庭裁判所五島支部 五島簡易裁判所	853-0001 五島市栄町1-7	0959-72-3315
長崎家庭裁判所新上五島出張所 新上五島簡易裁判所	857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2276-5	0959-42-0044
長崎地方裁判所厳原支部 長崎家庭裁判所厳原支部 厳原簡易裁判所	817-0013 対馬市厳原町中村642-1	0920-52-0067
長崎家庭裁判所上県出張所 上県簡易裁判所	817-1602 対馬市上県町佐須奈甲639-22	0920-84-2037
長崎地方裁判所佐世保支部 長崎家庭裁判所佐世保支部 佐世保簡易裁判所	857-0805 佐世保市光月町9-4	地・簡裁 0956-22-9175 家裁 0956-22-9176
長崎地方裁判所平戸支部 長崎家庭裁判所平戸支部 平戸簡易裁判所	859-5153 平戸市戸石川町460	0950-22-2004
長崎地方裁判所壱岐支部 長崎家庭裁判所壱岐支部 壱岐簡易裁判所	811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村舩624-1	0920-47-1019
大分地方裁判所 大分家庭裁判所 大分簡易裁判所	870-8564 大分市荷揚町7-15	097-532-7161

裁判所名	所 在 地		電 話 番 号
別府簡易裁判所	874-0908	別府市上田の湯町4-8	0977-22-0519
臼杵簡易裁判所	875-0041	臼杵市大字臼杵101-2	0972-62-2874
大分地方裁判所杵築支部 大分家庭裁判所杵築支部 杵築簡易裁判所	873-0001	杵築市大字杵築1180	0978-62-2052
大分地方裁判所佐伯支部 大分家庭裁判所佐伯支部 佐伯簡易裁判所	876-0815	佐伯市野岡町2-13-2	0972-22-0168
大分地方裁判所竹田支部 大分家庭裁判所竹田支部 竹田簡易裁判所	878-0013	竹田市大字竹田2065-1	0974-63-2040
大分地方裁判所中津支部 大分家庭裁判所中津支部 中津簡易裁判所	871-0050	中津市二ノ丁1260	0979-22-2115
大分家庭裁判所豊後高田出張所 豊後高田簡易裁判所	879-0606	豊後高田市玉津894	0978-22-2061
大分地方裁判所日田支部 大分家庭裁判所日田支部 日田簡易裁判所	877-0012	日田市淡窓1-1-53	0973-23-3145
熊本地方裁判所 熊本簡易裁判所	地裁 860-8513 簡裁 860-8531	熊本市中央区京町1-13-11	096-325-2121
熊本家庭裁判所	860-0001	熊本市中央区千葉城町3-31	096-355-6121
宇城簡易裁判所	869-3205	宇城市三角町波多438-18	0964-52-2149
熊本家庭裁判所御船出張所 御船簡易裁判所	861-3206	上益城郡御船町辺田見1250-1	096-282-0055
熊本地方裁判所阿蘇支部 熊本家庭裁判所阿蘇支部 阿蘇簡易裁判所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2476-1	0967-22-0063
熊本家庭裁判所高森出張所 高森簡易裁判所	869-1602	阿蘇郡高森町高森1385-6	0967-62-0069
熊本地方裁判所玉名支部 熊本家庭裁判所玉名支部 玉名簡易裁判所	865-0051	玉名市繁根木54-8	0968-72-3037
荒尾簡易裁判所	864-0041	荒尾市荒尾1588	0968-63-0164
熊本地方裁判所山鹿支部 熊本家庭裁判所山鹿支部 山鹿簡易裁判所	861-0501	山鹿市山鹿280	0968-44-5141
熊本地方裁判所八代支部 熊本家庭裁判所八代支部 八代簡易裁判所	866-8585	八代市西松江城町1-41	0965-32-2175
熊本家庭裁判所水俣出張所 水俣簡易裁判所	867-0041	水俣市天神町1-1-1	0966-62-2307
熊本地方裁判所人吉支部 熊本家庭裁判所人吉支部 人吉簡易裁判所	868-0056	人吉市寺町1	0966-23-4855

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
熊本地方裁判所天草支部 熊本家庭裁判所天草支部 天草簡易裁判所	863-8585 天草市諏訪町16-24	0969-23-2004
熊本家庭裁判所牛深出張所 牛深簡易裁判所	863-1901 天草市牛深町2061-17	0969-72-2540
鹿児島地方裁判所 鹿児島家庭裁判所 鹿児島簡易裁判所	892-8501 鹿児島市山下町13-47	099-222-7121
伊集院簡易裁判所	899-2501 日置市伊集院町下谷口1543	099-272-2538
鹿児島家庭裁判所種子島出張所 種子島簡易裁判所	891-3101 西之表市西之表16275-12	0997-22-0159
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所 屋久島簡易裁判所	891-4205 熊本郡屋久島町宮之浦2445-18	0997-42-0014
鹿児島地方裁判所知覧支部 鹿児島家庭裁判所知覧支部 知覧簡易裁判所	897-0302 南九州市知覧町郡6196-1	0993-83-2229
加世田簡易裁判所	897-0000 南さつま市加世田地頭所町1-3	0993-52-2347
鹿児島家庭裁判所指宿出張所 指宿簡易裁判所	891-0402 指宿市十町244	0993-22-2902
鹿児島地方裁判所加治木支部 鹿児島家庭裁判所加治木支部 加治木簡易裁判所	899-5214 姶良市加治木町仮屋町95	0995-62-2666
鹿児島家庭裁判所大口出張所 大口簡易裁判所	895-2511 伊佐市大口里2235	0995-22-0247
鹿児島地方裁判所川内支部 鹿児島家庭裁判所川内支部 川内簡易裁判所	895-0064 薩摩川内市花木町2-20	0996-22-2154
出水簡易裁判所	899-0201 出水市緑町25-6	0996-62-0178
甑島簡易裁判所	896-1201 薩摩川内市上甑町中甑480-1	09969-2-0054
鹿児島地方裁判所鹿屋支部 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部 鹿屋簡易裁判所	893-0011 鹿屋市打馬1-2-14	0994-43-2330
大隅簡易裁判所	899-8102 曾於市大隅町岩川6659-9	099-482-0006
鹿児島地方裁判所名瀬支部 鹿児島家庭裁判所名瀬支部 名瀬簡易裁判所	894-0033 奄美市名瀬矢之脇町1-1	0997-52-5141
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所 徳之島簡易裁判所	891-7101 大島郡徳之島町亀津554-2	0997-83-0019
宮崎地方裁判所 宮崎家庭裁判所 宮崎簡易裁判所	880-8543 宮崎市旭2-3-13	0985-23-2261
西都簡易裁判所	881-0003 西都市大字右松2519-1	0983-43-0344
宮崎地方裁判所日南支部 宮崎家庭裁判所日南支部 日南簡易裁判所	889-2535 日南市飫肥3-6-1	0987-25-1188

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
宮崎地方裁判所都城支部 宮崎家庭裁判所都城支部 都城簡易裁判所	885-0075 都城市八幡町2-3	0986-23-4131
小林簡易裁判所	886-0007 小林市真方112	0984-23-2309
宮崎地方裁判所延岡支部 宮崎家庭裁判所延岡支部 延岡簡易裁判所	882-8585 延岡市東本小路121	0982-32-3291
宮崎家庭裁判所日向出張所 日向簡易裁判所	883-0036 日向市南町8-7	0982-52-2211
宮崎家庭裁判所高千穂出張所 高千穂簡易裁判所	882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井118	0982-72-2017
那覇地方裁判所 那覇簡易裁判所	900-8567 那覇市樋川1-14-1	098-855-3366
那覇家庭裁判所	900-8603 那覇市樋川1-14-10	098-855-1000
那覇地方裁判所名護支部 那覇家庭裁判所名護支部 名護簡易裁判所	905-0011 名護市字宮里451-3	地・簡裁 0980-52-2642 家裁 0980-52-2742
那覇地方裁判所沖縄支部 那覇家庭裁判所沖縄支部 沖縄簡易裁判所	904-2194 沖縄市知花6-7-7	地・簡裁 098-939-0011 家裁 098-939-0017
那覇地方裁判所平良支部 那覇家庭裁判所平良支部 平良簡易裁判所	906-0012 宮古島市平良字西里345	地裁 0980-72-2025 家裁 0980-72-3428 簡裁 0980-72-3502
那覇地方裁判所石垣支部 那覇家庭裁判所石垣支部 石垣簡易裁判所	907-0004 石垣市字登野城55	地裁 0980-82-3076 家裁 0980-82-3812 簡裁 0980-82-3369
仙台地方裁判所 仙台家庭裁判所 仙台簡易裁判所	地裁 980-8639 家裁 980-8637 簡裁 980-8636 仙台市青葉区片平1-6-1	地・簡裁 022-222-6115 家裁 022-745-6203
仙台地方裁判所大河原支部 仙台家庭裁判所大河原支部 大河原簡易裁判所	989-1231 柴田郡大河原町字中川原9	地・簡裁 0224-52-2101 家裁 0224-52-2102
仙台地方裁判所古川支部 仙台家庭裁判所古川支部 古川簡易裁判所	989-6161 大崎市古川駅南2-9-46	地・簡裁 0229-22-1601 家裁 0229-22-1694
築館簡易裁判所	987-2252 栗原市築館薬師3-4-14	0228-22-3154
仙台地方裁判所登米支部 仙台家庭裁判所登米支部 登米簡易裁判所	987-0702 登米市登米町寺池桜小路105-3	0220-52-2011
仙台地方裁判所石巻支部 仙台家庭裁判所石巻支部 石巻簡易裁判所	986-0832 石巻市泉町4-4-28	地・簡裁 0225-22-0361 家裁 0225-22-0363
仙台地方裁判所気仙沼支部 仙台家庭裁判所気仙沼支部 気仙沼簡易裁判所	988-0022 気仙沼市河原田1-2-30	地・簡裁 0226-22-6659 家裁 0226-22-6626
福島地方裁判所 福島家庭裁判所 福島簡易裁判所	960-8512 福島市花園町5-38	024-534-2156

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
福島地方裁判所相馬支部 福島家庭裁判所相馬支部 相馬簡易裁判所	976-0042 相馬市中村字大手先48-1	0244-36-5141
福島地方裁判所郡山支部 福島家庭裁判所郡山支部 郡山簡易裁判所	963-8566 郡山市麓山1-2-26	地裁 024-932-5656 家裁 024-932-5855 簡裁 024-932-5681
福島地方裁判所白河支部 福島家庭裁判所白河支部 白河簡易裁判所	961-0074 白河市郭内146	地裁 0248-22-5555 家裁 0248-22-5591 簡裁 0248-22-5557
福島家庭裁判所棚倉出張所 棚倉簡易裁判所	963-6131 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町78-1	0247-33-3458
福島地方裁判所会津若松支部 福島家庭裁判所会津若松支部 会津若松簡易裁判所	965-8540 会津若松市追手町6-6	地裁 0242-26-5725 家裁 0242-26-5831 簡裁 0242-26-5734
福島家庭裁判所田島出張所 田島簡易裁判所	967-0004 南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3	0241-62-0211
福島地方裁判所いわき支部 福島家庭裁判所いわき支部 いわき簡易裁判所	970-8026 いわき市平字八幡小路41	地裁 0246-22-1321 家裁 0246-22-1376 簡裁 0246-22-1348
福島富岡簡易裁判所	979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町113	(事務移転中) 刑事 いわき簡易裁判所 0246-22-1338 民事他 郡山簡易裁判所 024-932-5697
山形地方裁判所 山形家庭裁判所 山形簡易裁判所	990-8531 山形市旅籠町2-4-22	023-623-9511
山形地方裁判所新庄支部 山形家庭裁判所新庄支部 新庄簡易裁判所	996-0022 新庄市住吉町4-27	0233-22-0265
山形地方裁判所米沢支部 山形家庭裁判所米沢支部 米沢簡易裁判所	992-0045 米沢市中央4-9-15	0238-22-2165
山形家庭裁判所赤湯出張所 赤湯簡易裁判所	999-2211 南陽市赤湯316	0238-43-2217
山形家庭裁判所長井出張所 長井簡易裁判所	993-0015 長井市四ツ谷1-7-20	0238-88-2073
山形地方裁判所鶴岡支部 山形家庭裁判所鶴岡支部 鶴岡簡易裁判所	997-0035 鶴岡市馬場町5-23	0235-23-6666
山形地方裁判所酒田支部 山形家庭裁判所酒田支部 酒田簡易裁判所	998-0037 酒田市日吉町1-5-27	0234-23-1234
盛岡地方裁判所 盛岡家庭裁判所 盛岡簡易裁判所	020-8520 盛岡市内丸9-1	019-622-3165
盛岡地方裁判所花巻支部 盛岡家庭裁判所花巻支部 花巻簡易裁判所	025-0075 花巻市花城町8-26	0198-23-5276
盛岡地方裁判所二戸支部 盛岡家庭裁判所二戸支部 二戸簡易裁判所	028-6103 二戸市石切所字荷渡22-14	0195-23-2591

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
盛岡家庭裁判所久慈出張所 久慈簡易裁判所	028-0022 久慈市田屋町2-50-5	0194-53-4158
盛岡地方裁判所遠野支部 盛岡家庭裁判所遠野支部 遠野簡易裁判所	028-0515 遠野市東館町2-3	0198-62-2840
釜石簡易裁判所	026-0022 釜石市大只越町1-7-5	0193-22-1824
盛岡地方裁判所宮古支部 盛岡家庭裁判所宮古支部 宮古簡易裁判所	027-0052 宮古市宮町1-3-30	0193-62-2925
盛岡地方裁判所一関支部 盛岡家庭裁判所一関支部 一関簡易裁判所	021-0877 一関市城内3-6	0191-23-4148
盛岡家庭裁判所大船渡出張所 大船渡簡易裁判所	022-0003 大船渡市盛町字宇津野沢9-3	0192-26-3630
盛岡地方裁判所水沢支部 盛岡家庭裁判所水沢支部 水沢簡易裁判所	023-0053 奥州市水沢大手町4-19	0197-24-7181
秋田地方裁判所 秋田家庭裁判所 秋田簡易裁判所	010-8504 秋田市山王7-1-1	018-824-3121
男鹿簡易裁判所	010-0511 男鹿市船川港船川字化世沢21	0185-23-2923
秋田地方裁判所本荘支部 秋田家庭裁判所本荘支部 本荘簡易裁判所	015-0872 由利本荘市瓦谷地21	0184-22-3916
秋田地方裁判所能代支部 秋田家庭裁判所能代支部 能代簡易裁判所	016-0817 能代市上町1-15	0185-52-3278
秋田地方裁判所大館支部 秋田家庭裁判所大館支部 大館簡易裁判所	017-0891 大館市字中城15	地・簡裁 0186-42-0071 家裁 0186-42-1574
秋田家庭裁判所鹿角出張所 鹿角簡易裁判所	018-5201 鹿角市花輪字下中島1-1	0186-23-2262
秋田地方裁判所大曲支部 秋田家庭裁判所大曲支部 大曲簡易裁判所	014-0063 大仙市大曲日の出町1-20-4	地・簡裁 0187-63-2033 家裁 0187-63-2373
秋田家庭裁判所角館出張所 角館簡易裁判所	014-0372 仙北市角館町小館77-4	0187-53-2305
秋田地方裁判所横手支部 秋田家庭裁判所横手支部 横手簡易裁判所	013-0013 横手市城南町2-1	地・簡裁 0182-32-4130 家裁 0182-32-4206
湯沢簡易裁判所	012-0844 湯沢市田町2-6-41	0183-73-2828
青森地方裁判所 青森家庭裁判所 青森簡易裁判所	地裁 030-8522 家裁 030-8523 青森市長島1-3-26 簡裁 030-8524	017-722-5351
青森家庭裁判所むつ出張所 むつ簡易裁判所	035-0073 むつ市中央1-1-5	0175-22-2712
青森家庭裁判所野辺地出張所 野辺地簡易裁判所	039-3131 上北郡野辺地町字野辺地419	0175-64-3279

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
青森地方裁判所弘前支部 青森家庭裁判所弘前支部 弘前簡易裁判所	036-8356 弘前市大字下白銀町7	0172-32-4321
青森地方裁判所五所川原支部 青森家庭裁判所五所川原支部 五所川原簡易裁判所	037-0044 五所川原市字元町54	0173-34-2927
鰺ヶ沢簡易裁判所	038-2754 西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町38	0173-72-2012
青森地方裁判所八戸支部 青森家庭裁判所八戸支部 八戸簡易裁判所	039-1166 八戸市根城9-13-6	0178-22-3104
青森地方裁判所十和田支部 青森家庭裁判所十和田支部 十和田簡易裁判所	034-0082 十和田市西二番町14-8	0176-23-2368
札幌地方裁判所	060-0042 札幌市中央区大通西11	011-350-4802
札幌家庭裁判所 札幌簡易裁判所	060-0042 札幌市中央区大通西12	家裁 011-221-7318 簡裁 011-330-2366
札幌地方裁判所浦河支部 札幌家庭裁判所浦河支部 浦河簡易裁判所	057-0012 浦河郡浦河町常盤町19	0146-22-4165
札幌家庭裁判所静内出張所 静内簡易裁判所	056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10	0146-42-0120
札幌地方裁判所苫小牧支部 札幌家庭裁判所苫小牧支部 苫小牧簡易裁判所	053-0018 苫小牧市旭町2-7-12	0144-32-3295
札幌地方裁判所室蘭支部 札幌家庭裁判所室蘭支部 室蘭簡易裁判所	050-0081 室蘭市日の出町1-18-29	0143-44-6733
伊達簡易裁判所	052-0021 伊達市末永町47-10	0142-23-3236
札幌地方裁判所岩見沢支部 札幌家庭裁判所岩見沢支部 岩見沢簡易裁判所	068-0004 岩見沢市4条東4	0126-22-6650
札幌家庭裁判所夕張出張所 夕張簡易裁判所	068-0411 夕張市末広1-92-16	0123-52-2004
札幌地方裁判所滝川支部 札幌家庭裁判所滝川支部 滝川簡易裁判所	073-0022 滝川市大町1-6-13	0125-25-6149
札幌地方裁判所小樽支部 札幌家庭裁判所小樽支部 小樽簡易裁判所	047-0024 小樽市花園5-1-1	0134-22-9157
札幌地方裁判所岩内支部 札幌家庭裁判所岩内支部 岩内簡易裁判所	045-0013 岩内郡岩内町字高台192-1	0135-62-0138
函館地方裁判所 函館家庭裁判所 函館簡易裁判所	地裁 040-8601 家裁 040-8602 函館市上新川町1-8 簡裁 040-8603	地・家裁 0138-38-2370 簡裁 0138-38-2340
函館家庭裁判所松前出張所 松前簡易裁判所	049-1501 松前郡松前町字建石48	0139-42-2122
函館家庭裁判所八雲出張所 八雲簡易裁判所	049-3112 二世郡八雲町末広町184	0137-62-2494

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
函館家庭裁判所寿都出張所 寿都簡易裁判所	048-0401 寿都郡寿都町字新栄町209	0136-62-2072
函館地方裁判所江差支部 函館家庭裁判所江差支部 江差簡易裁判所	043-0043 檜山郡江差町字本町237	0139-52-0174
旭川地方裁判所 旭川家庭裁判所 旭川簡易裁判所	地裁 070-8640 家裁 070-8641 旭川市花咲町4 簡裁 070-8642	0166-51-6251
旭川家庭裁判所深川出張所 深川簡易裁判所	074-0002 深川市2条1-4	0164-23-2813
旭川家庭裁判所富良野出張所 富良野簡易裁判所	076-0018 富良野市弥生町2-55	0167-22-2209
旭川地方裁判所留萌支部 旭川家庭裁判所留萌支部 留萌簡易裁判所	077-0037 留萌市沖見町2	0164-42-0465
旭川地方裁判所稚内支部 旭川家庭裁判所稚内支部 稚内簡易裁判所	097-0002 稚内市潮見1-3-10	0162-33-5289
旭川家庭裁判所天塩出張所 天塩簡易裁判所	098-3303 天塩郡天塩町新栄通7	01632-2-1146
旭川地方裁判所紋別支部 旭川家庭裁判所紋別支部 紋別簡易裁判所	094-0006 紋別市潮見町1-5-48	0158-23-2856
旭川地方裁判所名寄支部 旭川家庭裁判所名寄支部 名寄簡易裁判所	096-0014 名寄市西4条南9	01654-3-3331
旭川家庭裁判所中頓別出張所 中頓別簡易裁判所	098-5551 枝幸郡中頓別町字中頓別166-5	01634-6-1626
釧路地方裁判所 釧路家庭裁判所 釧路簡易裁判所	085-0824 釧路市柏木町4-7	0154-99-1222
釧路地方裁判所根室支部 釧路家庭裁判所根室支部 根室簡易裁判所	087-0026 根室市敷島町2-3	0153-24-1617
釧路家庭裁判所標津出張所 標津簡易裁判所	086-1632 標津郡標津町北2条西1-1-17	0153-82-2046
釧路地方裁判所帯広支部 釧路家庭裁判所帯広支部 帯広簡易裁判所	080-0808 帯広市東8条南9-1	0155-23-5141
釧路家庭裁判所本別出張所 本別簡易裁判所	089-3313 中川郡本別町柳町4	0156-22-2064
釧路地方裁判所北見支部 釧路家庭裁判所北見支部 北見簡易裁判所	090-0065 北見市寿町4-7-36	0157-24-8431
釧路家庭裁判所遠軽出張所 遠軽簡易裁判所	099-0403 紋別郡遠軽町1条通北2-3-25	0158-42-2259
釧路地方裁判所網走支部 釧路家庭裁判所網走支部 網走簡易裁判所	093-0031 網走市台町2-2-1	0152-43-4115

裁判所名	所 在 地		電 話 番 号
高松地方裁判所	760-8586	高松市丸の内1-36	087-851-1537
高松家庭裁判所 高松簡易裁判所	家裁 760-8585 簡裁 760-8586	高松市丸の内2-27	家裁 087-851-1631 簡裁 087-851-1848
高松家庭裁判所土庄出張所 土庄簡易裁判所	761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	0879-62-0224
高松地方裁判所丸亀支部 高松家庭裁判所丸亀支部 丸亀簡易裁判所	763-0034	丸亀市大手町3-4-1	地裁 0877-23-5270 家裁 0877-23-5340 簡裁 0877-23-5113
善通寺簡易裁判所	765-0013	善通寺市文京町3-1-1	0877-62-0315
高松地方裁判所観音寺支部 高松家庭裁判所観音寺支部 観音寺簡易裁判所	768-0060	観音寺市観音寺町甲2804-1	地・簡裁 0875-25-3467 家裁 0875-25-2619
徳島地方裁判所 徳島家庭裁判所 徳島簡易裁判所	770-8528	徳島市徳島町1-5-1	088-603-0111
鳴門簡易裁判所	772-0017	鳴門市撫養町立岩字七枚115	088-686-2710
吉野川簡易裁判所	779-3301	吉野川市川島町川島588	0883-25-2914
徳島地方裁判所阿南支部 徳島家庭裁判所阿南支部 阿南簡易裁判所	774-0030	阿南市富岡町西池田口1-1	0884-22-0148
徳島家庭裁判所牟岐出張所 牟岐簡易裁判所	775-0006	海部郡牟岐町大字中村字本村54-2	0884-72-0074
徳島地方裁判所美馬支部 徳島家庭裁判所美馬支部 美馬簡易裁判所	779-3610	美馬市脇町大字脇町1229-3	0883-52-1035
徳島家庭裁判所池田出張所 徳島池田簡易裁判所	778-0002	三好市池田町マチ2494-7	0883-72-0234
高知地方裁判所 高知家庭裁判所 高知簡易裁判所	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088-822-0576
高知地方裁判所安芸支部 高知家庭裁判所安芸支部 安芸簡易裁判所	784-0003	安芸市久世町9-25	0887-35-2065
高知地方裁判所須崎支部 高知家庭裁判所須崎支部 須崎簡易裁判所	785-0010	須崎市鍛冶町2-11	0889-42-0046
高知地方裁判所中村支部 高知家庭裁判所中村支部 中村簡易裁判所	787-0028	四万十市中村山手通54-1	地・簡裁 0880-35-3007 家裁 0880-35-4741
松山地方裁判所 松山簡易裁判所	790-8539	松山市一番町3-3-8	地裁 089-903-4379 簡裁 089-903-4373
松山家庭裁判所	790-0006	松山市南堀端町2-1	089-942-0083
松山地方裁判所大洲支部 松山家庭裁判所大洲支部 大洲簡易裁判所	795-0012	大洲市大洲845	0893-24-2038
八幡浜簡易裁判所	796-0041	八幡浜市裁判所通1550-6	0894-22-0176
松山地方裁判所今治支部 松山家庭裁判所今治支部 今治簡易裁判所	794-8508	今治市常盤町4-5-3	0898-23-0010

裁判所名	所 在 地	電 話 番 号
松山地方裁判所西条支部 松山家庭裁判所西条支部 西条簡易裁判所	793-0023 西条市明屋敷165	0897-56-0652
新居浜簡易裁判所	792-0023 新居浜市繁本町2-1	0897-32-2743
四国中央簡易裁判所	799-0405 四国中央市三島中央5-4-28	0896-23-2335
松山地方裁判所宇和島支部 松山家庭裁判所宇和島支部 宇和島簡易裁判所	798-0033 宇和島市鶴島町8-16	地・簡裁 0895-22-0091 家裁 0895-22-4466
松山家庭裁判所愛南出張所 愛南簡易裁判所	798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827	0895-72-0044

- 本データブックに掲載されているデータ等を引用又は転載するにあたり、個別の許可は必要ありません。
- データ等に注意書きが付されている場合には、正確を期するため、当該注意書きを併せて引用するようにしてください。
- 本データブックに掲載されているデータ等は、特に明示したものを除き、令和8年7月現在のものです。
- 裁判所では、裁判所について、より詳しく知っていただくためにウェブサイト을設けています。このウェブサイトでは、裁判所の組織や手続、裁判員制度の紹介といった一般的な事項から最高裁判所や各地の裁判所の裁判例情報、司法統計などの専門的なもの、裁判所職員の採用試験に関する情報まで幅広い情報を提供しています。

アドレスは、<https://www.courts.go.jp/index.html> です。